

# も く じ

	頁
1 はじめに	1
2 市町村合併に係る国等の動き	2
(1) 国の動き	2
(2) 全国市長会の動き	4
(3) 全国町村会の動き	5
3 現 況	7
(1) 面 積	7
(2) 人口と産業構造	7
(3) 地域内の交流人口	9
① 通勤・通学	9
② 医 療	10
③ 購買活動	11
(4) 生活関連基盤	12
(5) 産業・経済	13
① 第1次産業	13
② 第2次産業	14
③ 第3次産業	15
(6) 財政状況	17
4 調査研究結果	19
(1) 財政シミュレーション	19
① 合併した場合	20
② 単独の場合	35
(2) 合併に係る諸課題	37
① 行政サービス	37
② 主要施策	41
(3) 今後の自治体経営の在り方	42
① 現行制度と今後の自治体制度に関する構想	42
② 自治区制度についての考察（滝沢村）	46
③ 現行制度等との比較	49
(4) 調査研究結果の活用	51
5 参 考	53
(1) 経 過	53
(2) 行政サービス等の比較	54
(3) 財政シミュレーション	61
(4) 合併に係る諸課題等（行政サービス）	75
(5) 合併に係る諸課題等（主要施策等）	87

## 1 はじめに

少子・高齢社会の本格的な到来、高度情報化や国際化の一層の進展、さらには住民ニーズの多様化・高度化が益々進む中で、自己決定・自己責任を基本とする地方分権の考え方に沿った地域経営が求められる時代を迎えています。

盛岡市、雫石町、滝沢村、玉山村、紫波町及び矢巾町の6市町村は、通勤・通学や買い物、医療など住民の日常生活圏を共有し、相互にその機能を分担し合いながらひとつの都市圏を形成しており、県勢発展の牽引的な役割を果たすことが期待されています。

このような中で、様々な資源や人材を生かした産業の振興、豊かな自然環境の保全・活用を図るなど地域の将来ビジョンについて考え、さらには新しい時代のまちづくりの一つの手段ともなる市町村合併に関する情報の提供に共に努めるなど、緊密な連携と協力により地域の振興発展や住民の福祉向上に取り組んでいかなければならない時期に来ていると考えます。

もとより、合併の是非についての最終的な判断は地域住民となりますので、より具体的な判断材料を提供することが行政の責任であるとの6市町村の共通認識のもとに、名称を「盛岡地域合併問題研究会」、研究期間を6月末までとして、平成15年3月31日に設立したところです。

この報告書は、研究会において合併シミュレーションによる財政状況の見直しなどの資料や合併に係る諸課題等について、調査研究した内容を整理しとりまとめたものです。

## 2 市町村合併に係る国等の動き

### (1) 国の動き

#### ○ 地方分権推進法の制定（平成7年5月公布、同年7月施行）

この法律では、「地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講じることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。」と規定されている。

#### ○ 地方分権推進委員会の設置

平成7年7月に地方分権推進法に基づく地方分権推進委員会が設置され第1次から第5次までの勧告が行われた。

#### ○ 第25次地方制度調査会「市町村の合併に関する答申」

（平成10年4月）

住民発議制度や財政措置の一層の充実に加え、都道府県が管内の市町村に合併パターンを示す要綱を作成するよう提言した。この答申を受けて、いわゆる地方分権一括法の中で、475本に及ぶ法律改正が平成12年4月に施行され、財政支援制度や住民発議制度の拡充など、市町村合併に向けた環境がより一層整備された。

#### \* 岩手県広域行政推進指針（平成12年5月）

県内9つの広域市町村圏ごとに合併を含む、広域行政についての方向性を示した。

#### ○ 第26次地方制度調査会「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」（平成12年10月）

市町村合併については、住民投票制度の導入及び税財政面での必要な措置を提言した。

#### \* 地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正（平成14年3月）

- ・ 合併協議会に係る住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入
- ・ 税制上の特例措置の拡充（不均一課税の期間の延長 3年→5年）

○ 行政改革大綱（平成 12 年 12 月閣議決定）

市町村合併の推進の基本的な考え方において、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、行政として規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数 1,000 を目標とする。」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化することとした。

○ 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針

（平成 13 年 6 月 閣議決定）

この方針の第 4 章個性ある地方の競争の「自立し得る自治体」の項目で、市町村合併や広域行政をより強力に促進し、目途を立て速やかな市町村の再編を促すこととし、人口数千の団体と数十万の団体が同じように行政サービスを担うという仕組みを見直し、団体規模等に応じて仕事や責任を変える仕組みをさらに検討することとしている。

○ 第 27 次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（平成 15 年 4 月）

合併特例法の期限後に新たな合併法を制定して第二次合併運動を推進するが、その際の最小目標人口の明示については、引き続き検討することとし、併せて、「地域自治組織」の創設も盛り込んでいる。

新たな合併法には現行のような財政支援措置は盛り込まないが、現行法の期限内に合併を都道府県知事に申請した場合などには、財政支援措置の継続を認めることを盛り込んでいる。

合併で基礎的自治体の規模が大きくなることに対して、合併市町村が自主的な判断で内部に「地域自治組織」を創設できる仕組みも制度化することとした。この組織は、当面は合併市町村を対象に旧市町村単位に導入することとし、①指定都市の行政区②東京都の 23 特別区の二タイプを提案している。なお、財源は新たな合併市町村の財源によることとし、課税権や起債権などは認めないこととしている。併せて、第二次合併では、都道府県知事の勧告などの役割を強く求めるとともに、合併の協議が整わず合併できなかった市町村については、合併特例法の期限後一定期間経過した後に、包括的な基礎的自治体を形成する地域自治組織となることを都道府県に自ら申請することができるものとした。

基礎的自治体のあり方では、このほか、第二次合併後にも残る小規模自

治体について、行政サービスの提供が困難になることが想定されるとして、業務を窓口事務などに限定した「特例団体」への移行案も提案している。

## (2) 全国市長会の動き

### ○ 地方自治の将来像についての提言（平成 15 年 4 月）

市町村規模の基本的な考え方として、政令指定都市は県と同様に、中核市は現在の政令指定都市と同様に、特例市は現在の中核市と同様にし、その他の市については、10 万人以上の市に対して一層の権限を移譲する。将来的には概ね 10 万人以上の都市が基礎的自治体の標準的なものとして、現在都道府県が行っている事務・権限の多くをも併せて担当し、自立して総合的な行財政運営が行えるような分権型社会の実現を目指すべきである。

当面は、規模の異なる基礎的自治体の規模、能力、意欲に応じて、一層の事務・事業移譲を進めるとともに、それぞれの地域において広域連合の活用や合併などを自主的に進めていくなどにより分権の担い手としての都市の実力を付けていくことが重要である。

\* 地域自治組織の形態としては

- ・ 現行制度の地域審議会と同様、地域住民の意見を基礎的自治体の当該地域の行政運営に反映させる諮問機関型（近隣審議会と呼び委員は長の任命）
- ・ 地域自治組織が諮問答申、建議だけでなく、その地域に係る一定の住民に身近な事務について議決権を持つ議決機関型（近隣審議会と呼び委員は地域住民が選ぶ）
- ・ 地域自治組織が一定の議決権のみならず特定の事務（地域の公民館等の運営管理など）を自主的に行う機能を持つ近隣委員会型（委員は公選、委員長は任命又は、準公選）
- ・ 地域自治組織がその地域に係る事務について、議決権と執行機能を持ち、公選の議会と長（任命又は準公選）からなる特別地方公共団体型

このようにいくつかの組織形態が考えられるが、基礎的自治体の地域の状況は、様々あり、一律に画一的な制度をあてはめていくことは無理が

あると考えられるので、制度としては多様な類型を設けつつ、それらの中から自治体の判断で条例により、必要な地域に地域自治組織を任意に設置できるような制度とする方向で検討する必要がある。また、こうした制度については、合併市町村の場合に限らず、一般的な制度として創設することが適当である。さらに、現在、政令指定都市のみに設置が認められている行政区については、一定規模以上の都市においても設置できることとする検討が必要である。

### (3) 全国町村会の動き

#### ○ 市町村合併と基礎的自治体のあり方等について（平成 15 年 2 月）

##### ① 合併について

- ・現在の合併特例法のもとでも、関係市町村の自主的判断で行われるべきは当然であり、強制されるべきではない。
- ・現行特例法の期限切れ（平成 17 年 3 月）後も、人口規模を問わず市町村の自主的な合併は有り得るわけであり、その際合併に伴う特別な行財政需要はでてくるので、一定の特例措置を講ずる必要がある。
- ・人口××未満の市町村を強制編入合併させるような措置（西尾私案にいう内部団体移行論）は絶対とるべきではない。どうしても内部団体移行論を制度化したいというのであれば、強制的・自動的な移行ではなく、希望する市町村が選択できる仕組みにすべきである。

##### ② 基礎的自治体のあり方について

（基本的な考え方）

- ・人口規模の如何にかかわらず、全ての市町村は基礎的自治体（普通地方公共団体）として位置付けるべきである。
- ・人口規模だけでなく、経済的社会的な状況の相違（連たん戸数等）を勘案して定められている市町村の区分は現行どおりとし、国土の多様性に応じた多様な市町村で国土を形成すべきである。

（地方分権の受け皿づくりについて）

- ・人口一定以上の基礎的自治体が揃わなければ、地方分権が進まないとは思わない。権限、財源移譲に一定以上の人口規模が必要であるなら、合併を待つまでもなく現在のそのような人口規模の大きい自治体に権限等の移譲を進めるべきである。

(小規模市町村について)

- ・大半が農山漁村である小規模市町村のこれまで果たしてきた国土の保全などの重要な役割を認識すべきであるし、厳しい財政状況下にあっても、知恵と工夫を凝らしながら行財政改革の様々な課題に取り組んでいる現状を認識して欲しい。
- ・財政事情が厳しいからといって、小規模市町村に対してペナルティ的な措置を講じても解決にはならない。小規模市町村をねらい打ちしたような措置を講ずべきではなく、痛みは、平等に分担すべきである。
- ・小規模市町村が今後とも、より知恵と工夫をこらした行財政運営を行うためにも、国の一律基準、規制は廃止・緩和されるべきである。

(広域行政のあり方について)

- ・広域行政は、合併だけを唯一の手段とすることなく、地域の実情に応じて様々な対応が取れるような方途を講じておく必要がある。現在の制度に加え、広域連合制度をより徹底した「市町村連合」的なものの制度化を検討すべきである。

(住民自治の充実強化について)

- ・住民自治の充実・強化を図る観点から、「地域自治組織」の制度化も検討すべきである。具体的な内容については、設置の是非を含め市町村の条例で定めるようにすべきである。

### 3. 現況

#### (1) 面積

本地域（盛岡市、雫石町、滝沢村、玉山村、紫波町、矢巾町）は、北東北三県のほぼ中央に位置し、面積は 1,984 k m<sup>2</sup> で岩手県の総面積の 13% を占め、香川県をやや上回る広大な面積を有している。

可住地面積は 599 k m<sup>2</sup> で岩手県の 16% を占める。また、DID（人口集中地区）地区面積は 41 k m<sup>2</sup> で、岩手県の 48% を占める。

#### ■面積の現況

市町村名	面積(k m <sup>2</sup> )	可住地面積 (k m <sup>2</sup> ) (比率)		DID 面積 (k m <sup>2</sup> )
盛岡市	489.15	143.69	29.4%	38.62
雫石町	609.01	127.35	20.9%	—
滝沢村	182.32	86.47	47.4%	2.20
玉山村	397.32	92.90	23.4%	—
紫波町	239.03	98.50	41.2%	—
矢巾町	67.28	50.43	75.0%	—
計	1,984.11	599.34	30.2%	40.82
県内シェア	13.0%	16.4%		47.7%
岩手県全体	15,278.40	3,662.24	24.0%	85.66
香川県	1,875.88	982.03	52.4%	77.88

(資料)『国勢調査報告(2000(平成12)年)』(総務省)

『統計でみる市区町村のすがた(2002)』(総務省)

#### (2) 人口と産業構造

本地域の人口は、2000(平成12)年で約43万人と、県全体の3分の1を占め、全体では増加傾向にある。特に滝沢村、矢巾町、紫波町ではその多くを盛岡市からの転入により人口の増加が続いている。

人口の年齢階層別の構成は、年少人口が減少にある一方で、老年人口は雫石町、玉山村、紫波町では全国平均17.3%を上回っており、少子・高齢化は県内他地域と比較して緩やかであるものの、確実に進行している。

産業別の就業者数では、第1次産業は依然として減少傾向に、第2次産業は平成7年を境に微減しているが、第3次産業については増加傾向にある。



## ■年齢階層別人口及び構成比

	人口				年齢階層別人口構成比		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
盛岡市	288,843	44,134	199,462	45,189	15.3%	69.1%	15.6%
雫石町	19,750	2,840	12,513	4,397	14.4%	63.4%	22.3%
滝沢村	51,241	8,825	36,739	5,655	17.2%	71.7%	11.0%
玉山村	14,014	2,025	8,709	3,280	14.4%	62.1%	23.4%
紫波町	33,038	5,357	21,104	6,577	16.2%	63.9%	19.9%
矢巾町	25,268	4,447	16,923	3,898	17.6%	67.0%	15.4%
計	432,154	67,628	295,450	68,996	15.7%	68.4%	16.0%
県内シェア	30.5%	31.8%	32.9%	22.7%			
岩手県	1,416,180	212,470	899,177	303,988	15.0%	63.5%	21.5%

(注) 盛岡市、滝沢村の年齢階層別人口の合計は、年齢不詳があるため総数と一致しない。

年齢階層別人口構成比は、年齢不詳を含まない割合。四捨五入の関係で構成比合計は100%とならない。

(資料) 『国勢調査報告(2000(平成12)年)』(総務省)

## ■就業者の産業別構成の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
第1次産業	13.2%	10.8%	8.2%	7.0%
第2次産業	18.6%	19.7%	19.8%	19.6%
第3次産業	68.1%	69.5%	71.9%	73.2%

(注) 四捨五入の関係で構成比の合計は100%とならない。

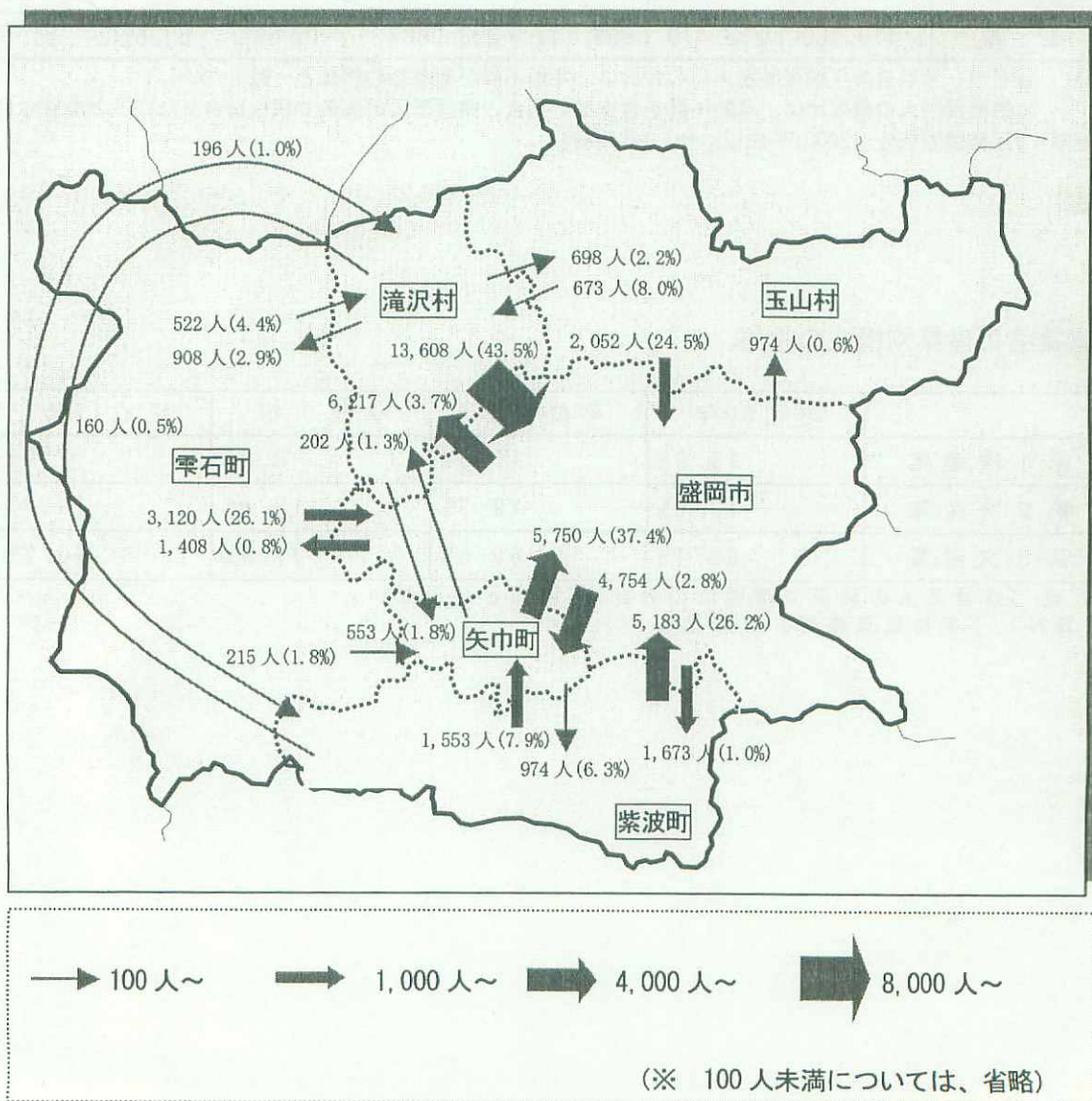
(資料) 『国勢調査報告』(総務省)

### (3) 地域内の交流人口

#### ①通勤・通学

通勤・通学では、各市町村それぞれの通勤・通学者総数のうち、市町村境を越えて通勤・通学する人について、滝沢村から盛岡市への通勤・通学者が13,608人(43.5%)、同様に盛岡市から滝沢村へ6,217人(3.7%)、矢巾町から盛岡市へ5,750人(37.4%)、紫波町から盛岡市へ5,183人(26.2%)となっている。また、各市町村における他市町村への通勤・通学者数のうち、盛岡市に通勤・通学する人の割合は、滝沢村では78.4%、雫石町では74.2%、矢巾町では73.3%となっている。

#### ■ 他市町村への通勤・通学の状況

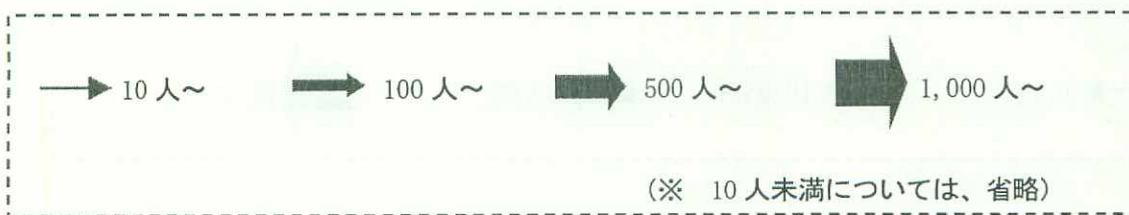
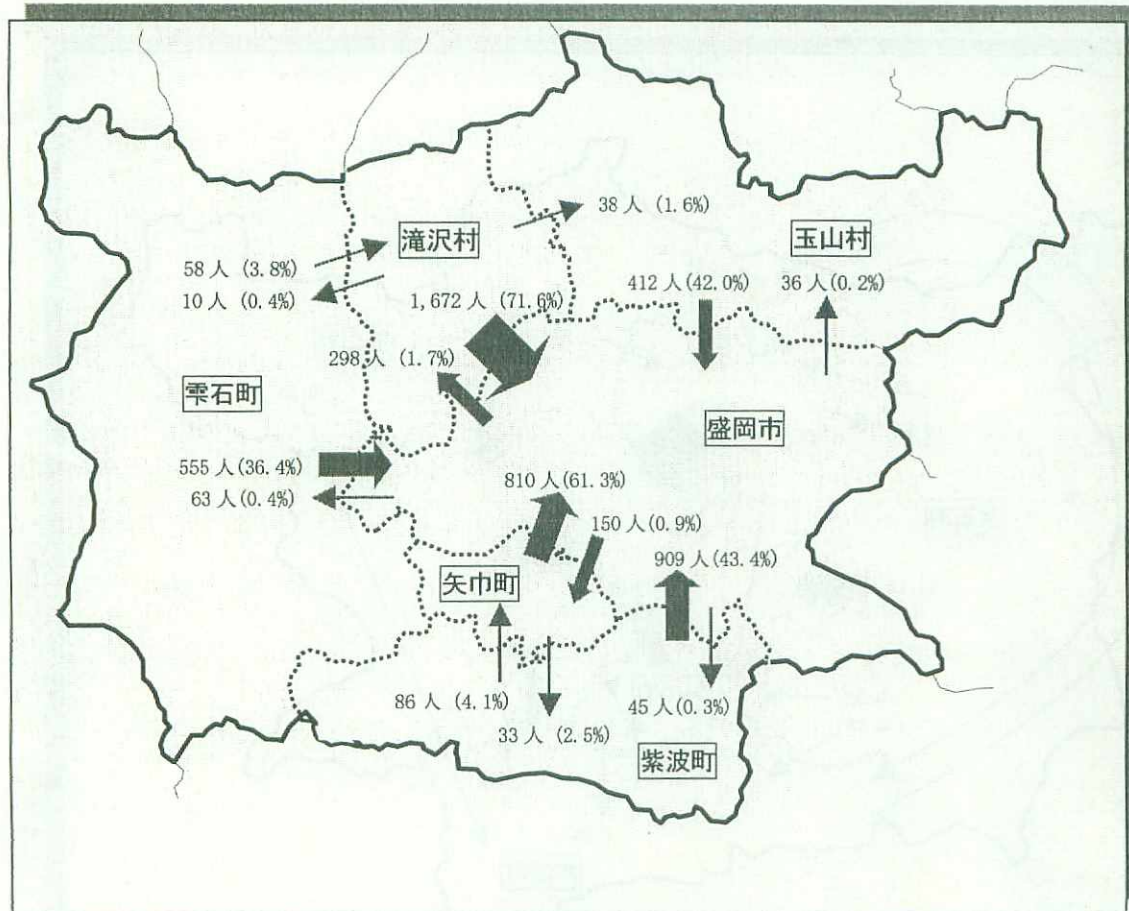


(資料) 『国勢調査報告(2000(平成12)年)』(総務省)

## ②医療

医療では、各市町村それぞれの受診者総数のうち、市町村境を越えて受診している人の割合が高いものは、滝沢村から盛岡市へが71.6%、矢巾町から盛岡市へが61.3%、紫波町から盛岡市へが43.4%となっている。

### ■ 他市町村への医療受診の状況

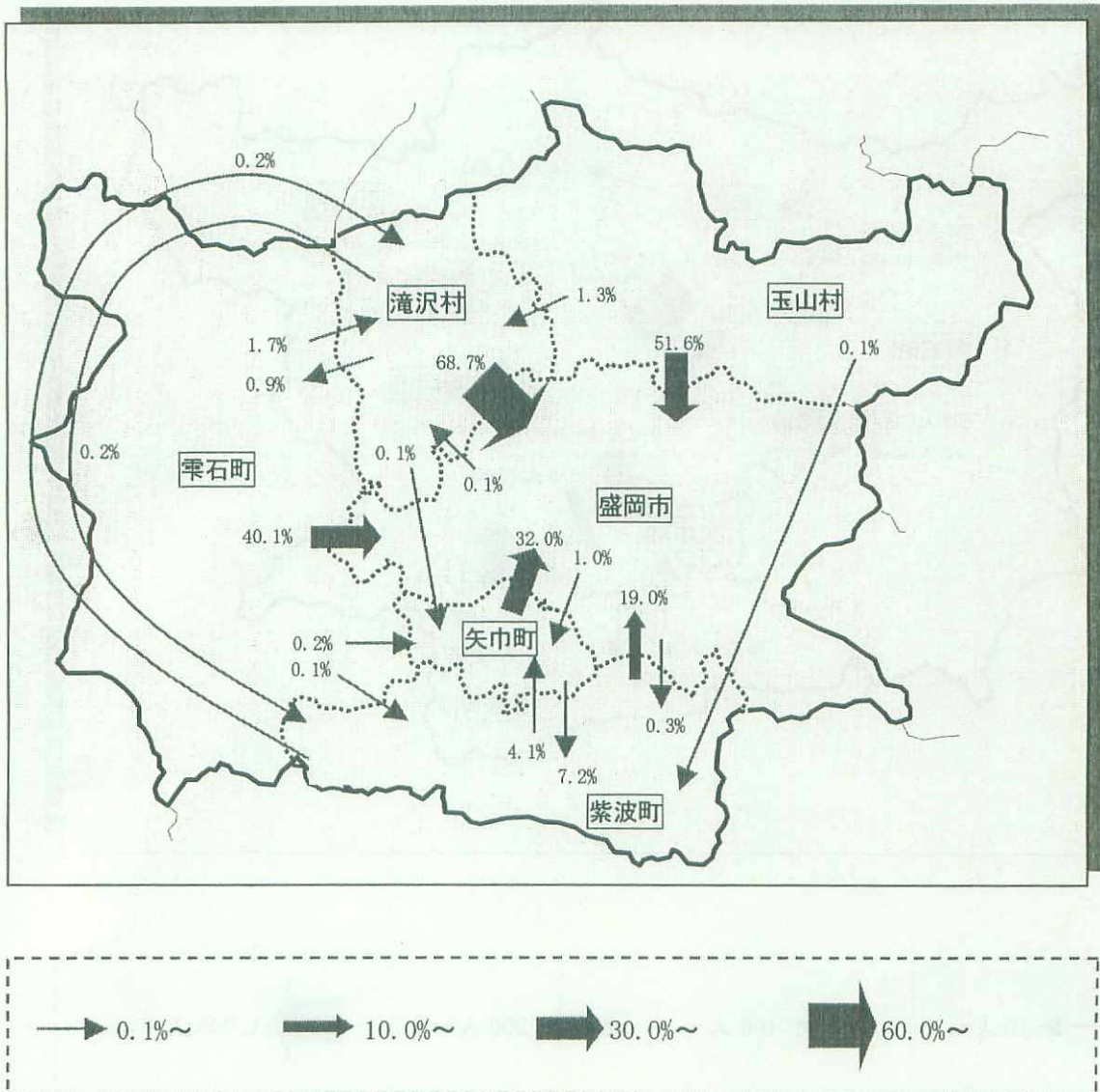


(資料)『患者実態調査(1997(平成9)年度)』(岩手県)

### ③購買動向

購買動向では、各市町村それぞれの購買者総数のうち、市町村境を越えて買い物する人の割合が高いものは、滝沢村から盛岡市へが 68.7%、玉山村から盛岡市へが 51.6%、雫石町から盛岡市へが 40.1%となっている。

#### ■ 他市町村への購買動向



(資料) 『広域消費購買動向調査 (1998 (平成 10) 年度)』 (岩手県)

#### (4) 生活関連基盤

上水道、簡易水道、専用水道を合わせた水道普及率を見ると、平成12年度で、盛岡市、滝沢村、紫波町、矢巾町では県平均よりも高くなっている。

都市圏内には、治水・防災や水道用水、農業用水の確保を目的に四十四田ダム、御所ダム、岩洞ダム、山王海ダム、煙山ダムが設置されているが、人口集中が顕著な都市地域などを中心に、治水や利水を目指した広域的な取組が進められている。

下水道事業については、北上川上流流域下水道事業として、紫波町を除く5市町村の区域を対象に1974(昭和49)年度から事業が計画的に進められており、2001(平成13)年4月現在、約23万6千人が下水道を使用している。紫波町では市町村単独事業として公共下水道事業が進められている。また、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の整備にも取り組まれている。

ごみ処理については、盛岡市(旧盛岡市域)、雫石町、滝沢村が単独処理を行っているほか、玉山村では岩手町と、紫波町及び矢巾町では盛岡市(都南地区)と一部事務組合により実施されている。容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村は、ごみの分別収集及び資源化に向けた取組を進めているが、その分別の基準などについては、統一されたものとはなっていない。また、家電リサイクル法の施行に伴う不法投棄なども見られるようになっている。

し尿処理については、下水道などの整備に伴い、総収集量は減少傾向にあるが、それぞれ一部事務組合を設置して共同処理を行っている。

#### ■生活関連基盤の整備状況

	上水道普及率	下水道普及率	農業集落排水整備率	合併処理浄化槽等整備率
単 位	(%)	(%)	(%)	(%)
対象年	2001	2001	2001	2001
岩手県	90.5	35.0		
盛岡市	97.0	82.5	2.2	3.6
雫石町	73.0	34.7	6.3	12.7
滝沢村	92.8	31.1	2.2	12.1
玉山村	65.6	4.4	5.2	23.3
紫波町	93.4	44.0	9.0	6.4
矢巾町	91.8	50.1	12.6	5.5

(資料)『岩手県地域統計指標(2002(平成14)年)』(岩手県)

## (5) 産業・経済

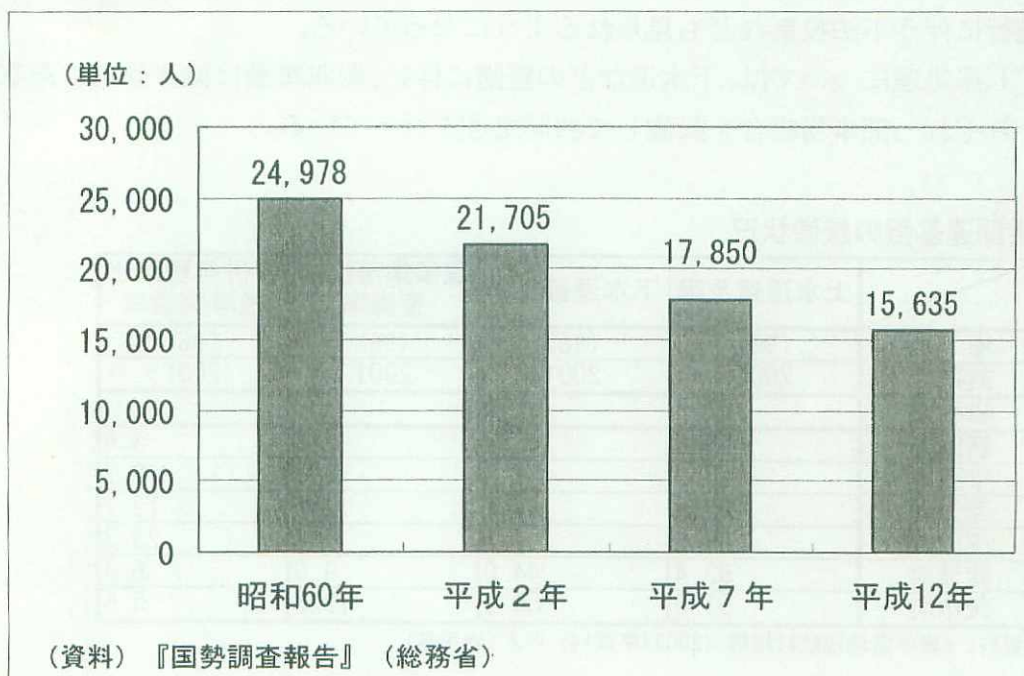
### ① 第1次産業

都市化の進展、農業従事者の減少や高齢化の進行、中山間地域での農家人口の流出、農産物の輸入自由化など、農業、農村を取り巻く環境が大きく変貌している。農家総数はここ10年間で大幅に減少しており、特に第1種兼業農家の減少が顕著になっている。このような中で、全国的にも優れた野菜や花卉の産地形成、県オリジナル水稻品種の生産拡大、果樹栽培の振興、畜産の振興、転作作物としての麦・大豆などの生産拡大、循環型の農業経営の構築など、地域の特徴を生かした農業振興や農村と都市住民との交流活動を活発に行っている。

林業では、人工林が成熟期を迎えており、森林の適正な管理の推進や木材の生産、加工流通部門の整備、林道などの生産基盤の整備が進められている。しかし、長期の木材価格の低迷による森林経営意欲の減退、林業従事者の減少と高齢化などにより、適期の手入れの遅れなど、管理水準の低下が懸念されている。

一方、林業の活性化に向けて、原木しいたけの主産地化を目指した取組、地場の木材の公共施設への利用促進などの経営自立化に向けた取組が展開されている。

### ■ 第1次産業就業人口の推移



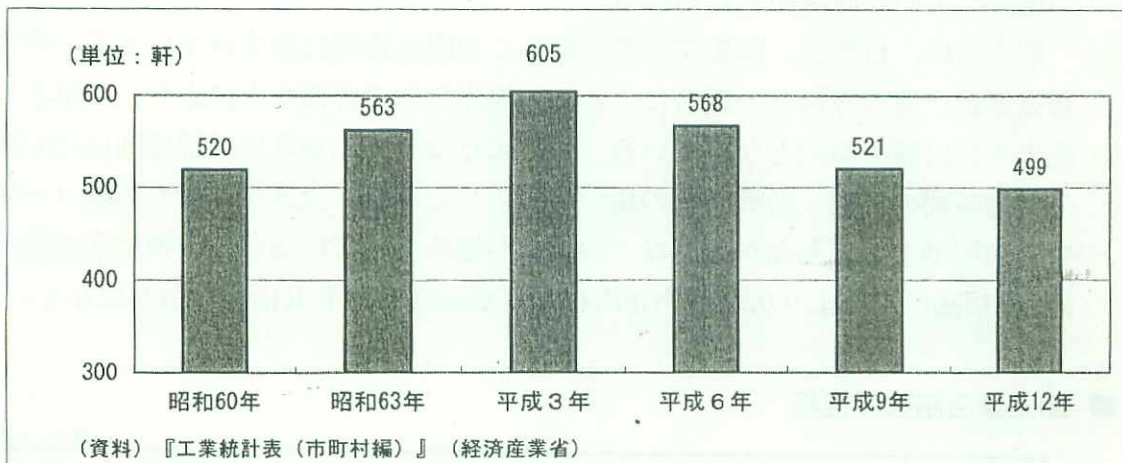
## ②第2次産業

工業では、矢巾町や玉山村の工業団地のほか、産業支援サービス業の集積を目指す滝沢村の盛岡西リサーチパークが整備されるなど、高度化・情報化に対応した取組が進んでいる。

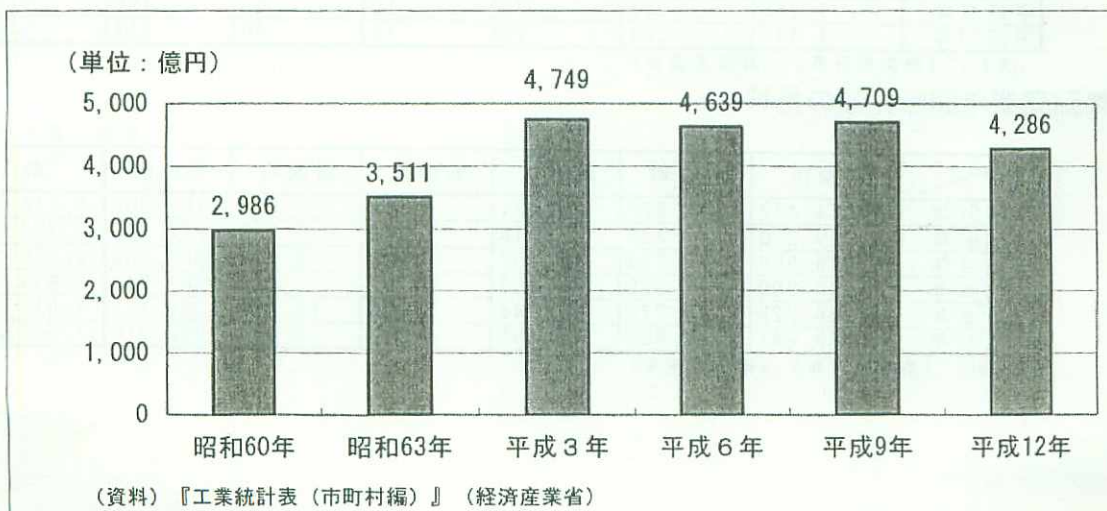
特に、本都市圏では、首都圏とのアクセスの良さや北上川流域の工業集積を背景として、情報処理産業などの進出がみられる一方で、国際競争が厳しくなる中、加工組立などの大規模事業所の閉鎖や集約化といった状況も生じているなど、地域の雇用環境に大きな影響を与えている。

地場産業では、伝統工芸品の南部鉄器をはじめとする数多くの伝統産業が培われてきたほか、都市機能集積を背景に印刷・出版業や食料品製造業などが展開されているが、全体として事業所数、従業者数は減少傾向にある。

### ■製造業事業所数の推移



### ■製造品出荷額等の推移



### ③第3次産業

卸売業は、流通団地の整備や交通体系の整備などによって集散機能に優位性のある盛岡市と矢巾町に多く集中している。2001（平成13）年には盛岡市中央卸売市場が移転、新設されたことにより、盛岡南IC周辺地域における流通拠点性が高まっている。しかし、景気の低迷に伴う産業活動の停滞、流通構造の変化などにより、都市圏の卸売業については、商店数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にある。

小売業は、消費者の購買意欲の減退に加え、経営者の高齢化や郊外への大型小売店の進出などにより、雫石町や玉山村などで商店数が減少している。このような中、盛岡市では2000（平成12）年3月に中心市街地活性化基本計画を策定し、2001年5月に設立された「盛岡まちづくり株式会社」による商店街のアーケードの改修や駐車場の整備など、中心市街地の活性化に取り組んでいる。既存商店街では、大型店と共存できる魅力ある商店街づくりに取り組んでいるが、空き店舗が増加している商店街も見られる。

観光では、自然系、歴史文化系の数多くの観光資源に恵まれているが、昨今の景気低迷、海外旅行との競合による国内観光全体の停滞などにより、全体として観光客数は減少傾向となっている。このような中で、東北新幹線盛岡以北の開業や労働時間の短縮、余暇時間の増大に対応した体験・交流型施設や体験コース、中心市街地でのまちなか観光などの整備が進められているほか、観光客誘致のため、都市圏はもとより広域圏内市町村などが連携してPR活動に取り組んでいる。

#### ■ 卸売業店舗数の推移

（単位：店）

	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	計
昭和60年	1,282	10	44	12	49	153	1,550
昭和63年	1,328	7	58	13	46	155	1,607
平成3年	1,439	8	79	14	37	192	1,769
平成6年	1,447	8	86	11	37	204	1,793
平成9年	1,268	11	73	10	39	199	1,600
平成11年	1,415	21	79	14	40	211	1,780

（資料）『商業統計表』（経済産業省）

#### ■ 卸売業年間販売額の推移

（単位：百万円）

	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	計
昭和60年	1,034,442	628	17,421	512	5,981	257,866	1,316,850
昭和63年	1,029,260	479	19,578	650	5,856	272,406	1,328,229
平成3年	1,219,859	794	25,997	839	6,008	305,659	1,559,156
平成6年	1,303,200	6,922	46,867	3,798	15,060	301,640	1,677,487
平成9年	1,166,228	44,772	40,246	2,926	23,465	336,171	1,613,808
平成11年	1,188,041	12,932	36,685	4,514	18,052	322,719	1,582,943

（資料）『商業統計表』（経済産業省）



### ■小売業店舗数の推移

(単位：店)

	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	計
昭和60年	3,467	238	186	172	406	185	4,654
昭和63年	3,644	227	219	168	385	175	4,818
平成3年	3,660	215	235	153	356	179	4,798
平成6年	3,472	207	231	141	340	168	4,559
平成9年	3,230	203	229	133	368	190	4,353
平成11年	3,242	192	256	135	365	194	4,384

(資料) 『商業統計表』 (経済産業省)

### ■小売業年間販売額の推移

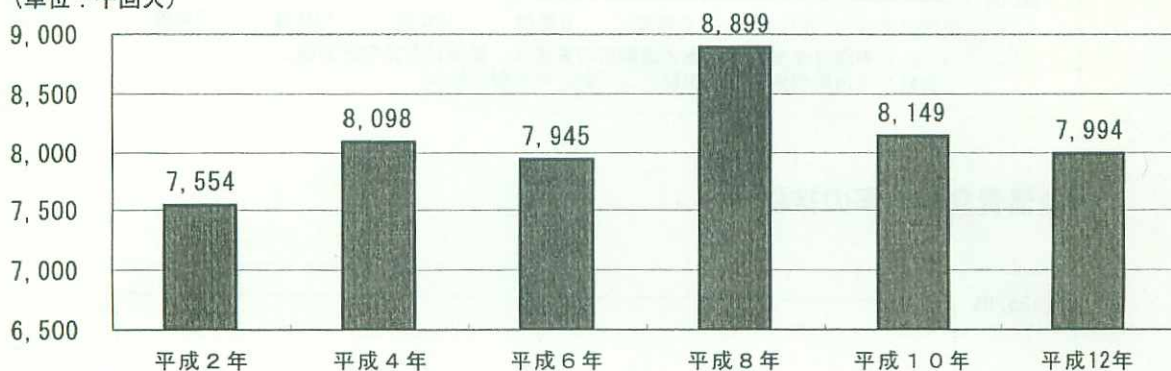
(単位：百万円)

	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	計
昭和60年	296,268	13,396	13,481	7,563	18,482	12,212	361,402
昭和63年	316,735	12,472	19,446	8,188	18,194	12,265	387,300
平成3年	363,247	15,288	26,817	8,059	22,581	15,740	451,732
平成6年	401,115	17,670	30,515	9,048	22,608	20,838	501,794
平成9年	411,649	21,436	36,883	9,509	24,578	27,659	531,714
平成11年	415,158	16,295	41,864	8,481	26,979	30,258	539,035

(資料) 『商業統計表』 (経済産業省)

### ■観光入り込み客数の推移

(単位：千回人)

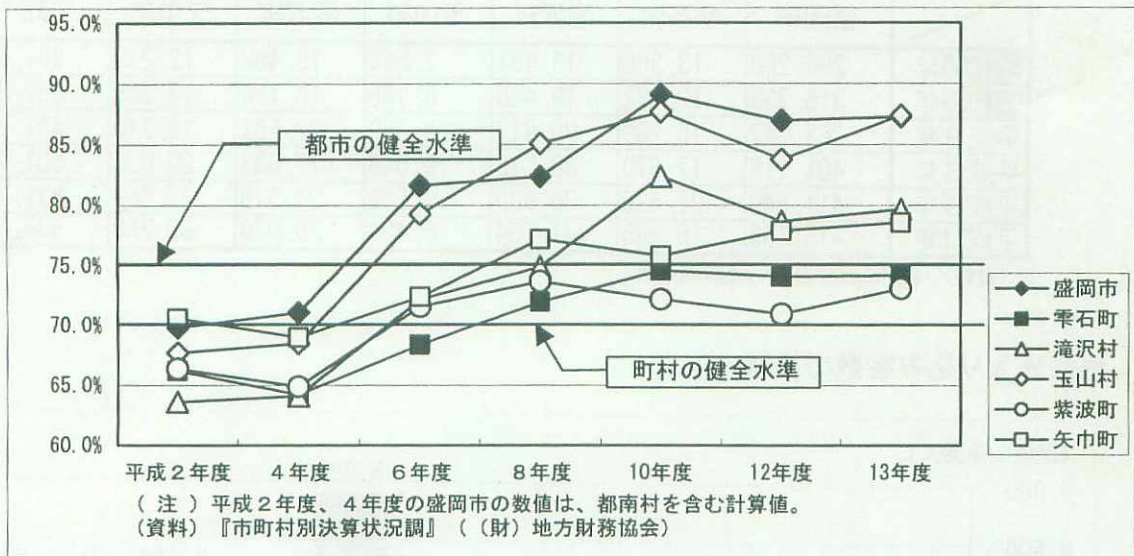


(資料) 『全国観光動向』 [(社) 日本観光連盟] 『岩手県統計』

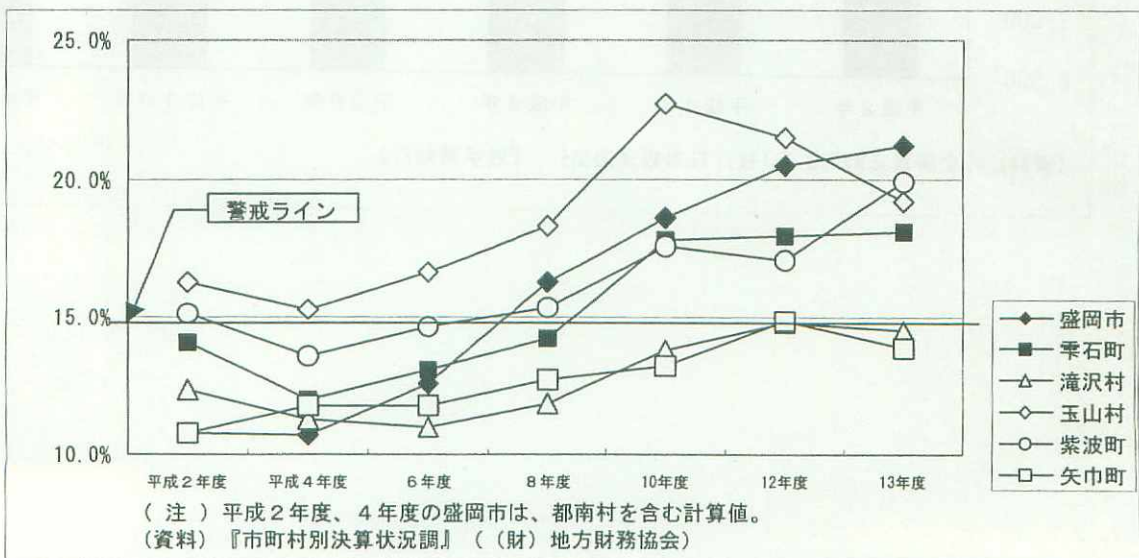
## (6) 財政状況

各市町村の財政状況は、景気低迷に伴う税収の落ち込みなどから悪化傾向にあり、市町村の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、バブル崩壊後の1993（平成5）年度から1996（平成8）年度にかけて上昇しており、市町村のそれぞれの健全水準（一般的には都市にあつては75%、町村にあつては70%程度）を上まわる状況にある。また、財政における公債費の償還に充てられた財源の割合を示す公債費負担比率では、滝沢村、矢巾町以外の市町村では健全水準とされる15%を超える状況となっており、財政構造は弾力性を失いつつある。

### ■経常収支比率の推移



### ■公債費負担比率の推移



## ■ 財政指標の比較（平成13年度）

	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町
財政力指数 *1	0.71	0.38	0.51	0.30	0.37	0.49
起債制限比率 *2	13.6%	11.8%	9.2%	8.9%	11.5%	10.7%
経常収支比率 *3	87.3%	74.2%	79.7%	87.4%	73.1%	78.6%
公債費負担比率 *4	21.2%	18.1%	14.5%	19.2%	19.9%	13.9%
経常一般財源比率*5	99.2%	100.5%	99.5%	97.5%	99.4%	100.4%
自主財源比率 *6	51.7%	33.3%	34.3%	29.9%	36.6%	49.4%
一般財源比率 *7	66.5%	75.8%	53.6%	60.4%	73.5%	63.9%
義務的経費の割合*8	47.2%	41.0%	32.9%	40.6%	41.1%	33.7%
投資的経費の割合*9	19.4%	17.3%	34.1%	23.4%	16.1%	22.4%

### \*1 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を表す指標として用いられる。財政力指数が高いほど自主財源（地方公共団体が自ら調達できる財源）の割合が高く財政力が強いとされ、財政力指数（単年度）が1.0以上になると、その年度は普通交付税の交付を受けない。

【基準財政収入額÷基準財政需要額】

### \*2 起債制限比率

財政の健全性を確保するため、地方債の発行を制限する指標となっている。起債制限比率が20%以上となる地方公共団体に対しては、一定の起債が制限される。

### \*3 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標として用いられる。この比率が低いほど財政的に弾力性（ゆとり）があり、様々な状況に対応できることを示す。

【(経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額)×100】

経常経費：人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費。

経常一般財源：地方税、地方交付税、地方譲与税など経常的に収入が見込まれ、その使途が特定されない収入。

### \*4 公債費負担比率

地方債の償還経費である公債費の負担が、当該団体の財政運営に及ぼす影響を知る指標の一つである。

【(公債費充当一般財源÷一般財源総額)×100】

### \*5 経常一般財源比率

【(経常一般財源÷標準財政規模)×100】

### \*6 自主財源

歳入のうち、地方公共団体が自ら確保できるもので、地方税、使用料、手数料、分担金及び負担金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、寄付金をいう。その他の地方交付税、地方特例交付金、国庫支出金、県交付金、地方債等は依存財源である。

### \*7 一般財源比率

歳入総額に占める一般財源（地方公共団体の歳入のうち使途が指定されないもの）の比率。

### \*8 義務的経費

毎年歳出が義務付けられており、任意に削減できない人件費や扶助費、公債費といった硬直性の強い経費。

### \*9 投資的経費

支出の効果が長期間にわたって持続するもので、道路などの公共施設の設置や河川改修といった資本形成に使われるもの。

## 4 調査研究結果

### (1) 財政シミュレーション

平成 14 年 8 月に県が作成した「合併シミュレーションソフト」を用いて、6 市町村が合併した場合と合併しない場合の比較、単独市町村の場合について、平成 16 年度から 31 年度までの財政状況の見通しを初期設定値を条件として試算した。

#### \* 「合併シミュレーションソフト」について

このソフトは、平成 16 年 4 月 1 日に合併することを想定し、平成 12 年度の決算額等の統計データ、将来人口推計、経済成長率の予想、国の財政支援策等、一定の条件に基づいて将来の財政状況を試算するものである。

#### \* 将来人口推計

(財) 統計情報研究開発センター「市町村別将来推計人口」(平成 14 年 1 月発行)を用いている。(1995 年と 2000 年の国勢調査のみを用いてこの 5 年間の人口変動が将来も同様に持続するものとして推計されている。)

#### \* 「初期設定値」

- (1) 経済成長率は、平成 13 年度及び 14 年度については、平成 14 年 1 月 18 日に経済財政諮問会議に提出された内閣府試算(平成 13 年度：▲2.4%、平成 14 年度：▲0.9%)を参考とし、平成 15 年度以降は 0%を初期設定値としている。
- (2) 基準財政需要額伸び率及び特別交付税伸び率は、平成 14 年度については、平成 14 年度地方財政計画地方交付税伸び率(▲4.0%)を参考とし、平成 15 年度以降は▲0.5%を初期設定値としている。
- (3) 合併特例債投資割合(基金)は、標準基金規模の上限額を合併年度から 10 年間にわたって同割合で投資するものとしている。

#### \* 地方税

- (1) 都市計画税については、課税区域が拡大される場合が想定されるが、当該合併市町村の課税自主権に属することであるため、本シミュレーションでは考慮されていない。
- (2) 事業所税については、当該合併市町村が属する類似団体の指標を用いて、事業所税を推定している。

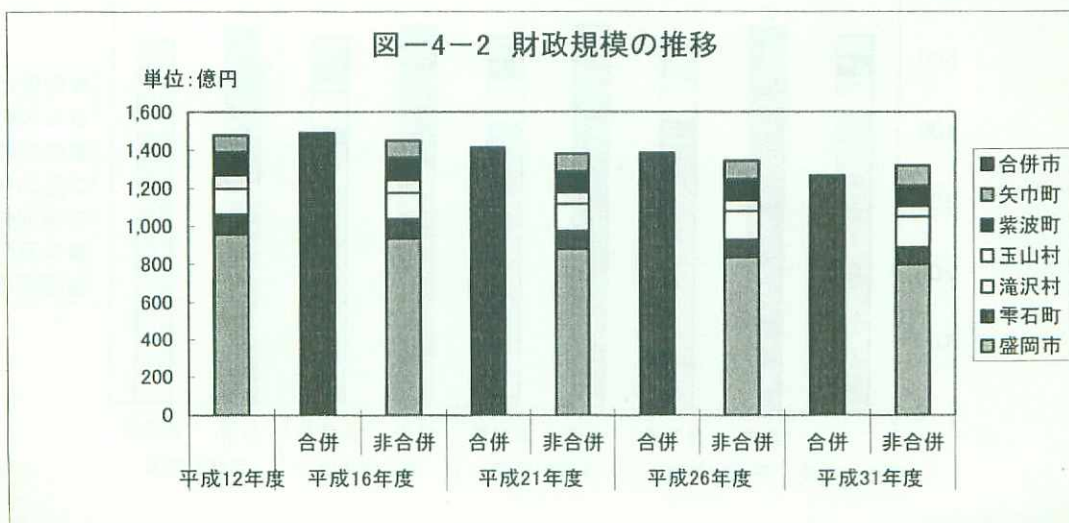
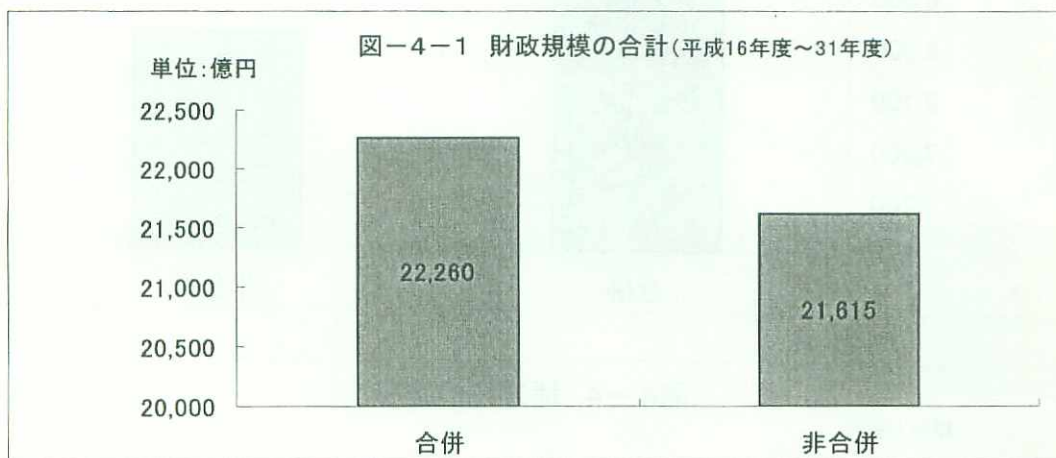
## ① 合併した場合

### a. 財政規模（歳入・歳出）

平成16年度から平成31年度までの16年間の財政規模の合計（歳入或いは歳出の合計）は、合併した場合と合併しない場合（非合併）を比較すると、合併した場合の方が約645億円多くなる（3.0%の増）見込みである。（図4-1）

合併した場合の方が財政規模が多くなるのは、国の財政支援措置により地方交付税が多く交付されることや人口が30万人以上になることにより事業所税の新たな課税による市税の増収、合併特例債の発行により普通建設事業費が多く確保できることなどによるものである。

年度毎の財政規模の推移（図4-2）は、平成16年度、21年度、26年度と合併した方が財政規模は大きくなるが、その差は段階的に小さくなり、平成31年度には合併した方が小さくなるの見込まれる。平成31年度に、合併した方が財政規模が小さくなるのは、普通交付税額の算定の特例が平成31年度で終了することにより、地方交付税が減少することなどによるものである。

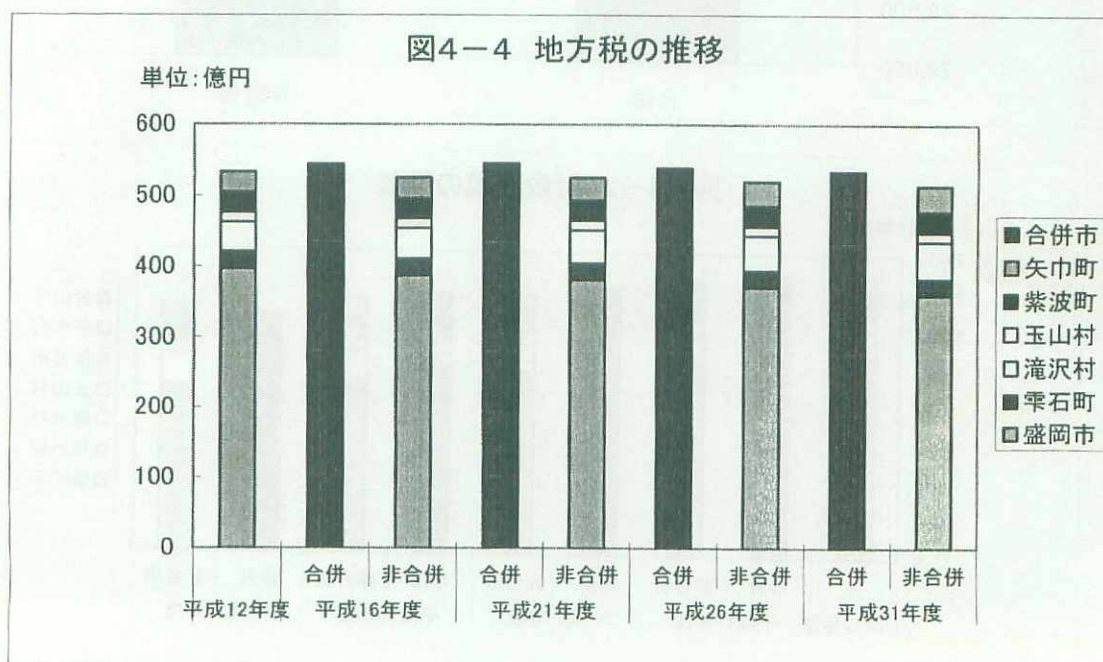
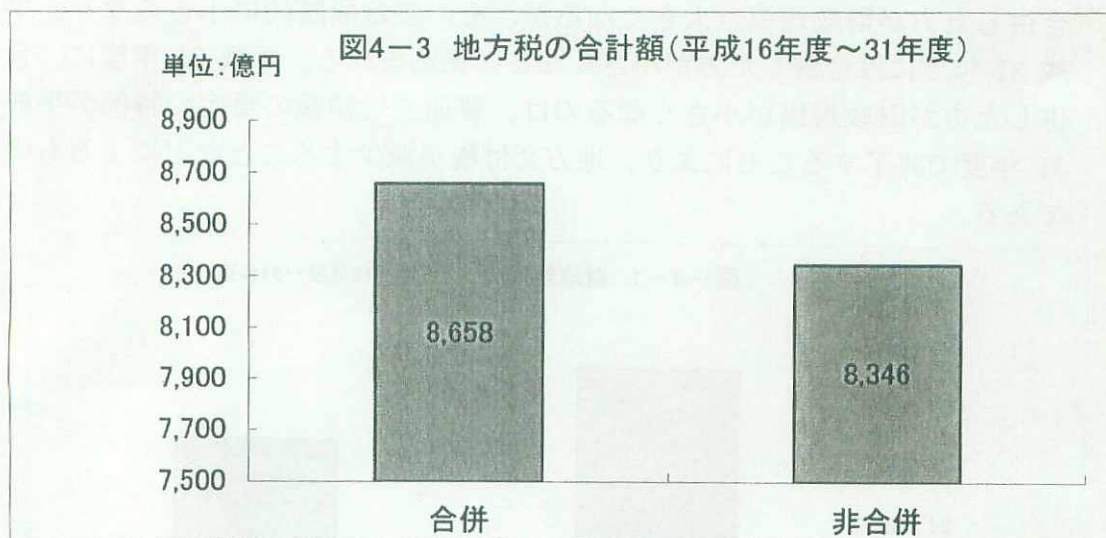


## b. 歳入

### ■地方税

歳入の中で最も大きな割合を占める地方税は、平成16年度から31年度までの16年間で、合併した場合の方が312億円多くなる(3.8%の増)見込みである。(図4-3) このうち307億円は新たに事業所税が課税されることによるものである。

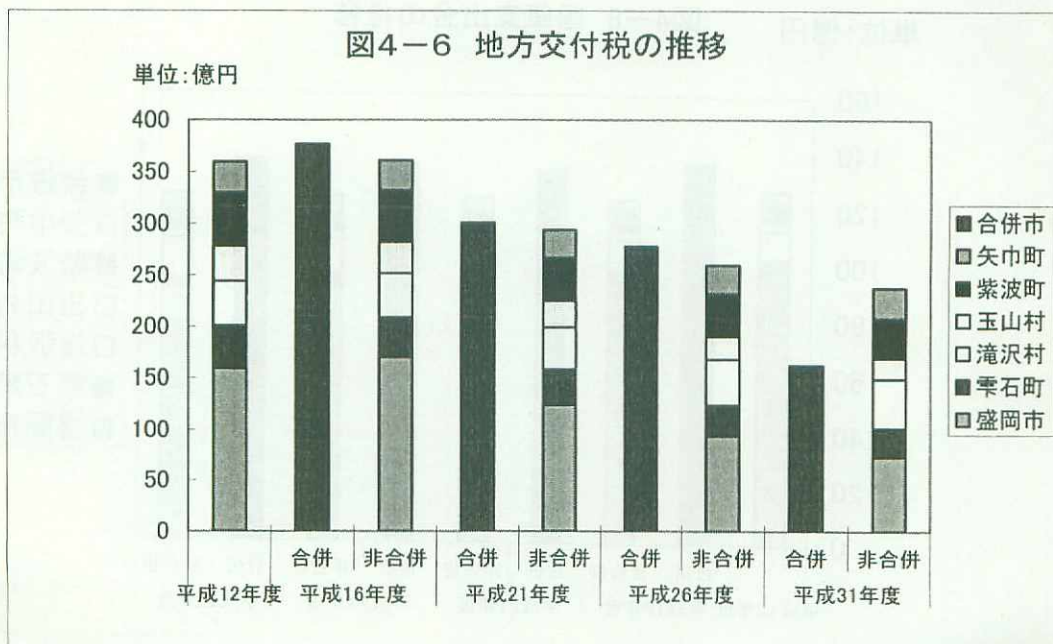
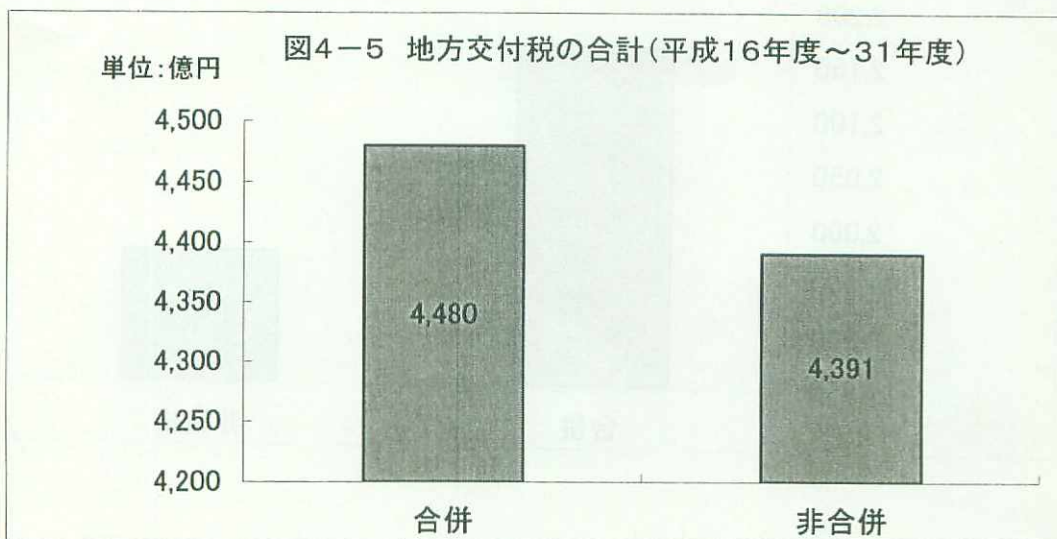
また、年度別の推移(図4-4)でも、いずれの年度も合併した場合の方が多くなる見込みである。



## ■地方交付税

地方交付税は、平成16年度から31年度までの16年間で、合併した場合の方が、普通交付税額の算定の特例や合併特例債等の財政措置があるため、89億円多くなる（2.0%の増）と見込まれる。（図4-5）

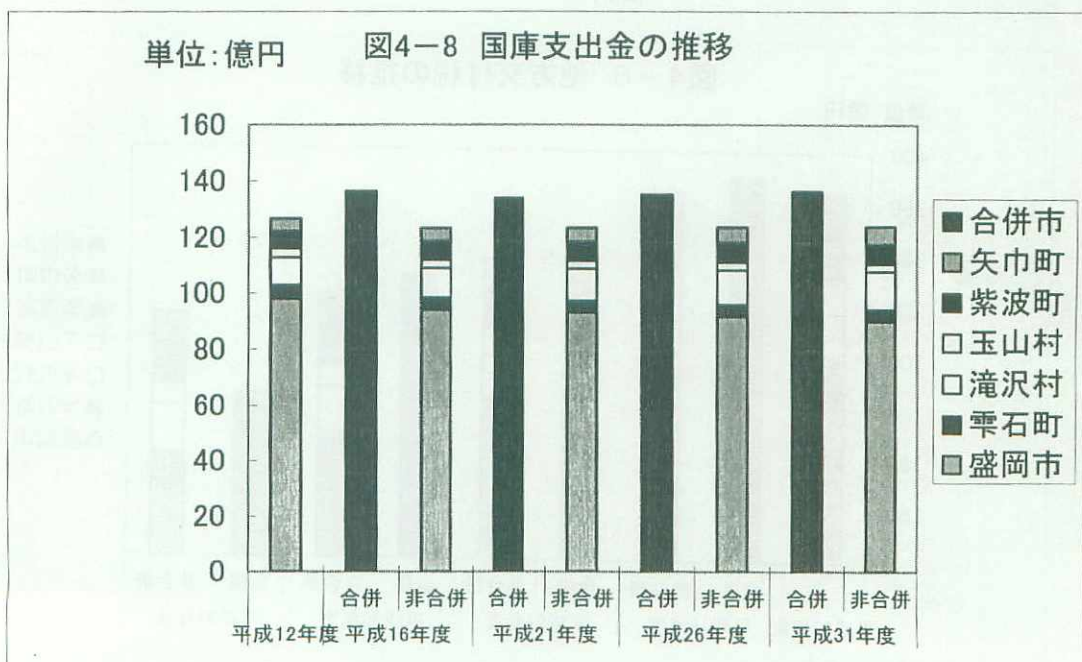
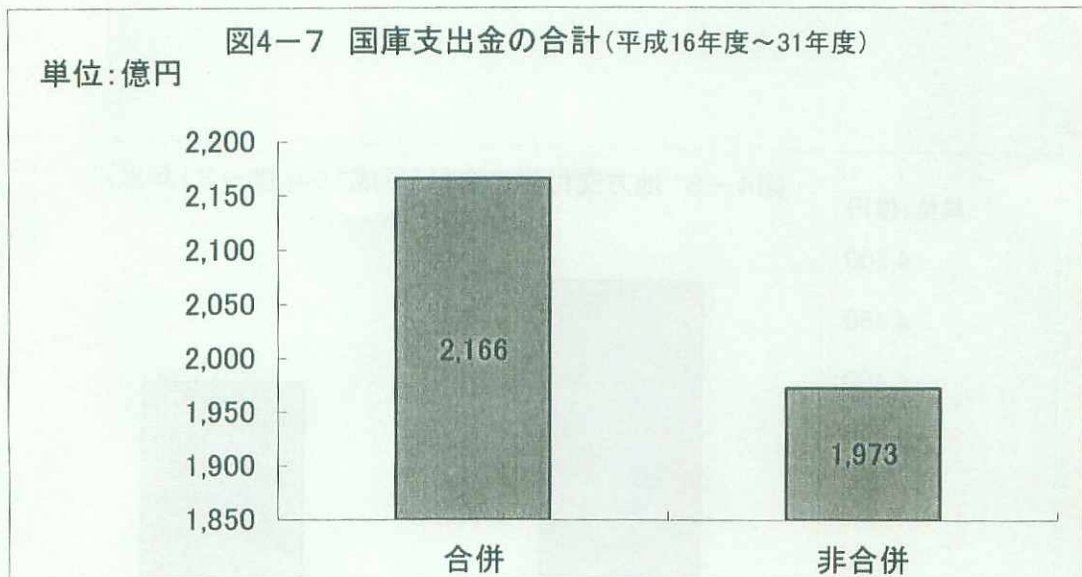
年度別の推移（図4-6）では、前述のとおり、普通交付税額の算定の特例が合併後10カ年度は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額が保障され、さらに5カ年度は激変緩和措置が図られるが、平成31年度で終了することにより、平成31年度では、合併しない場合の方が多くなると見込まれる。



## ■ 国庫支出金

国庫支出金は、合併した場合、平成16年度から31年度までの16年間で193億円多くなる(9.8%の増)見込みである。(図4-7)

その多くは、現在県が行っている福祉関係事務が移行することにより、その経費について国庫支出金で措置されることに伴うものである。

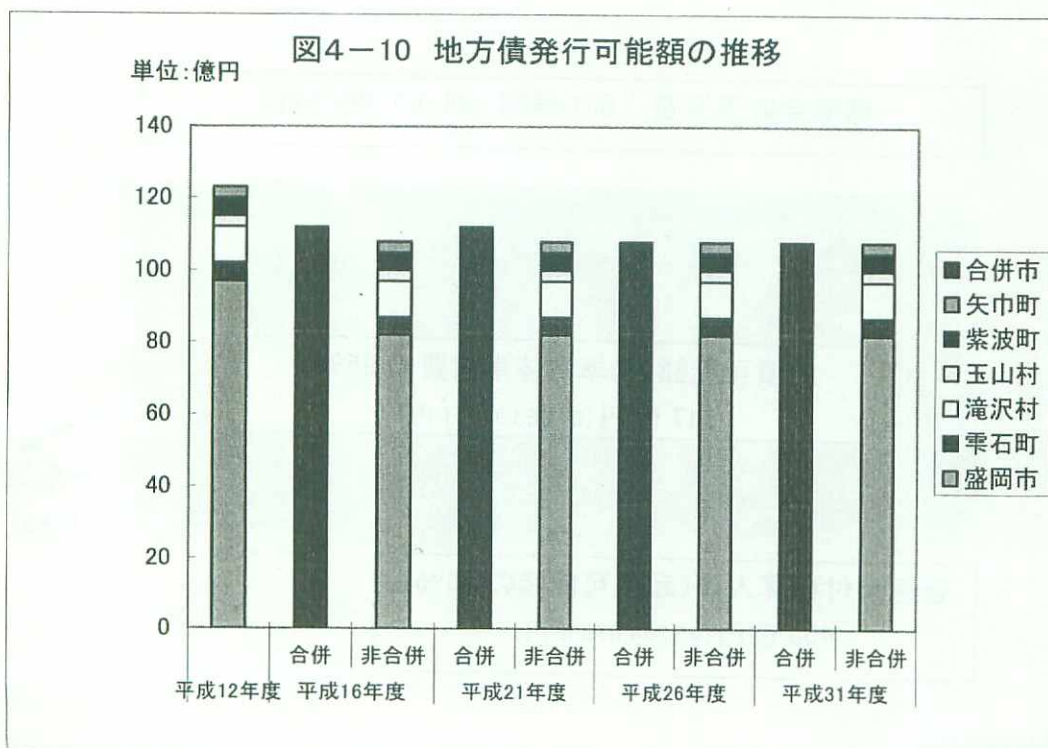
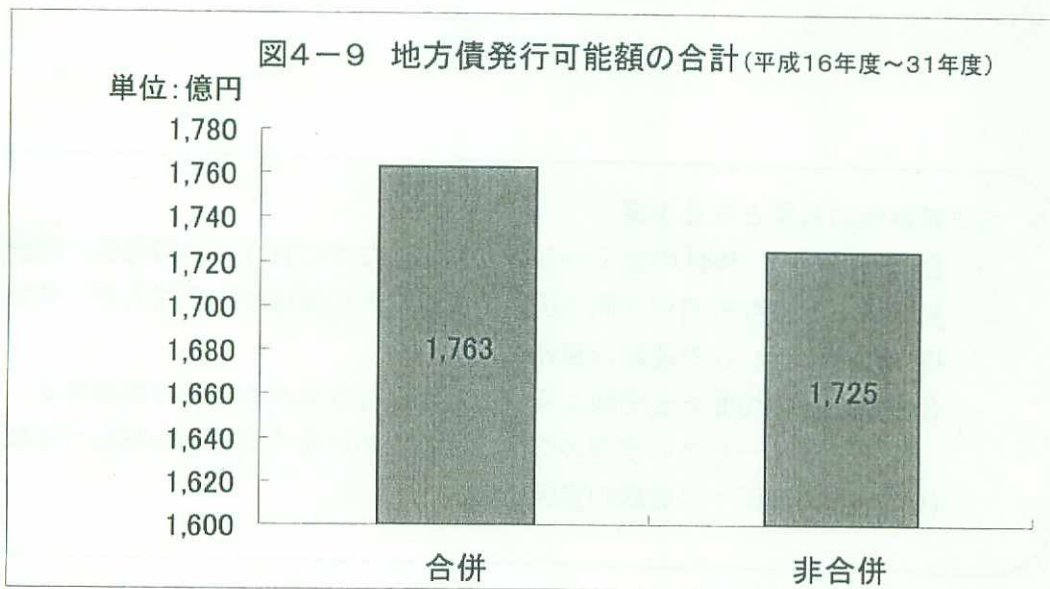




## ■ 地方債

地方債は、合併特例債の活用が見込まれることから、合併した場合の方が平成16年度から31年度までの16年間で38億円多い(2.2%の増)起債可能額となっている。(図4-9)

合併特例債は合併年度及びこれに続く10ヵ年度認められる地方債であるため、年度別推移(図4-10)では、平成26年度以降は差がない見込みとなっている。



## 【参 考】

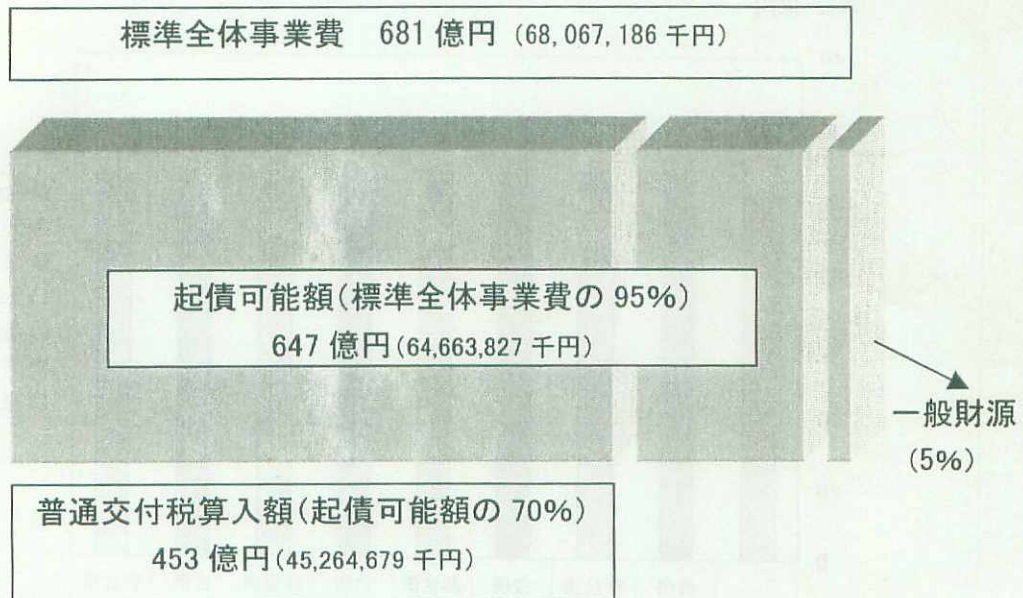
### 合併特例債について

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて実施する新しいまちづくりのための事業のうち、合併年度及びこれに続く10年度に限り起債（合併特例債）及び起債について地方交付税の措置が行われる事業費（標準全体事業費）は、約681億円と試算される。

標準全体事業費のうち95%（約647億円）が合併特例債の充当が可能であり、合併特例債の元利償還金の70%（約453億円）が普通交付税で措置されるものである。

#### \* 合併特例債の対象となる事業

- ・ 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業（例：旧市町村間相互間の道路、橋梁などの整備や住民相互が一体感を持つために行われる運動公園等の整備）
- ・ 合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業（例：行政サービスの水準の均衡を図るために行う介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備）



c. 歳出

■ 人件費

合併に伴い、議員数や職員数の減少が見込まれ、議員数では104人の減員（150人→46人）、また、職員数では75人の減員が見込まれる。（3,029人→2,954人 類似団体の職員数）

表4-1 議員数の比較

非合併				合併
盛岡市	38	(38)	現行定数 150人	法定上限 46人
雫石町	22	(22)		
滝沢村	22	(26)		
玉山村	20	(22)	法定上限 (160)	▲ 104
紫波町	26	(26)		
矢巾町	22	(26)		
	現行定数	法定上限		

- \* このシミュレーションでは、合併する場合の議員定数は、在任特例期間を除き、法定数としている。（平成31年度における人口推計が約47万人であることから、法定数は46人となる。）
- \* 合併の形態に関わらず、議員定数は、全て在任特例を一律2年間適用するものとしている。

表4-2 職員数の比較

非合併			合併
盛岡市	1,916	3,029人	2,954人
雫石町	236		
滝沢村	281		
玉山村	148		
紫波町	256		
矢巾町	192		
* 水道・下水道等公営企業等に属する職員を除く。			▲ 75

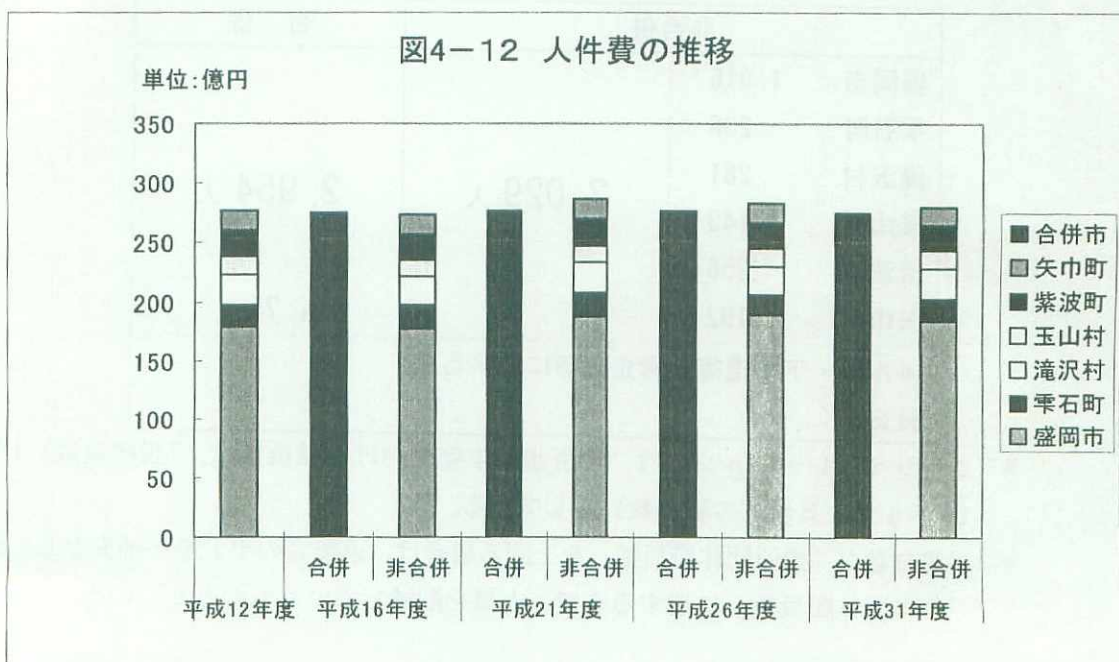
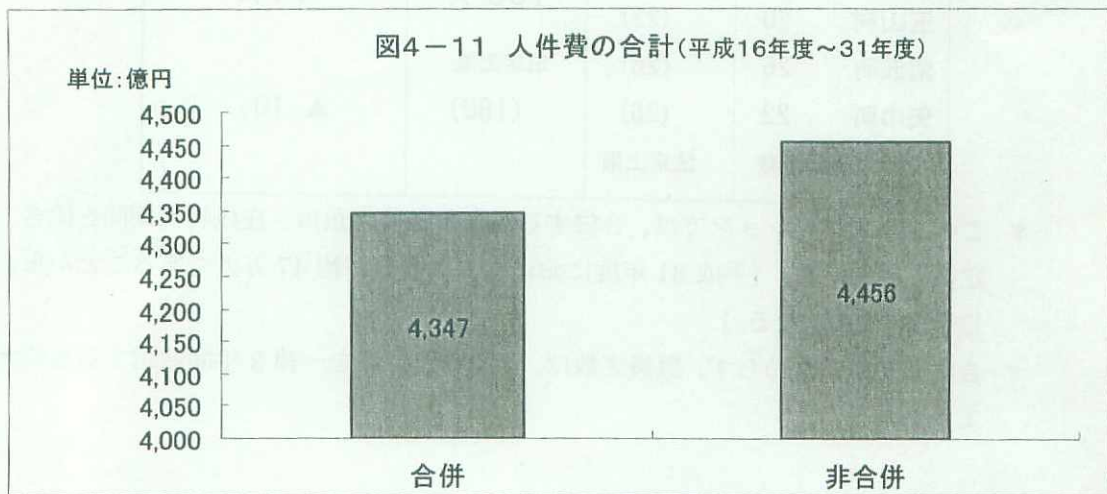
- \* このシミュレーションでは、合併想定年度における職員数は、「現職員数」（平成12年4月1日現在の職員数）としている。
- \* 現職員数が「類似団体職員数」を上回る場合は、退職者の半分を不補充とし、当該「類似団体職員数」に達するまで、人員を削減していくものとしている。

人件費の内訳は、議員報酬、特別職報酬、職員給及び退職金を含むその他の人件費であるが、人件費の合計では、合併した場合の方が平成16年度から31年度の16年間で109億円少なくなる（2.4%の減）と見込まれる。

年度別推移でも、いずれの年度も合併した場合の方が少なくなる見込みである。

また、内訳では、平成16年度から31年度の16年間で、議員報酬が39億円（28.1%の減）、特別職報酬が34.5億円（78.1%の減）、職員給が48億円（1.6%の減）それぞれ少なくなるが、その他の人件費では、13億円（1.1%の増）の増加となる見込みである。（図4-13~16）

\* 退職金は、合併市町村の平成12年度に支払われた1人当たりの平均額に退職者数を乗じて試算している。



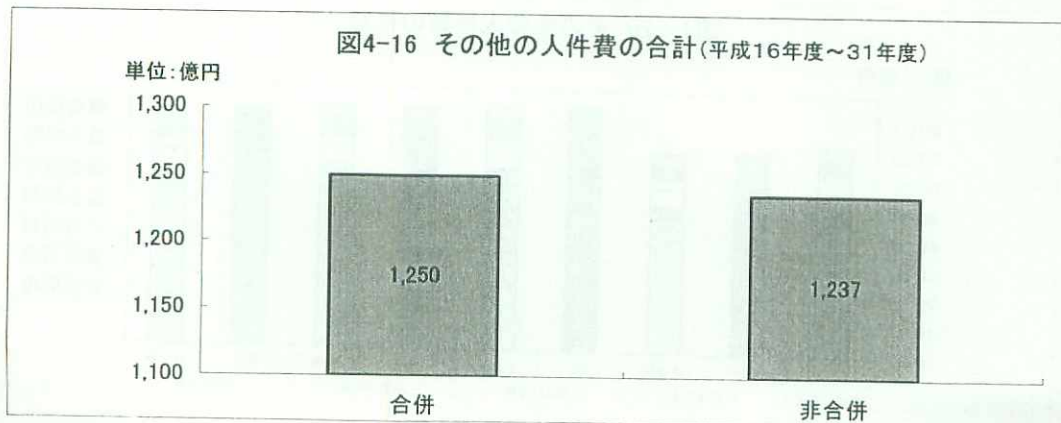
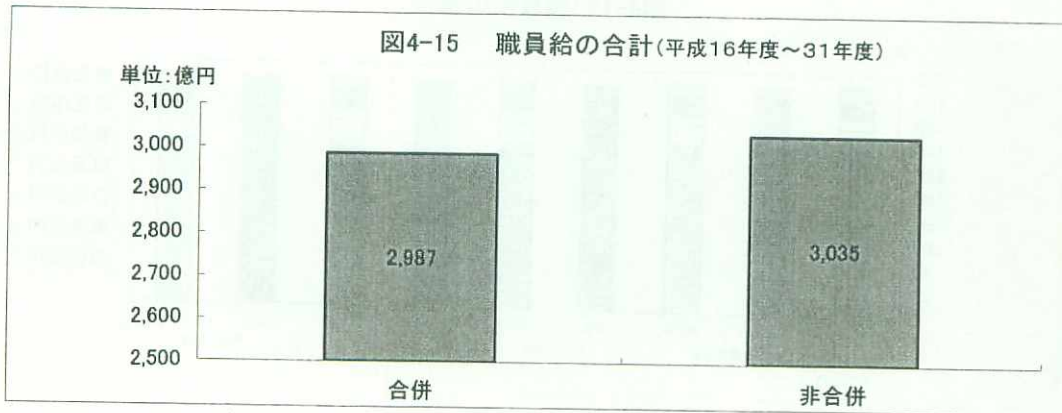
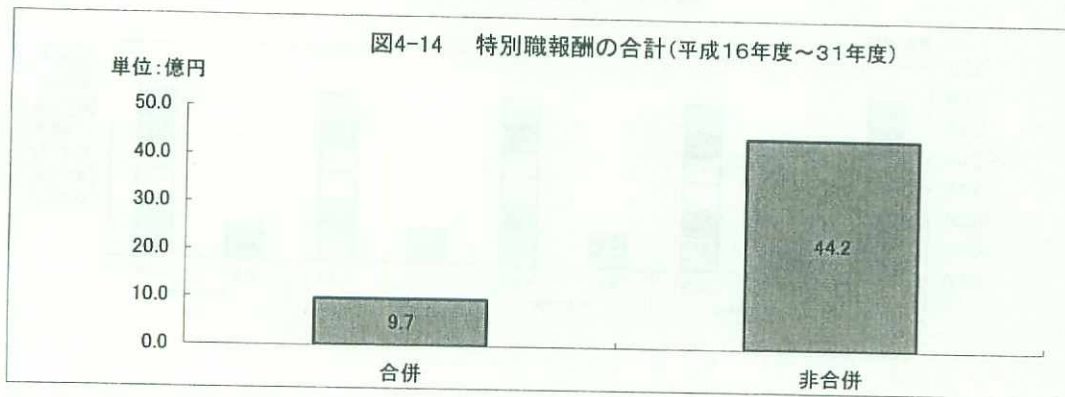
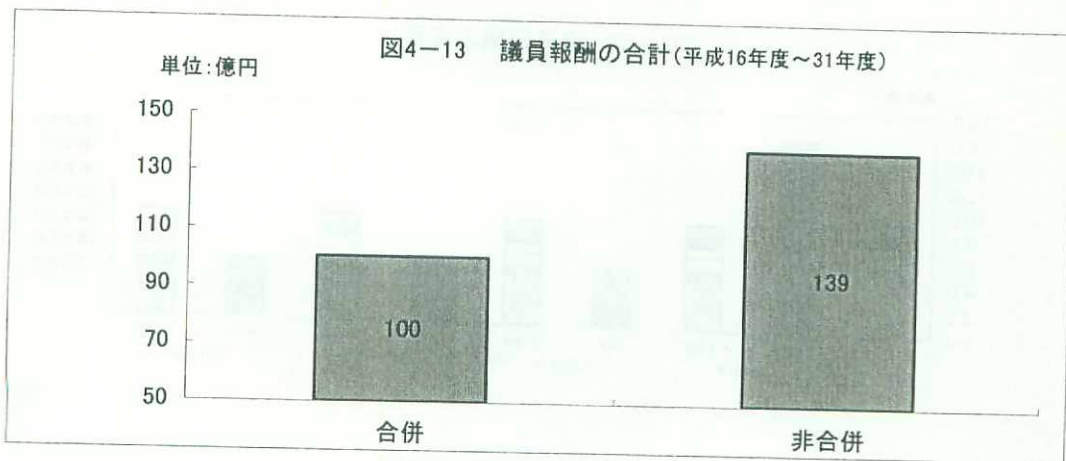


図4-17 議員報酬の推移

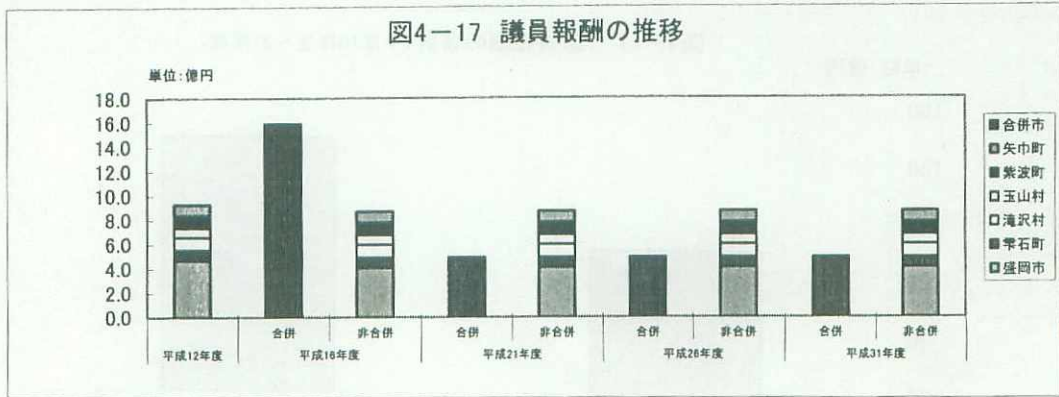


図4-18 特別職報酬の推移

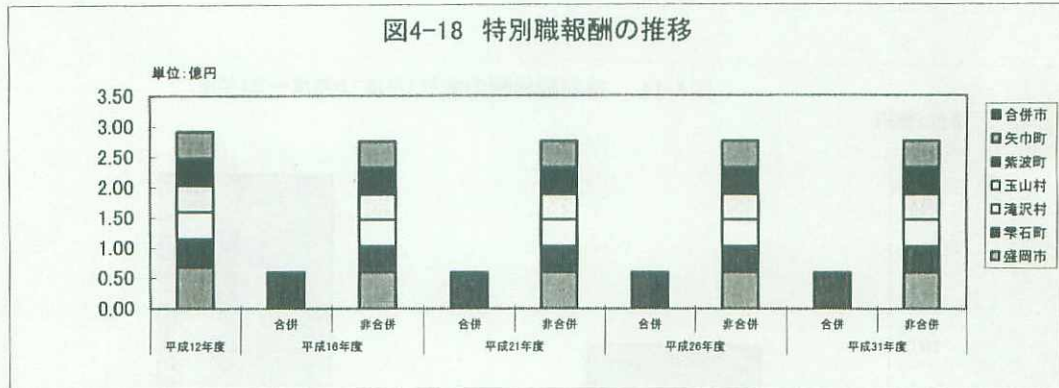


図4-19 職員給の推移

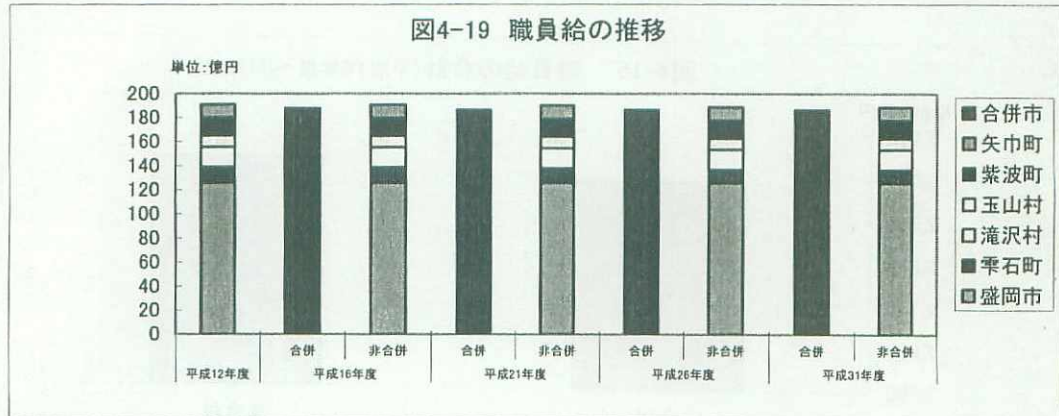
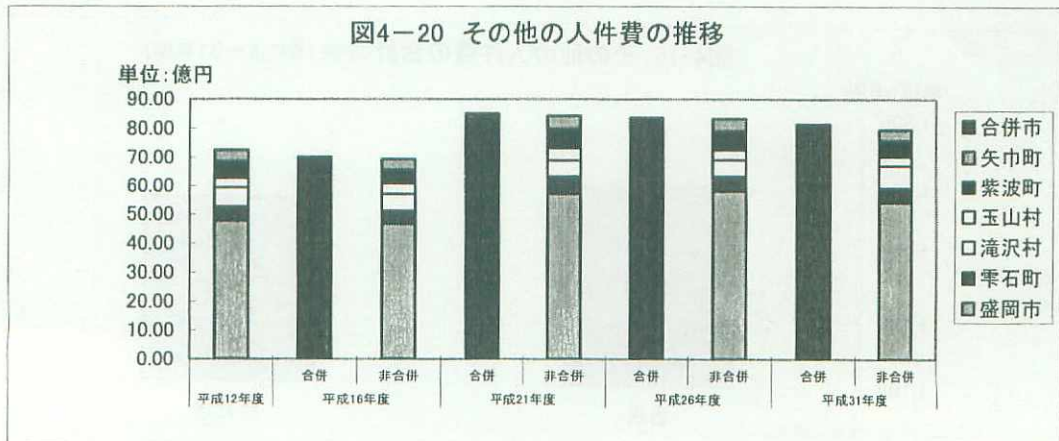
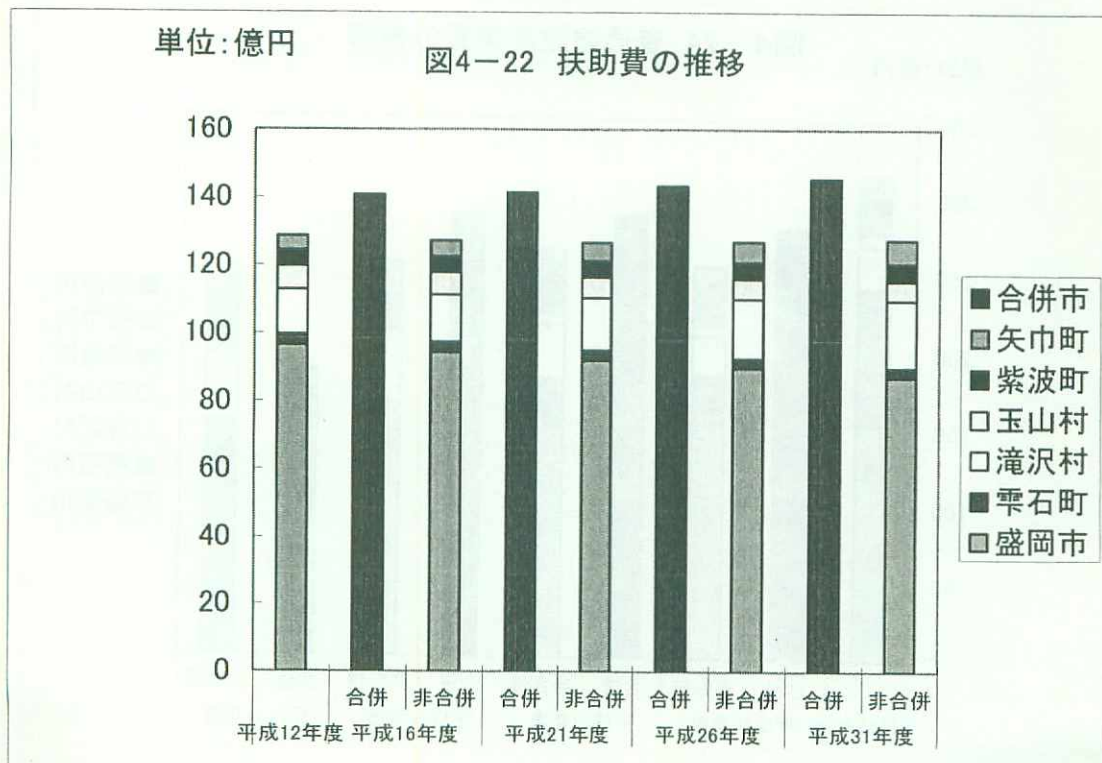
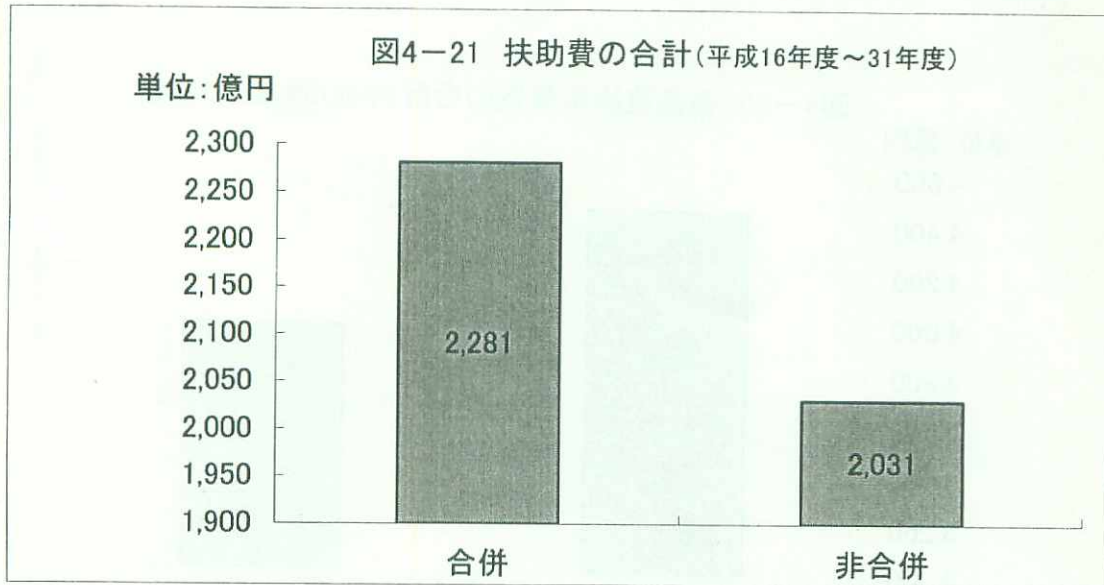


図4-20 その他の人件費の推移



## ■ 扶助費

扶助費は、生活保護や児童手当などであるが、合併した場合、県が行っている福祉関係事務が移行することにより、平成16年度から31年度までの16年間で250億円の増加（12.3%の増）が見込まれるが、これは国庫支出金等で措置されるものである。



### ■ 普通建設事業費

道路や公共事業等の建設事業に充てる普通建設事業費は、合併したの方が平成16年度から31年度までの16年間で478億円多くなる(12.0%の増)ことが見込まれる。(図4-23)

また、年度別では、合併特例債等の活用により、平成16年度、21年度、26年度と合併しない場合よりも普通建設事業費は多くなるが、平成30年度からは合併しない場合の方が多くなる。

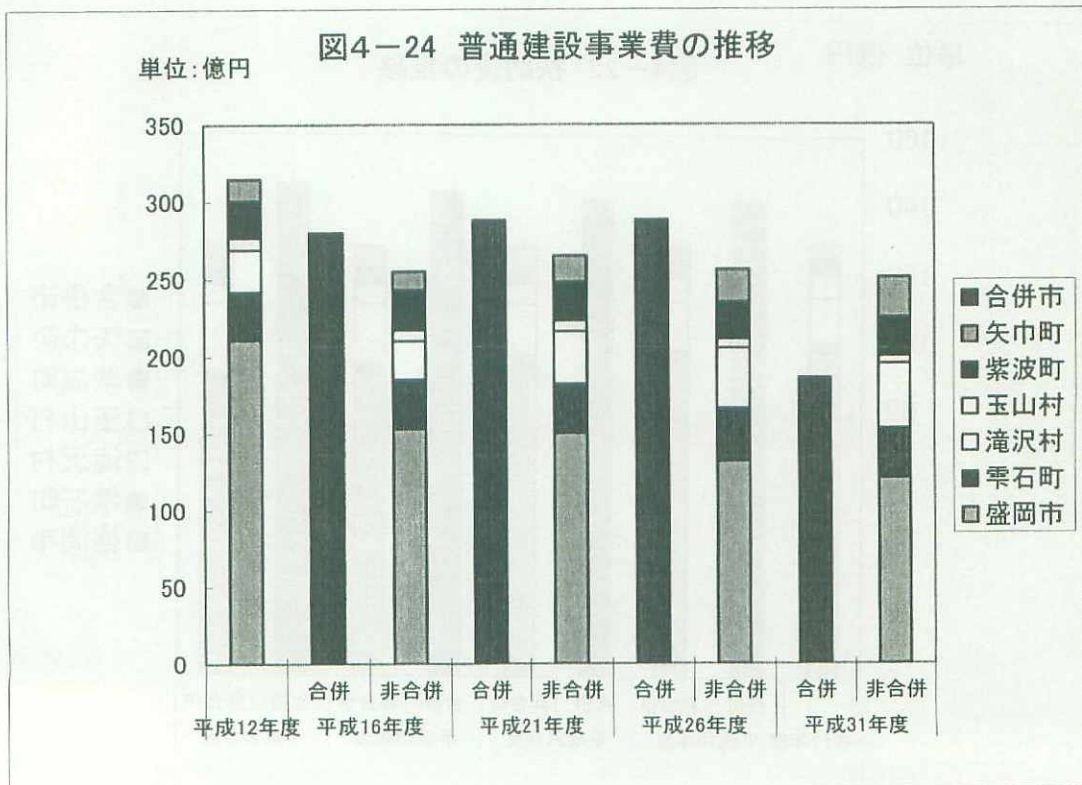
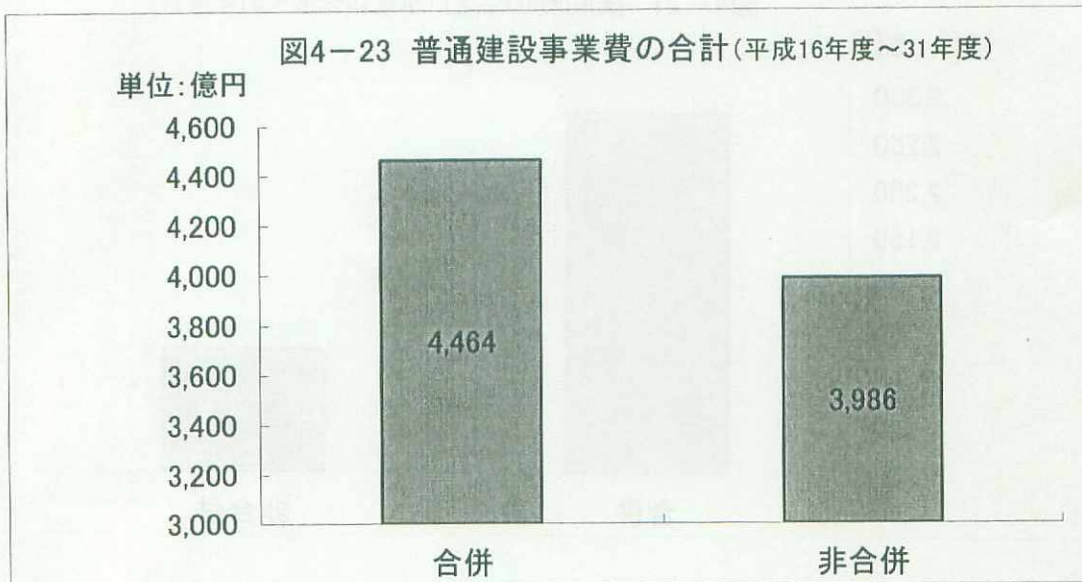




表4-3 合併効果の試算結果(歳入・歳出)

\* 差がある項目のみ掲載

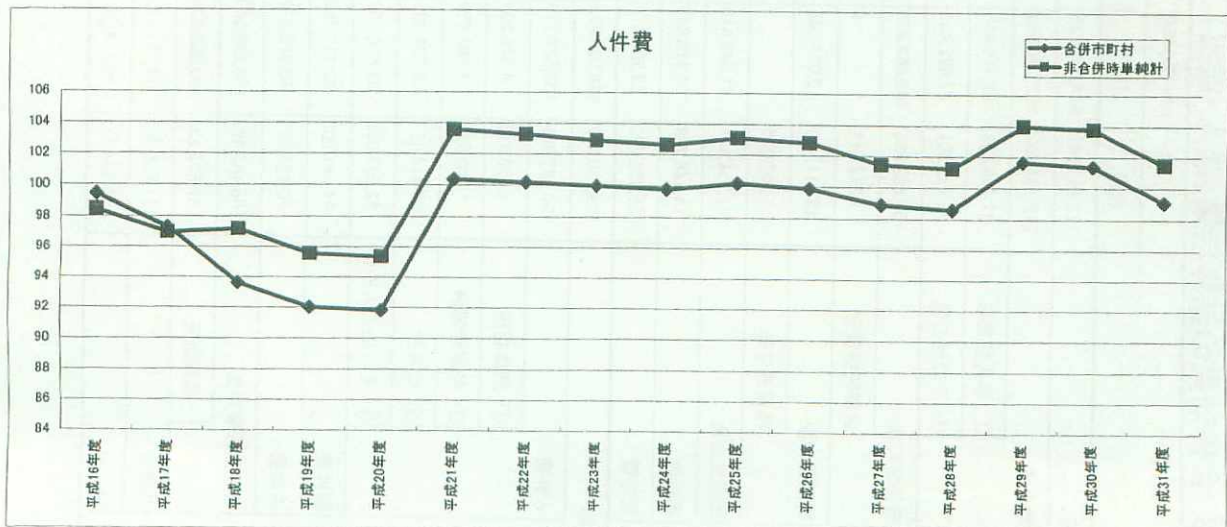
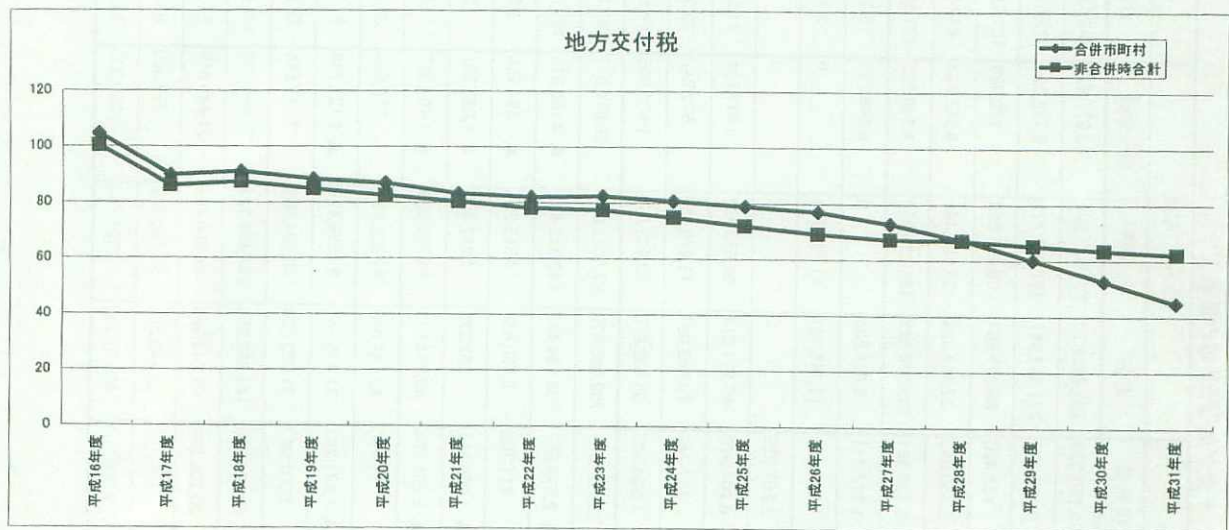
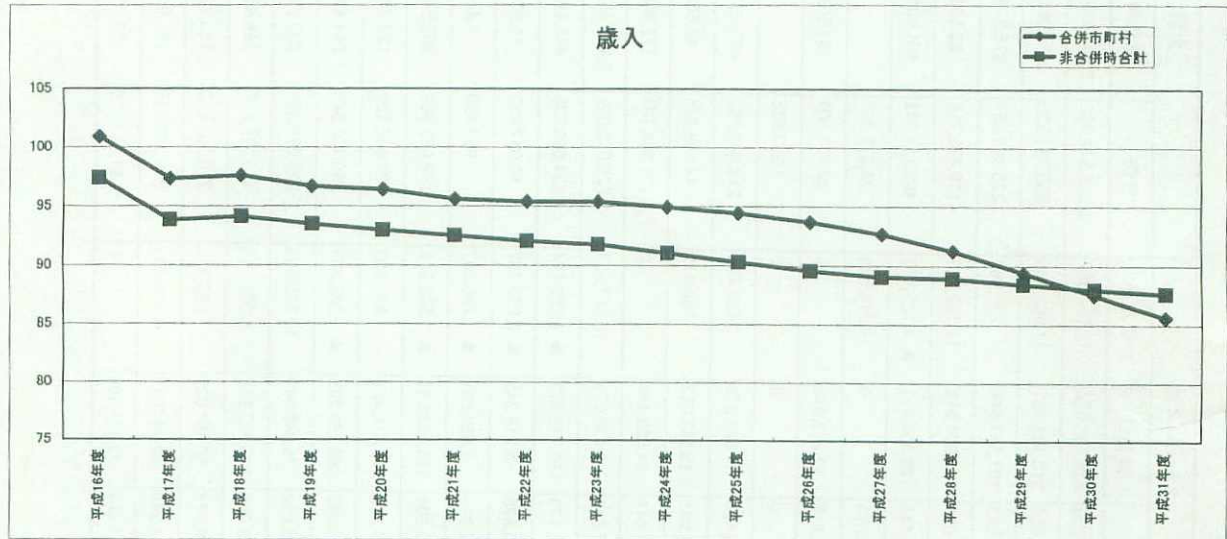
(単位:千円)

	16~20年度			21~25年度			26~31年度			合計		
	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果
歳入総額	723,160,562	698,000,229	25,160,333	703,685,870	677,013,994	26,671,877	799,125,630	786,438,072	12,687,557	2,225,972,062	2,161,452,295	64,519,766
地方税	272,174,867	262,684,583	9,490,284	271,537,997	261,802,771	9,735,226	322,071,666	310,108,461	11,963,205	865,784,530	834,595,815	31,188,716
① 個人住民税	87,249,836	87,110,416	139,420	86,827,587	86,675,299	152,289	101,788,633	101,587,544	201,089	275,866,057	275,373,260	492,797
④ その他の税	36,973,301	27,622,436	9,350,865	37,242,384	27,659,446	9,582,938	44,664,031	32,901,915	11,762,116	118,879,715	88,183,797	30,695,919
普通交付税	152,693,596	146,863,235	5,830,361	135,076,893	126,230,368	8,846,525	121,381,444	128,506,917	▲ 7,125,473	409,151,932	401,600,520	7,551,413
合併特例債分	1,212,311	0	1,212,311	8,846,523	0	8,846,523	19,316,573	0	19,316,573	29,375,407	0	29,375,407
特別交付税	13,311,870	12,044,845	1,267,025	11,746,721	11,746,721	0	13,712,916	13,712,916	0	38,771,507	37,504,482	1,267,025
格差是正等	1,267,025	0	1,267,025	0	0	0	0	0	0	1,267,025	0	1,267,025
国庫支出金	67,754,331	61,549,410	6,204,920	67,271,014	61,653,131	5,617,884	81,515,424	74,022,578	7,492,846	216,540,769	197,225,119	19,315,650
繰越金	14,446,288	13,978,546	467,742	13,843,097	13,270,855	572,242	15,909,991	15,553,012	356,979	44,199,376	42,802,413	1,396,963
地方債	55,802,870	53,902,870	1,900,000	55,802,870	53,902,870	1,900,000	64,683,444	64,683,444	0	176,289,184	172,489,184	3,800,000
歳出総額	723,160,562	698,000,229	25,160,333	703,685,870	677,013,994	26,671,877	799,125,630	786,438,072	12,687,557	2,225,972,062	2,161,452,295	64,519,766
人件費	130,947,859	133,527,715	▲ 2,579,857	138,194,497	142,345,412	▲ 4,150,915	165,526,179	169,748,373	▲ 4,222,194	434,668,535	445,621,501	▲ 10,952,966
① 議員報酬	4,656,912	4,345,204	311,708	2,450,448	4,345,204	▲ 1,894,756	2,940,538	5,214,245	▲ 2,273,707	10,047,898	13,904,652	▲ 3,856,755
② 特別職報酬	302,328	1,382,659	▲ 1,080,331	302,328	1,382,659	▲ 1,080,331	362,794	1,659,191	▲ 1,296,397	967,450	4,424,508	▲ 3,457,059
③ 職員給	93,414,687	95,301,391	▲ 1,886,704	93,294,673	94,789,066	▲ 1,494,392	111,953,608	113,459,531	▲ 1,505,923	298,662,968	303,549,988	▲ 4,887,020
④ その他の人件費	32,573,932	32,498,462	75,470	42,147,048	41,828,484	318,564	50,269,240	49,415,407	853,833	124,990,220	123,742,352	1,247,867
物件費	81,541,503	83,112,756	▲ 1,571,253	81,436,744	82,558,477	▲ 1,121,734	97,724,093	98,759,295	▲ 1,035,202	260,702,340	264,430,529	▲ 3,728,189
扶助費	70,426,973	63,425,277	7,001,697	71,022,224	63,304,568	7,717,656	86,629,852	76,340,249	10,289,603	228,079,050	203,070,094	25,008,956
普通建設事業費	156,443,492	136,238,903	20,204,589	144,890,256	123,430,737	21,459,519	145,043,068	138,977,955	6,065,114	446,376,817	398,647,594	47,729,222
一般財源等	82,873,224	62,668,635	20,204,589	71,319,988	49,860,469	21,459,519	56,758,747	50,693,633	6,065,114	210,951,960	163,222,738	47,729,222
公債費	111,866,268	111,761,112	105,156	93,548,299	92,780,949	767,350	93,954,249	92,364,012	1,590,237	299,368,816	296,906,073	2,462,743
積立金	18,874,312	16,874,312	2,000,000	19,721,740	17,721,740	2,000,000	22,421,466	22,421,466	0	61,017,519	57,017,519	4,000,000

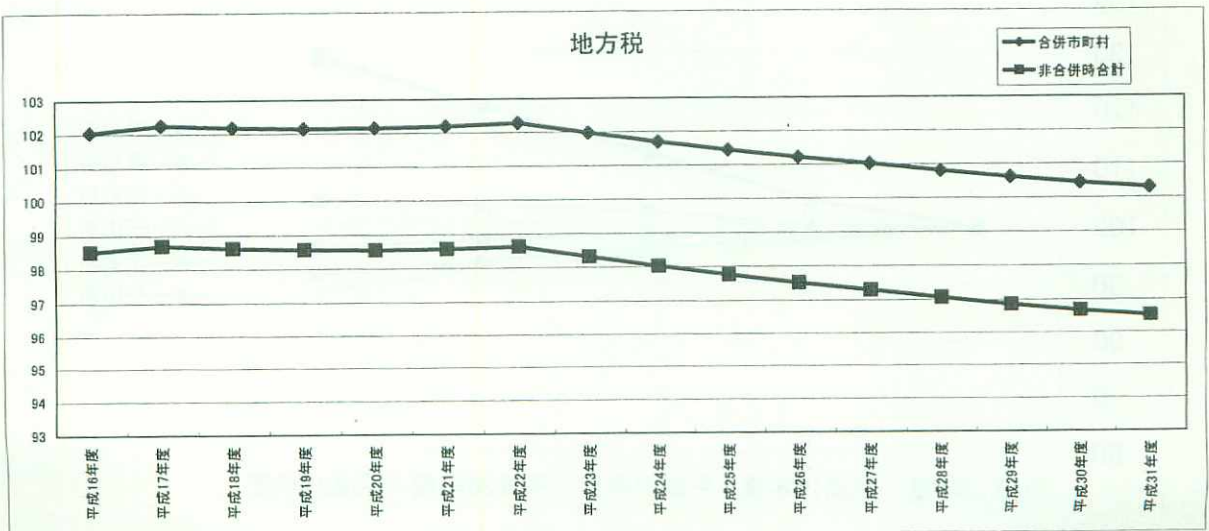
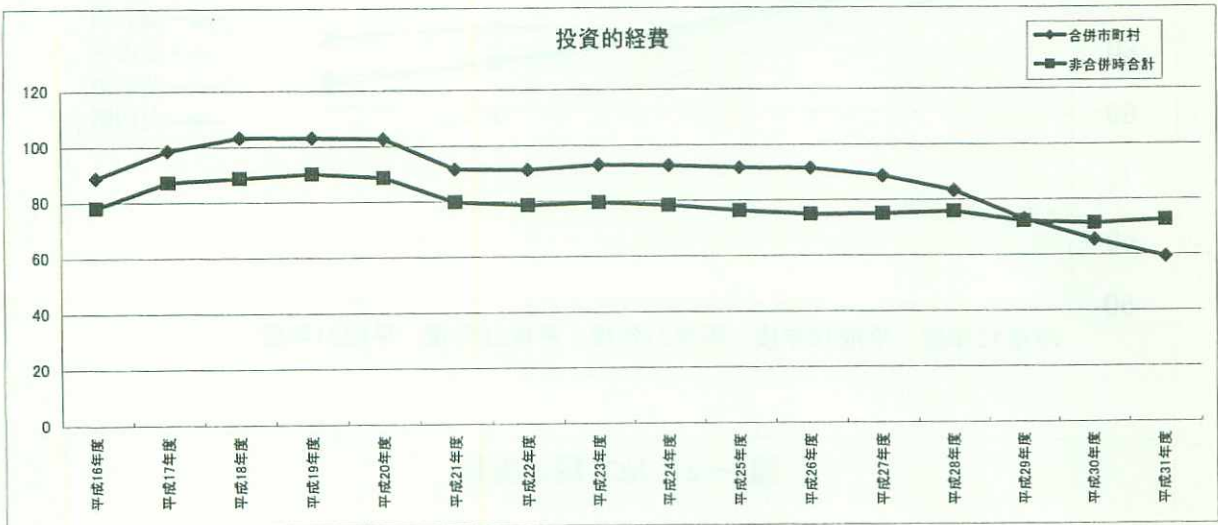
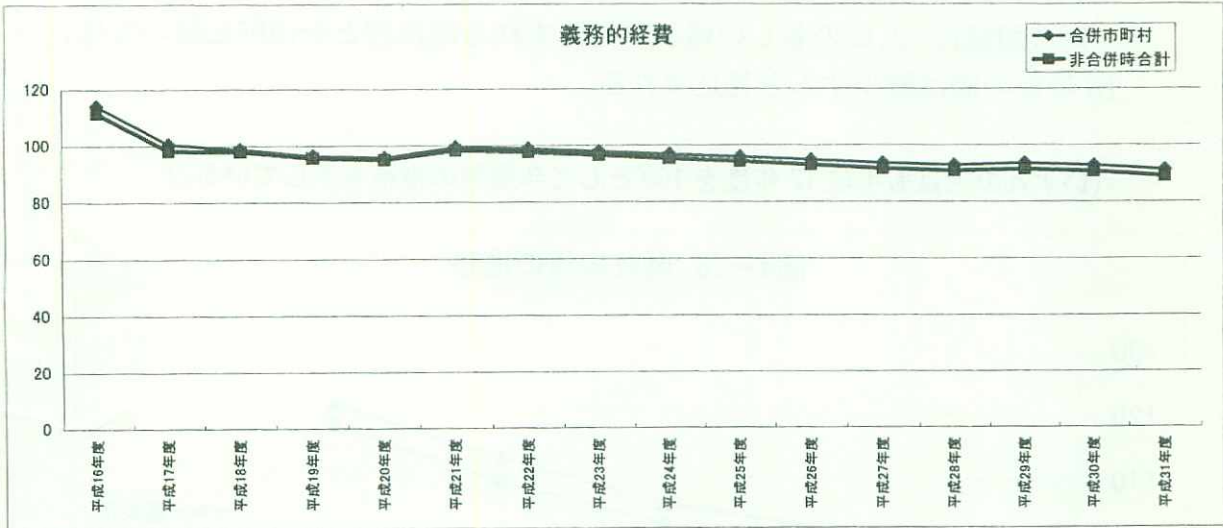
図4-25 各項目の年度別推移(合併した場合としない場合の比較)

\* 平成12年度を100として指数で表示

合併関係市町村 盛岡市 雫石町 滝沢村 玉山村 紫波町 矢巾町 - - - - -



(平成12年度:100)



## ② 単独の場合

県の合併シミュレーションソフトを用いて、市町村それぞれが単独とした場合、財政状況の見通しは次のとおりである。

財政規模は、人口の著しい増加が見込まれる滝沢村と矢巾町を除いては、16年後の額は減少すると見込まれる。

(いずれの項目も平成12年度を100として年度別の推移を示している。)

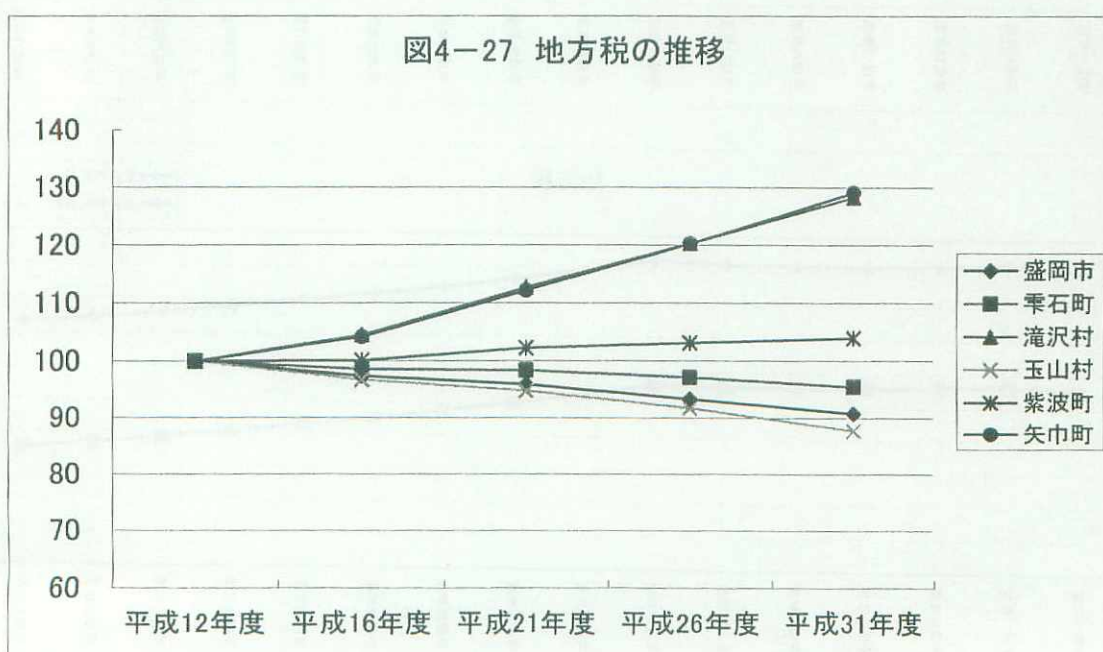
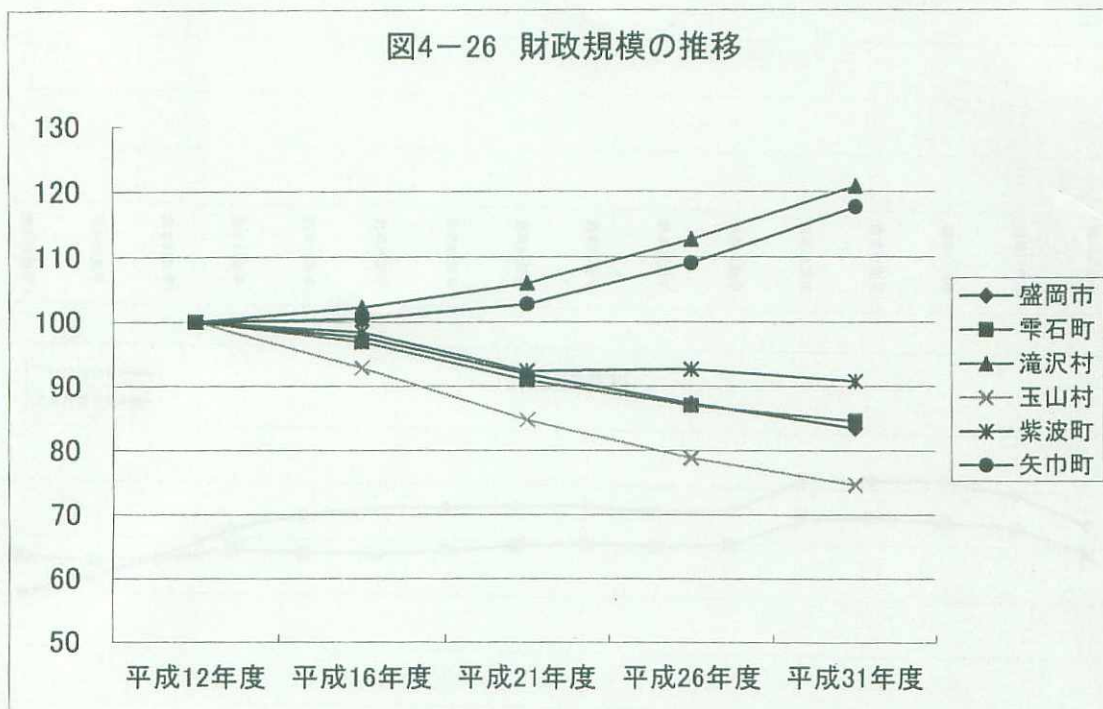


図4-28 地方交付税の推移

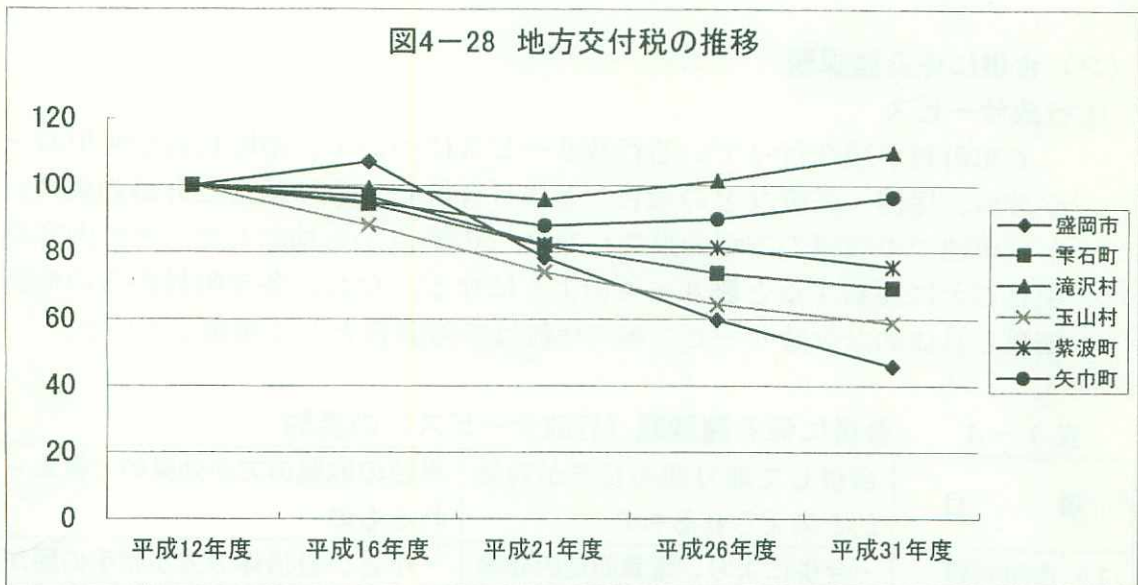


図4-29 人件費の推移

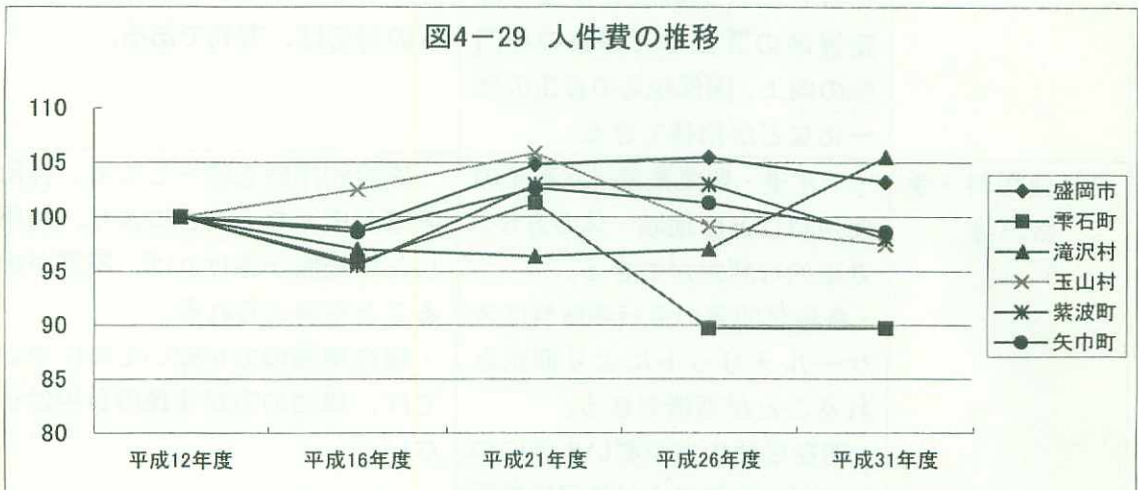
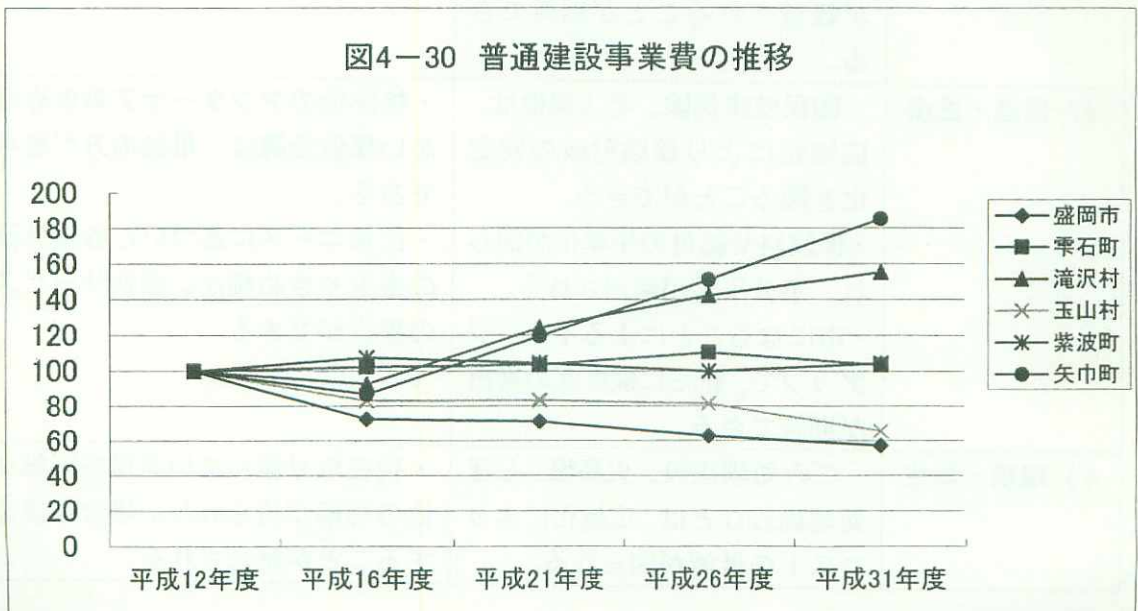


図4-30 普通建設事業費の推移



## (2) 合併に係る諸課題

### ①行政サービス

各市町村が現在行っている行政サービスについて、市町村税や使用料・手数料、保健・医療などの項目ごとに「合併して取り組んだ方が効果的」と「単独での取組の方が効果的」の2つの観点から検討した。その内容を項目ごとに要約すると表4-4のようになる。なお、各市町村からの検討結果と具体的な行政サービス等の比較は参考資料として掲載している。

表4-4 合併に係る諸課題（行政サービス）の要約

項 目	合併して取り組んだ方が効果的と考えられるもの	単独の取組の方が効果的と考えられるもの
1) 市町村税	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併により、電算処理の効率化などによる経費の節減や固定資産の評価など職員の専門性の向上、国保税等の算定の統一化などが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小さい自治体の方が相手の顔が見えることから、納税相談や滞納への対応は、有利である。</li> </ul>
2) 使用料・手数料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道・農業集落排水事業の使用料などは地域一体の方が、効率的な経営ができる。</li> <li>各種証明書の発行手数料はスケールメリットにより抑制されることが期待できる。</li> <li>現在単独の方が高いものについては、合併により住民の負担が軽減されることが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用料を統一しても、行政区域が広くなることにより、利用したい施設が遠ければ、不満が出ることも考えられる。</li> <li>現在単独の方が安いものについては、単独の方が住民の負担は少ない。</li> </ul>
3) 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険、老人保健は、広域化により保険財政の安定化を図ることができる。</li> <li>保険料や給付の平準化が図られ、不公平感が解消される。</li> <li>市になることによるイメージアップで、新たに開業医の進出が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検診後のアフターケア等きめ細かい保健指導は、単独の方が有利である。</li> <li>住民ニーズに基づいた各種計画の推進やきめ細かい個別サービスの提供ができる。</li> </ul>
4) 環境・衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設、火葬場、し尿処理施設などは、広域化によりコストの低減が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在取り組んでいる環境施策が他の理解が得られない場合は後退することが懸念される。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広範囲にわたる環境施策を推進することにより、地域の環境保全の効果が大きくなる。</li> </ul>	
5) 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種福祉施設の整備について自治体数が少なくなるので、調整が容易となり計画的な整備が進められる。整備に伴う負担も緩和される。</li> <li>・保育所や福祉施設などの広域的な利用が可能となり、利便性が向上する。</li> <li>・専門職員の配置による高度な福祉行政が期待できる。</li> <li>・介護保険では財政的な充実が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独の方が、ニーズを正確に把握でき、きめ細かいサービスの提供が可能である。</li> <li>・人口集積地と農村部で保育サービスの格差が生じることが懸念される。</li> </ul>
6) 教育・体育・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区の見直しで最寄の学校への通学が可能になり、通学距離が短縮する。</li> <li>・社会教育施設や文化施設、体育施設など利用できる施設が増える。また、施設の効率的な管理が可能となる。</li> <li>・研修会や講座等の学習機会を増やすことができ、生涯学習の推進が図られる。</li> <li>・類似施設の計画的な整備可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性にあったきめ細やかな学校運営などが容易である。</li> <li>・合併した場合、学校と地域との連携の希薄化が懸念される。</li> <li>・長い歴史と地域に根ざした芸能や芸術活動が可能である。</li> <li>・地域に密着した文化保存団体の育成やスポーツ振興ができる。</li> <li>・単独でも施設の広域的な利用は図られている。</li> </ul>
7) コミュニティ対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会組織の活動拠点として自治公民館を整備しているが、単独だから実現できている。</li> <li>・住民の取組は自治公民館単位でのコミュニティが基本であり、単独の場合の方が、これまでの活動が継承でき、自治体の政策が推進できる。</li> <li>・合併した場合自治意識の希薄化が懸念される。</li> </ul>

8) 産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地利用の集積の促進により、担い手の規模拡大や経営の安定化が図られ、農業経営の基盤が強化される。</li> <li>・作物の統一化による大規模団地の形成が図られる。</li> <li>・企業誘致は広域での取組の方が効果的である。また、市のイメージや広域的な調整から企業誘致が有利に展開できる場合もあると期待される。</li> <li>・観光ルートの設定などにより観光振興が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性にあった農業振興の展開ができる。</li> <li>・細部にわたる営農指導ができる。</li> <li>・大型店舗等の進出が予想され、個人商店の衰退が懸念される。</li> </ul>
9) 防災・防犯・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署の所轄範囲及び交通安全協会区域が行政単位と一致することから、統一された交通安全の啓発が可能になる。</li> <li>・広域消防、防災体制が推進される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策は、行政区域の地理に精通した職員でなければ迅速な対応ができない。</li> <li>・防犯・交通安全についても小さなコミュニティ単位の方が取り組みやすい。</li> <li>・各団体組織は単独の方が細部にわたる活動ができる。</li> </ul>
10) 基盤整備 (道路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域圏道路の整備が推進される。</li> <li>・町道の県道昇格が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口集積地域の道路整備が中心になることが懸念される。</li> <li>・除雪や道路の維持補修への対応は単独の方が良い。</li> </ul>
(都市計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な土地利用や市街地の整備、都市施設の整備を進めることができる。</li> <li>・合併特例債の活用により、街路計画や下水道整備が促進される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心部と周辺部の地域格差を生じさせないため、また、現市町村毎の課題解決は単独の取組の方がよい。</li> <li>・現在取り組んでいる事業が遅れてしまう懸念がある。</li> <li>・土地利用の面で周辺地域となる懸念がある。</li> </ul>
(水道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門を中心に統廃合を図ることにより、効率的な水道事業経営が可能となる。</li> <li>・水源について広域的な観点か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金の調整には慎重を期する必要がある。</li> <li>・地域特性に応じた事業経営が可能である。</li> </ul>



	<p>ら検討することにより、水源の効率的な活用が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金の格差是正が図られる。</li> </ul>	
(汚水処理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道整備の促進が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落排水及び合併処理浄化槽設置整備は、単独の方が促進される。</li> <li>・合併した場合、普及率の低い地域の整備を進めることにより、現在計画されている下水道整備が計画どおり推進されない懸念がある。</li> </ul>
(公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合運動公園の誘致の調整がしやすくなる。</li> <li>・施設整備と維持管理のコストは都市の規模が大きい方が有利である。</li> <li>・都市公園等の施設整備が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模の小さい公園は、活用・維持管理などの面で地域と密着していることから、単独の方が効果的である。</li> <li>・地元で維持管理することにより、公共施設に対する愛着を醸成できる。</li> </ul>
11) 電算関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード、ソフト等一括して外部委託することで、効率的な運用が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの統合に相当な労力と時間を要するため、単独の方が良い場合も考えられる。</li> </ul>

## ②主要施策

各市町村が現在重点的に取り組んでいる重点施策や事業について、市町村毎に6項目に絞り込んで、合併した場合、その施策や事業がどのようになるかを検討した。項目を基盤整備や産業振興、環境等の分野に分類したものが表4-5である。基盤整備や産業振興、保健・福祉の分野は重点的に取り組んでいる市町村が多く、環境分野、情報化、行財政改革への重点的な取組も見られる。なお、各市町村の検討結果は参考資料に掲載している。

表4-5 各市町村毎の重点施策（或いは事業）

分野	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町
基盤整備	・新市街地の形成 ・総合交通施策の推進		・生活基盤の整備 ・公共交通の整備	・渋民地区土地区画整理事業の推進 ・下水道事業の促進	・都市整備(日詰駅前土地区画整理事業)	・駅周辺等区画整理事業 ・岩崎川改修事業 ・生活道等の整備
産業振興	・創業支援及び産学官連携事業 ・広域観光の推進	・担い手育成と農業生産振興による特色ある農業の産地形成 ・雫石型グリーン・ツーリズムの確立による観光基地の形成 ・中心市街地の活性化による商業の振興	・産業振興	・企業誘致の推進	・自然との共生、資源循環社会の構築(有機資源循環、森林資源循環、無機資源循環)	・TMOの推進 ・地産地消の促進
環境	・快適な都市環境の創出	・生活環境の整備充実				
保健・福祉	・在宅・施設福祉サービスの充実		・少子・高齢化対策	・健康づくり行動計画の実践	・健康づくり(元気はつらつ紫波計画) ・少子化対応(保育所統合と運営主体の見直し)	・生活習慣の改善に重点を置いた健康づくり事業
コミュニティ			・地域コミュニティ			
情報化				・電子自治体の構築		
行財政改革		・行政評価システムの導入・構築と行政改革の推進	・行政経営改革	・事務事業評価の充実		

### (3) 今後の自治体経営の在り方

今後の財政状況の見通しが厳しい中、住民サービスの維持向上や市町村が抱える諸課題の解決を図るためには、これまで以上に経費の節減や業務・事業の合理化・効率化などを進めるとともに、新しい産業の創出や地場産業の振興を図るなどにより、財政の自立と健全化を目指すための検討や自治体経営の在り方についての検討が必要であると考えられる。

今回は合併に関連したものとして地域自治制度を取り上げ、現行制度や今後の自治体制度に関する構想などとの比較をしたものである。

## ①現行制度と今後の自治体制度に関する構想

### (i) 地域自治体制度に関する現行制度（地域審議会）

（市町村の合併の特例に関する法律 第5条の4）

・地域審議会の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害になっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かく住民の意見を反映していくことができるよう、平成11年の市町村の合併の特例に関する法律の改正で創設された。（第5条の4）

・地域審議会は、合併市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または、必要に応じて長に対して意見を述べることできる、合併市町村の附属機関である。

・従来一体性があつた旧市町村の区域を単位とするものであり、二つ以上の旧市町村の区域を合わせて一つの地域審議会を置くことや一つの旧市町村の区域を分割し複数の地域審議会を置くことはできない。

・構成員の定数、任期、任免その他地域審議会の組織・運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議により定め、それぞれの議会の議決を経ることとされている。

・具体的な任務は、市町村建設計画の変更や当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用、公共施設の設置・管理運営などに関する事項が想定される。

・地域審議会が置かれている場合、市町村建設計画の変更の際には、予め地域審議会の意見を聴かなければならない。

(ii) 「今後の基礎的自治体のあり方について」(西尾私案)

21世紀の地方自治制度のあり方を検討している第27次地方制度調査会では、基礎的自治体や大都市、都道府県のあり方を検討してきたが、今後の検討素材として西尾副会長が私案として示したもの。

- 現在の市町村合併を時代の要請にふさわしい基礎的自治体に再編成しようとする動きであるという認識のもとに、現行の合併特例法失効後、さらに強力な第2次合併を推進するとした。

- ① 解消すべき市町村の人口規模を法定化
- ② 国と都道府県が同規模未満の市町村を財政支援策とは別の方策で合併させる。

このことは、昭和の大合併の際の「合併促進法」後の「新市町村建設促進法」で計画的に合併を推進したことを想定したもの。

- さらに、合併特例法期限後の再編成において、それでも残った小規模市町村については、例外的な取扱いを考える必要がある。具体的には現在市町村に対して法令で義務付けられている事務を小規模自治体には義務付けず、別の行政主体に当該事務の義務付けを行うなど、次の方式案を検討する。

- ① 事務配分特例方式

法令義務のない自治事務など窓口サービスの一部だけを処理し、その他の事務は都道府県が補完する。なお、処理する事務は、都合の良い事務だけを残してやりたくない事務を返上することを防ぐためにも、法律で一律に義務付ける方針。

- ② 内部団体移行方式

旧町村のまま他の基礎自治体に編入し水平補完する。編入された内部団体の事務は、法令による義務付けをなくし、当該基礎自治体の条例で定める。このため、同内部団体は、長や議会を置く必要もなく様々な形態を自由に設計できるとしている。

- 基礎的自治体の規模が拡大することに対応して、「住民自治」強化のため「自治組織」の設置も提案し、合併特例法で地域の意見を反映させる仕組みである「地域審議会」と異なり、合併の有無にかかわらず、すべての自治体に「自治組織」を創設する必要性を強調した。なお、私案では具体的な人口規模は明示していないが、基礎的自治体については、「自己決定・自己責任という地方分権の理念を実行できる基礎的自治体が求められる」として、最低規模を現在の市並みの三万人～五万人を想定し、このため解消すべき団体の規模は三万人未満となるが、今後規模については詰めることとした。また、私案は、国土の大半が基礎的自治体の区域に区分されることが望ましいとしており、現在の町村を廃止する意向も示した。

(iii) 今後の地方自治制度のあり方に関する中間報告(第27次地方制度調査会)

合併特例法の期限後に新たな合併法を制定して第二次合併運動を推進するが、その際の最小目標人口の明示については、引き続き検討することとした。併せて、「地域自治組織」の創設も盛り込んだ

○ 西尾私案では、第二次合併後にも残る一定人口未滿の小規模町村は業務を縮小した「特例自治体」か、隣接都市への「内部団体」となる「自動合併」を提案したが、全国町村会などが強制合併だと強く反発したこともあり、中間報告素案では、合併特例法の後も「自主合併」を基本に新たな法を制定して合併を推進することとした。

○ 新たな合併法には現行のような財政支援措置は盛り込まないが、現行法の期限内に合併を都道府県知事に申請した場合などには、財政支援措置の継続を認めることを盛り込んだ。

○ 合併で基礎的自治体の規模が大きくなることに対して、合併市町村が自主的な判断で内部に「地域自治組織」創設できる仕組みも制度化することとした。この組織は、当面は合併市町村を対象に旧市町村単位に導入することとし、①指定都市の行政区②東京都の23特別区の二タイプを提案している。なお、財源は新たな合併市町村の財源によることとし、課税権や起債権などは認めないこととしている。併せて、第二次合併では、都道府県知事の勧告など役割を強く求めるとともに、合併の協議が整わず合併できなかった市町村については、合併特例法の期限後一定期間経過した後に、包括的な基礎的自治体を形成する地域自治組織となることを都道府県に自ら申請することができるものとした。

○ 基礎的自治体のあり方では、このほか、第二次合併後にも残る小規模自治体について、行政サービスの提供が困難になることが想定されるとして、業務を窓口事務などに限定した「特例団体」への移行案も提案している。

(iv) 「市町村連合」(全国町村会)

平成15年2月に全国町村会は、市町村連合構想などを提言している。

・団体の性格

市町村が規約によって設立できる特別地方公共団体

・組織

連合の長＝構成市町村の住民の投票で直接選挙

連合の議会＝選任方法・定数等は規約で定める。

・事務事業

連合や実施処理する事務事業の種類・範囲は連合議会で決定

国や都道府県等から事務権限を直接受けることができる。

・ 財政

必要な経費は構成市町村の負担金や国等の補助金でまかない、負担方法等は連合議会で決定

一定の課税権を認めることを検討

(v) 「地方自治の将来像についての提言」(全国市長会 平成 15 年 4 月 15 日)

**多様な地域自治組織の創設**

- 基礎的自治体内において、地域自治組織を任意に設置できるような制度を創設する方向で検討する必要。
- 地域自治組織の組織形態としては
  - (ア) 地域住民の意見を基礎的自治体のその地域の行政運営に反映させる諮問機関型（「近隣審議会」）
  - (イ) 地域自治組織が語間答申、建議だけでなく、その地域に係る一定の住民に身近な事務について議決権を持つ議決機関型（「近隣協議会」）持つ「近隣委員会」型
  - (ウ) 地域自治組織が一定の議決権のみならず特定の事務（地域の公民館、スポーツ施設等の運営管理や地域福祉サービスなど）を自主的に行う機能を持つ「近隣委員会」型
  - (エ) 地域自治組織がその地域に係る事務について、議決権と執行機能を持ち、公選の議会と長からなる「特別地方公共団体」型などが考えられる。その際、(ア)「近隣審議会」型及び(イ)「近隣協議会」型については、基礎的自治体の支所・出張所等と密接な連携を考慮した制度化も考えられる。
- 制度としては多様な類型を設けつつ、自治体の判断で条例により、必要な地域に地域自治組織を任意に設置できるような制度とする方向で検討する必要。その際、地域住民のイニシアチブを尊重した制度設計とすることが重要。

また、合併市町村の場合に限らず、一般的な制度として創設することが適当。
- 政令指定都市に限られている行政区については、一定規模以上の都市においても設置できることとすることについて検討する必要。

## ②自治区制度についての考察（滝沢村）

滝沢村が、自治区制度について次のように考察している。

### 「市町村合併後の自治区制について」

地方分権が進み、市町村の自己決定・自己責任の下での行政運営が強く求められている中であって、全国的に自治体財政が逼迫し、これは、盛岡広域市町村圏内自治体においても例外ではなく、地方税や地方交付税の減少などにより財政が悪化してきています。このような状況にもかかわらず、多数の市町村が何故、近隣市町村との合併に踏み切れないかという、現状での市町村合併が、将来的により多くの住民の幸せにつながるか、疑問があるからと考えられます。各市町村の住民の方々も同じような不安を抱き、合併に反対する意見が多くなっていると思われます。

合併して自治体規模が大きくなると、住民の声が行政に届きにくくなる、独自のまちづくりができなくなる、地域の伝統文化やコミュニティが失われる、公共投資が都市部に集中する、旧市町村単位で地域利益誘導が生じるなど、これらの住民の不安感を払拭し、合併後の自治体が、単独で自治体を運営するよりも、自治能力が高まり、自立した自治体経営が可能となり、しいては地域住民の福祉向上が図られるということを住民の方々に事前に示す必要があります。

合併関係市町村が、同じ経営理念、ビジョンの下に将来的な地域経営、組織経営を行うこと、将来的な市町村建設に関しても旧市町村単位の利益誘導を持ち込まないことなどを基本姿勢とすることが重要であり、そして、合併後の自治体の行政組織においても、平成 17 年度以降の基礎的自治体のあり方（西尾私案）を考慮し、住民主体の自治を可能にする仕組みを示す必要があります。

### （検討事項）

- 地方自治法に基づく普通地方公共団体「新自治体」と、条例に基づく新自治体区域内に「地域自治区」を設置し、二層制の行政体制を確立する。

## 新自治体と地域自治区について

### 1 新自治体と地域自治区の役割、権限の明確化

新自治体と地域自治区の事務事業内容、事務事業費配分について、条例を制定し、役割、権限を明確にする。

#### (1) 新自治体が行う事務事業の例

- ① 広域的に処理した方が効率化が図れる事務事業。  
(例) ごみ処理、国民健康保険や介護保険審査事務など
- ② 広域的な施設配置や土地利用調整の事務。  
(例) 総合計画、土地利用計画の策定など
- ③ 高度・専門的な知識を有する事務事業。  
(例) 都市計画、道路や下水道の整備など
- ④ 各種の行政委員会に関する事務事業。  
(例) 教育委員会、農業委員会など
- ⑤ 地域自治区の共通の事務事業。  
(例) 職員等に関する事務、監査事務など

#### (2) 地域自治区が行う事務事業の例

- ① 身近な行政サービスの事務事業。  
(例) 窓口サービス、保健福祉サービス、除雪など
- ② 地域のまちづくりの事務事業。  
(例) 地域環境や地域産業の施策、地域文化の活動など
- ③ 財産管理の事務。  
(例) 各種の施設管理など
- ④ 各種許認可の事務。  
(例) 福祉関連許可事務など

#### (3) 事務事業の経費配分

地域自治区の事務事業経費は、新自治体からの移転財源とし、構成する市町村の住民が合意できる、配分方法を検討する。

### 2 新自治体の概要

基本的に、地方自治法に基づく普通地方公共団体である。原則的に、行政事務は、地域自治区以外の行政事務を行う。

ただし、議員の選出は、法に基づく定数と考えられるが、定数を人口比例だけにせず、地域自治区からある程度の議員が選出できるように、現行法内で検討する。



### 3 地域自治区の概要

地域自治区は、特別地方公共団体として法人格を有することを検討する。住民自治の担う主体として位置づけ、新自治体の分権化を進め、より住民に身近な行政サービスを行う。

#### (1) 地域自治区の設置区域

原則的に新自治体の全行政域に設定する。区域は、現市町村単位に設定するか、地域の人口や面積、住民の帰属意識、地縁的つながりなどを考慮し、旧町村単位なども含めて検討する。

#### (2) 地域自治区の住民

基本的に地域自治区が設置されれば、自動的に当該自治区の住民となる。

#### (3) 地域自治区の権能

地域自治区は、当該行政事務について決定、執行の権能を持つ。条例制定権も持つのが望ましいが、現行法制度で可能か、検討する。

#### (4) 地域自治区の決定機関

代議制を採用し、地域自治区に議会（以下「区議会」という。）を置く。

##### ① 議員の選出方法

当該地域自治区の住民による直接選挙により区議会議員を選出する。ただし、新自治体の議会議員との兼職の良否を検討する。

##### ② 議員の定数

少数（5名程度）とする。地域人口など一定の条件の下で決定する。

##### ③ 議員の報酬

無給の名誉職を基本とする。有給とする場合は、議会の役職者のみや会議回数による報酬などを検討する。

#### (5) 地域自治区の執行機関

区議会の代表が、執行機関の長を兼ね、事務事業を執行する職員を配置する。

##### ① 事務所の位置

既存の市町村の本庁舎また支所、出張所とする。

##### ② 事務職員

事務職員は、新自治体に所属し、地域自治区の担当職員として派遣する。

#### (6) 地域自治区の財政

原則的に新自治体からの移転財源によることになるが、当該地域自治区に係る独自の事務事業の実施については住民の負担方法を検討する。

### ③ 現行制度等との比較

地域自治体制度について、現行制度や地方制度調査会、滝沢村の考察を比較すると次のようになる。

	現行制度	地方制度調査会	滝沢村の考察
名 称	地域審議会	地域自治組織	地域自治区
発表年月	合併特例法（1999.7 改正）	2003.4	
団体の性格	審議会	任意団体（行政区） と法人格（特別地方 公共団体）の 2 タイ プ	法人格（特別地方公 共団体）
区 域	旧市町村単位	当面：合併前の旧市 町村 将来：小中学校区等	・新自治体の全行政 区域に設定 ・合併前の旧市町村 あるいは地域の人口 や住民の帰属意識、 地縁的つながりを考 慮し旧町村単位など も検討。
機能・権能	① 市町村長の諮問 に応じ当該区域 に係る事務につ いて意見を述べ る。 ② 事務事業は単一、 複数を問わない。	① 地域共同体的な 事務を処理 ② 事務の範囲は、法 律で規定する方 法と条例で規定 する方法	・当該事務の決定と 執行権 ・条例制定権も検討 ・身近な行政サービ ス、地域のまちづく り事務事業などを行 う。
市町村合併との関連	合併後の形態	当面：合併後の形態 将来：合併にかかわ らず一般制度化	合併後の一定期間の 形態
設置手続	合併市町村の協議に より期限を定めて設 置	一定の公的な組織で あり、都道府県の関 与をどうするか	条例

組織構成	<p>構成員の定数・任期・任免等必要な事項は合併市町村の協議により定める。</p>	<p>①行政区的なタイプの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関は、基礎的自治体の長が選任する地域自治組織の長と諮問機関としての地域審議会とする。</li> <li>・地域審議会の委員は公選又は住民総会による選出。</li> </ul> <p>②特別地方公共団体のタイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決機関の構成員は公選</li> <li>・執行機関は当該自治組織の議決機関の互選又は基礎的自治体の長による選任等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代議制とし区議会を置く。</li> <li>・議員は当該地域自治区の住民の直接選挙で選出</li> <li>・議員の定数は5名程度</li> <li>・報酬は無給</li> <li>・区議会の代表が執行機関の長を兼ねる。</li> </ul>
財 源		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎自治体からの移転財源を原則</li> <li>・課税権と地方債の発行権限は認めない。</li> <li>・移転財源の財源見合い以外の事務については住民負担も検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新自治体からの移転財源を原則</li> <li>・独自事務事業については、住民負担も検討</li> </ul>
職 員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該自治体からの職員派遣</li> <li>・地域自治組織採用の臨時職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員は新自治体に所属し、地域自治区の担当職員として派遣</li> </ul>

#### (4) 調査研究結果の活用

調査研究の結果、財政シミュレーションにおいては、合併した場合と非合併の場合の比較では、平成17年3月の特例法の期限までに合併することによる財政支援や人件費の減少などにより、合併した場合の方が、平成16年度から31年度までの16年間で、財政規模で約645億円多くなること、歳入の地方税で312億円の増（このうち事業所税が307億円）、地方交付税で89億円の増、歳出の人件費で109億円の減、普通建設事業費で478億円の増が見込まれることなどの試算結果となった。

また、それぞれ単独の場合は、人口の著しい増加が見込まれる滝沢村と矢巾町を除いては、16年後の財政規模などが平成12年度に比較して減少すると見込まれると試算された。

しかし、県のシミュレーションソフトは、将来人口推計や経済成長率などの初期設定値の設定の仕方などいくつかの課題もあり、税財源の移譲などについての国の考え方が明確でない状況では、必ずしも今後の実態に近いものとはなっていないことから、より精度の高いデータ等による検討が必要であるとする。

次に、合併に係る諸課題の行政サービスにおいては、これまで一般的にいわれてきた合併の効果や懸念される事項が、この地域の具体的な事項として出された。合併して取り組んだ方が効果的なものとしては、事務事業の一元化による効率化やスケールメリット、一体的整備による推進が期待されるということなど、単独の取り組みの方が効果的なものとしては、地域に密着した対応ができることなどとなっているが、双方に相反する形で記述されている事項も見られることから、これらの行政サービスをどう調

整するかといった方向が示されなければ解決できない課題である。

また、このことが前述の財政シミュレーションともリンクするものであり、行政サービスの調整結果による歳入や負担の増減が、今後の財政状況の見通しを具体的にするものと考ええる。

合併に係る諸課題の主要施策については、重点的に取り組んでいるもの、今後充実を図ることが必要であるものを含めて市町村ごとに6項目以内でとりまとめたが、基盤整備や産業振興などといった分野では複数の市町村から出されているものもある。したがって、広域的な交通網の整備や地域の自立を促す産業の誘致・育成、広域観光、さらには自然との共生、資源循環社会の構築、行政経営の改革など先進的な取組も見られることから、情報発信と施策の効果をより上げるために、この地域で連携して取り組むべきものがあると考ええる。

## 5 参 考

### (1) 経 過

平成15年3月31日 6市町村による合併問題研究会の立ち上げ

4月18日 第1回事務打合せ会の開催

- ・ 合併問題研究会の組織について
- ・ 資料づくりの内容と諸課題について
- ・ 今後の進め方について

5月 1日 第2回事務打合せ会の開催

- ・ 財政シミュレーションについて
- ・ 合併に係る諸課題について
- ・ 調査研究テーマに係る資料について
- ・ 今後の進め方について

5月 8日 第3回事務打合せ会の開催

- ・ 合併に係る諸課題について
- ・ 調査研究テーマに係る意見交換について
- ・ 報告書(案)について
- ・ 今後の進め方について

5月16日 第4回事務打合せ会の開催

- ・ 調査研究報告書(案)について
- ・ 今後の進め方について

5月26日 第2回盛岡地域合併問題研究会の開催

- ・ 合併問題に係る調査研究について
- ・ 今後の進め方について

6月 9日 第3回盛岡地域合併問題研究会の開催

- ・ 合併問題に係る調査研究について
- ・ 今後の進め方について

6月18日 第5回事務打合せ会の開催

- ・ 今後の進め方について

6月25日 第4回盛岡地域合併問題研究会の開催

- ・ 合併問題に係る調査研究について
- ・ 今後の進め方について

## (2) 行政サービスの比較

\* 「市町村行政サービス調査結果一覧表（改訂版）」（平成14年8月 盛岡地方振興局管内市町村広域行政研究会）を基に作成

### ①市町村税

（平成14年4月1日 現在）

区分		盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	備考	
市町村民税	個人	均等割	2,500円	2,000円	同左	同左	同左	標準税率	
		所得割	200万円以下：3% 200万円超：8% 700万円超：12%	同左	同左	同左	同左	同左	標準税率
	法人	均等割	資本金・出資金及び 従業員数により 300万円～5万円	同左	同左	同左	同左	同左	標準税率
		法人税割	法人税額の14.7%	法人税額の 12.3%	同左	同左	法人税額の 14.7%	同左	標準12.3% 制限14.7%
固定資産税		1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	標準税率	
都市計画税		0.2%	なし	なし	なし	なし	なし	制限 0.3%	
軽自動車税		原付自転車 1～2.5千円の4区分 軽自動車 2.4～7.2千円の7区分 小型特殊 1.6～4.7千円の2区分 二輪小型 4千円	同左	同左	同左	同左	同左	標準税率	
市町村たばこ税		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,266円)	同左	同左	同左	同左	同左		
鉱産税		なし	1.0% (月産200万円以下の場合 0.7%)	なし	0.7%	1.0% (月産200万円以下の場合 0.7%)	同左		
特別土地保有税		所有者1.4% 取得者3.0%	同左	同左	同左	同左	同左		
法定外普通税		なし	なし	なし	なし	なし	なし		
入湯税		普通旅館150円 (日帰り75円) 自炊旅館75円 (日帰り35円)	同左	同左	同左	宿泊150円 日帰り75円 (自炊35円)	普通旅館150円 (日帰り75円) 自炊旅館75円 (日帰り35円) その他75円		
水利地益税		なし	なし	なし	なし	なし	なし		
共同施設税		なし	なし	なし	なし	なし	なし		
宅地開発税		なし	なし	なし	なし	なし	なし		
区分		盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	備考	
国民健康保険税	医療給付費分	所得割	9.3%	6.8%	7.3%	7.1%	7.2%	6.0%	
		資産割	42.0%	20.0%	20.0%	40.0%	30.0%	30.0%	
		均等割	21,500円	24,000円	25,200円	25,000円	25,000円	24,000円	
		平等割	24,100円	32,000円	30,000円	30,000円	31,000円	38,400円	
		課税限度額	530,000円	同左	同左	同左	同左	同左	
	介護納付金分	所得割	1.15%	0.8%	0.6%	0.7%	0.8%	0.75%	
		資産割	6.5%	5.0%	2.7%	4.0%	5.0%	4.5%	
		均等割	3,600円	6,000円	4,200円	4,500円	5,200円	5,700円	
		平等割	3,800円	3,000円	3,700円	4,000円	4,100円	3,300円	
		課税限度額	70,000円	同左	同左	同左	同左	同左	

②主な使用料・手数料等

(平成14年4月1日現在)

区分	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	備考	
公営住宅使用料	公営住宅法施行令第2条により算出	同左	同左	同左	同左	同左		
水道使用料	基本料金	メーター口径 10m <sup>3</sup> まで 1,310円	メーター口径 10m <sup>3</sup> まで 1,500円	メーター口径 10m <sup>3</sup> まで 1,270円	メーター口径 8m <sup>3</sup> まで 1,320円	メーター口径 13mm 640円 20" 930円 25" 1,650円 30" 3,050円 40" 4,450円 50" 8,500円 75" 21,500円 100" 34,000円 150" 85,500円	一般用1ヶ月	
	超過・従量料金	・25mm以下 ～10m <sup>3</sup> 62円/m <sup>3</sup> 11～20m <sup>3</sup> 124円/m <sup>3</sup> 21～30m <sup>3</sup> 210円/m <sup>3</sup> 31m <sup>3</sup> ～ 272円/m <sup>3</sup>  ・30mm以上 ～50m <sup>3</sup> 252円/m <sup>3</sup> 51m <sup>3</sup> ～ 272円/m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき 145円	1m <sup>3</sup> につき 150円	1m <sup>3</sup> につき 140円	1m <sup>3</sup> につき 180円	10m <sup>3</sup> まで 115円/m <sup>3</sup> 10m <sup>3</sup> 超分 175円/m <sup>3</sup>	
	その他	メーター使用料なし 消費税別途	メーター使用料別途 消費税別途	メーター使用料別途 消費税別途	メーター使用料別途 消費税別途	メーター使用料別途 消費税別途	消費税別途	



区分	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	備考
下水道使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金 口径25mm以下 900円 上記以外 1,330円</li> <li>従量料金 11~20m<sup>3</sup> 94円/m<sup>3</sup> 21~30m<sup>3</sup> 119円/m<sup>3</sup> 31~50m<sup>3</sup> 168円/m<sup>3</sup> 51m<sup>3</sup>~ 224円/m<sup>3</sup></li> <li>消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金 1,100円</li> <li>超過料金 10~20m<sup>3</sup> 100円/m<sup>3</sup> 20~30m<sup>3</sup> 110円/m<sup>3</sup> 30~50m<sup>3</sup> 130円/m<sup>3</sup> 50~100m<sup>3</sup> 140円/m<sup>3</sup> 100~500m<sup>3</sup> 150円/m<sup>3</sup> 500~1000m<sup>3</sup> 160円/m<sup>3</sup> 1000m<sup>3</sup>~ 170円/m<sup>3</sup></li> <li>消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金 940円</li> <li>超過料金 10~20m<sup>3</sup> 95円/m<sup>3</sup> 20~30m<sup>3</sup> 105円/m<sup>3</sup> 30~50m<sup>3</sup> 120円/m<sup>3</sup> 50~100m<sup>3</sup> 165円/m<sup>3</sup> 100~500m<sup>3</sup> 185円/m<sup>3</sup> 500~1000m<sup>3</sup> 190円/m<sup>3</sup> 1000m<sup>3</sup>~ 195円/m<sup>3</sup></li> <li>消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金 10m<sup>3</sup>まで 1,300円</li> <li>超過料金 10~20m<sup>3</sup> 110円/m<sup>3</sup> 20~30m<sup>3</sup> 120円/m<sup>3</sup> 30~40m<sup>3</sup> 130円/m<sup>3</sup> 40~50m<sup>3</sup> 140円/m<sup>3</sup> 50~100m<sup>3</sup> 150円/m<sup>3</sup> 100~500m<sup>3</sup> 160円/m<sup>3</sup> 500~1000m<sup>3</sup> 170円/m<sup>3</sup> 1000m<sup>3</sup>~ 180円/m<sup>3</sup></li> <li>消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金 8m<sup>3</sup>まで 1,100円</li> <li>従量料金 8~20m<sup>3</sup> 85円/m<sup>3</sup> 20~30m<sup>3</sup> 100円/m<sup>3</sup> 30~40m<sup>3</sup> 120円/m<sup>3</sup> 40~50m<sup>3</sup> 150円/m<sup>3</sup> 50~100m<sup>3</sup> 180円/m<sup>3</sup> 100~500m<sup>3</sup> 200円/m<sup>3</sup> 500~1000m<sup>3</sup> 220円/m<sup>3</sup> 1000m<sup>3</sup>~ 240円/m<sup>3</sup></li> <li>消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>~10m<sup>3</sup> 105円/m<sup>3</sup> 11~20m<sup>3</sup> 110円/m<sup>3</sup> 21~50m<sup>3</sup> 120円/m<sup>3</sup> 51~100m<sup>3</sup> 125円/m<sup>3</sup> 101~1000m<sup>3</sup> 135円/m<sup>3</sup> 1001m<sup>3</sup>~ 145円/m<sup>3</sup></li> <li>消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般用 1ヶ月</li> </ul>
農業集落排水使用料	(基本額1,160円/世帯+加算額350円×世帯員)×1.05	(基本額1,100円/世帯+加算額500円×世帯員)×1.05	(基本額1,000円/世帯+加算額500円×世帯員)×1.05	(基本額1,300円/世帯+加算額520円×世帯員)×1.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金 8m<sup>3</sup>まで 1,100円</li> <li>従量料金 8~20m<sup>3</sup> 85円/m<sup>3</sup> 20~30m<sup>3</sup> 100円/m<sup>3</sup> 30~40m<sup>3</sup> 120円/m<sup>3</sup> 40~50m<sup>3</sup> 150円/m<sup>3</sup> 50~100m<sup>3</sup> 180円/m<sup>3</sup> 100~500m<sup>3</sup> 200円/m<sup>3</sup> 500~1000m<sup>3</sup> 220円/m<sup>3</sup> 1000m<sup>3</sup>~ 240円/m<sup>3</sup></li> <li>消費税別途</li> </ul>	(基本割1,100円/世帯+人数割350円×世帯員)×1.05	

区分	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町
火葬場 使用料	市民 無料 市民以外 13歳以上 20千円 13歳未満 15千円 死産者 10千円 身体の一部等 3kgごとに 3千円 (市民・市民以外)	10歳以上 6千円 (町外20千円) 10歳未満 4.5千円 (町外15千円) 死産者 3千円 (町外10千円) 身体の一部等 3千円		組合管内 無料 管内以外 15歳以上 30千円 15歳未満 20千円 改葬者 30千円 身体の一部等 10千円	10歳以上 4千円 (町外20千円) 10歳未満 3千円 (町外15千円) 身体の一部等 1棺につき 3千円 (町外10千円)	10歳以上 4千円 (町外30千円) 10歳未満 3千円 (町外20千円) 改葬者 3千円 (町外20千円) 身体の一部等 1kgごとに 1千円
墓地 使用料	市民 普通墓地 68千円/m <sup>2</sup> ×区画 面積 芝生墓地 18千円/m <sup>2</sup> ×区画 面積+4千円 市民以外 上記金額×100分の 150を乗じて得た 額	2万円/m <sup>2</sup> ×区画面積	甲種墓地 穴口(1区画) 6千円 板橋 A 16m <sup>2</sup> 当たり 30千円 B 無料 中村森 A 無料 岩手山麓 A 無料 B 3.3m <sup>2</sup> 当たり 60千円	一般墓地 無料 特殊墓地 A型 121千円 B型 107 〃 C型 93 〃		

区分	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	備考
各種証明等 手数料	戸籍謄抄本交付 450円 住民票交付 300円 印鑑登録証明書交付 300円 営業証明 300円 資産証明 300円	戸籍謄抄本交付 450円 住民票交付 200円 印鑑登録証明書交付 200円 営業証明 200円 資産証明 200円	同左	同左	同左	同左	1件当 たり

区分	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町
ごみ処理 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧盛岡市域 犬・猫等の死体 1体4,050円 消費税込み 処分 10kgまでごとに 50円 消費税別途</li> <li>都南地区 紫波町に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬・猫等の死体 1体500円</li> <li>町で収集するもの以外 収集運搬処分 10kgまでごとに 100円</li> <li>処分 100kgまでごとに 300円 消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬・猫等の死体 1体4,300円</li> <li>村で収集するもの 以外 処分 100kgまでごとに 300円 消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ちこみ 一般家庭系 10kgまでごとに 50円 事業所系 10kgまでごとに 100円 消火器・バッテリー 1個につき 500円 犬・猫等の死体 1体1,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬・猫等の死体 1体2,000円 組合で収集するもの以外 処分 可燃物 10kgにつき 50円 生ごみ 10kgにつき 30円 空缶等 10kgにつき 30円 燃えがら等 10kgにつき 90円 収集運搬処分 基本料金 1回引取り 2,000円 10kgにつき 加算100円 消費税別途</li> </ul>	同左
し尿処理等 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧盛岡市域 収集及び運搬 10ℓにつき 73円 処分 10ℓにつき 2円 消費税別途</li> <li>都南地区 18ℓにつき 96.3円 180ℓ未満の場合 963円 消費税込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬及び処分 10ℓにつき 58円 消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬及び処分 10ℓにつき 55円 消費税別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬及び処分 300ℓ未満 1,600円 300ℓ超 10ℓにつき 53円 消費税込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18ℓにつき 96.3円 180ℓ未満の場合 963円 消費税込み</li> </ul>	同左

区分	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	備考
保育所 保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得により</li> <li>・3歳未満児 0～49,400円</li> <li>・3歳児 0～32,300円</li> <li>・4歳以上児 0～27,200円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得により</li> <li>・3歳未満児 0～43,000円</li> <li>・3歳児 0～30,000円</li> <li>・4歳以上児 0～26,300円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得により</li> <li>・3歳未満児 0～54,000円</li> <li>・3歳児 0～35,000円</li> <li>・4歳以上児 0～29,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得により</li> <li>・3歳未満児 0～49,000円</li> <li>・3歳児 0～35,000円</li> <li>・4歳以上児 0～29,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得により</li> <li>・3歳未満児 0～52,000円</li> <li>・3歳児 0～33,000円 (後期34,100円)</li> <li>・4歳以上児 0～27,000円 (後期28,100円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得により</li> <li>・3歳未満児 0～47,000円</li> <li>・3歳児 0～31,000円</li> <li>・4歳以上児 0～26,000円</li> </ul>	
農業集落 排水分担金	18万円×家屋数	25万円×家屋数	28万円×家屋数	30万円×家屋数	28万円×受益者数 南山王地区 30万円	27万円×家屋数	
65歳以上 の介護保 険料(基準 月額)	3,031円	2,558円	2,833円	3,085円	3,120円	3,200円	13年度後 期からの 額
	(2,683円)	(2,680円)	(2,833円)	(3,508円)	(3,120円)	(3,500円)	15年度 ～17年度

### ③主な基盤整備の状況

(平成13年3月31日現在)

区 分		盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	
市町村道	路線数	6,521	1,329	1,135	211	2,133	2,299	
	実延長(m)	1,645,701	828,279	483,371	300,574	921,383	696,478	
	改良済延長(m)	1,151,715	515,024	242,784	229,902	518,291	245,747	
		改良率(%)	70.0	62.2	50.2	76.5	56.3	35.3
	舗装済延長(m)	1,330,849	399,434	397,422	226,448	362,211	297,329	
		舗装率(%)	80.9	48.2	82.2	75.3	39.3	42.7
都市計画	都市計画区域面積(ha)	34,870	16,272	6,470	9,700	9,536	5,720	
	〃 人口(千人)	286.8	18.9	44.9	12.6	30.7	25.1	
	市街化区域面積(ha)	4,849		616	307		590	
	市街化調整区域面積(ha)	30,021		5,854	9,393		5,130	
	用途地域(ha)	第1種低層住居専用	1,475		175	35	130	94
		第2種低層住居専用			14	1		
		第1種中高層住居専用	376	15	145	59	60	42
		第2種中高層住居専用	339		16	11		5
		第1種住居	1,393	114	210	87	301	176
		第2種住居	109	2	11	5	24	23
		近隣商業	311	3		16	18	4
		商業	303	25			13	11
		準工業	217		45	6	47	127
		工業	326		1	87		53
	工業専用					6	54	
計	4,849	159	616	307	599	590		
汚水処理	汚水処理施設整備人口(人)	253,677	10,614	27,070	4,674	20,228	18,974	
	汚水処理施設整備率(%)	90.0	53.7	53.3	32.9	59.4	74.0	
	公共下水道	処理人口(人)	232,559	6,864	15,778	630	14,989	12,834
		普及率(%)	82.5	34.7	31.1	4.4	44.0	50.1
	農業集落排水	整備人口(人)	6,291	1,237	1,129	736	3,050	3,218
		整備率(%)	2.2	6.3	2.2	5.2	9.0	12.6
合併処理浄化槽等整備率	3.6	12.7	12.1	23.3	6.4	5.5		
都市公園	街区公園 箇所/ha	329/34.71		125/10.62		54/5.69	4/1.25	
	近隣公園 箇所/ha	7/14.65	1/1.62			1/1.20	2/5.40	
	総合公園 箇所/ha	4/53.20		1/16.05		1/22.34		
	運動公園 箇所/ha	1/25.40	1/13.20			1/9.80		
	その他 箇所/ha	26/137.73	1/38.78					
計 箇所/ha	367/265.69	3/53.60	126/26.67		57/39.03	6/6.65		

(資料) 『岩手の道路状況』 (岩手県)

(資料) 『岩手県の都市計画(資料編)』 (岩手県)

④平成13年度一般会計決算状況等

区 分	盛岡市	雫石町	滝沢村	玉山村	紫波町	矢巾町	都市圏合計	
目的別歳出内訳 (千円)	議会費	704,516	135,863	170,832	121,686	149,987	1,418,070	
	総務費	8,438,927	1,192,200	2,379,616	1,272,154	1,700,894	16,593,362	
	民生費	19,280,987	1,374,203	2,928,699	1,242,106	1,916,019	28,575,580	
	衛生費	9,062,263	778,494	4,395,994	590,007	802,420	16,359,061	
	労働費	399,397	26,007	73,700	85	48,713	575,273	
	農林水産業費	2,121,392	1,166,509	487,657	964,282	1,329,338	6,820,919	
	商工費	2,375,030	294,839	248,447	79,834	172,667	3,997,329	
	土木費	20,807,250	1,027,987	2,082,556	530,615	1,725,232	27,190,180	
	消防費	3,362,014	327,371	549,310	330,826	428,904	5,290,705	
	教育費	9,381,967	1,226,020	1,772,331	1,515,986	1,276,146	16,501,507	
	災害復旧費		50,269	146,987	61,986	44,723	303,965	
	公債費	14,872,514	1,393,334	1,540,798	1,116,919	1,922,414	21,962,258	
	諸支出金							
	前年度繰上充用金							
合計	90,806,257	8,993,096	16,776,927	7,826,486	11,517,457	9,667,986	145,588,209	
目的別歳出内訳構成比 (%)	議会費	0.78	1.51	1.02	1.55	1.30	1.40	0.97
	総務費	9.29	13.26	14.18	16.25	14.77	16.65	11.40
	民生費	21.23	15.28	17.46	15.87	16.64	18.97	19.63
	衛生費	9.98	8.66	26.20	7.54	6.97	7.55	11.24
	労働費	0.44	0.29	0.44	0.00	0.42	0.28	0.40
	農林水産業費	2.34	12.97	2.91	12.32	11.54	7.78	4.69
	商工費	2.62	3.28	1.48	1.02	1.50	8.55	2.75
	土木費	22.91	11.43	12.41	6.78	14.98	10.51	18.68
	消防費	3.70	3.64	3.27	4.23	3.72	3.02	3.63
	教育費	10.33	13.63	10.56	19.37	11.08	13.75	11.33
	災害復旧費	0.00	0.56	0.88	0.79	0.39	0.00	0.21
	公債費	16.38	15.49	9.18	14.27	16.69	11.55	15.09
	諸支出金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	前年度繰上充用金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	100.00	1.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
目的別歳出内訳特化係数	議会費	79.65	155.10	104.54	159.63	133.70	143.56	100.00
	総務費	81.54	116.31	124.45	142.61	129.57	146.07	100.00
	民生費	1.08	77.85	88.94	80.86	84.76	96.63	100.00
	衛生費	88.82	77.04	233.19	67.09	62.00	67.19	100.00
	労働費	111.31	73.19	111.18	0.27	107.04	71.65	100.00
	農林水産業費	49.86	276.86	62.04	262.98	246.36	165.96	100.00
	商工費	95.26	119.41	53.94	37.15	54.60	311.36	100.00
	土木費	122.69	61.21	66.47	36.30	80.21	56.30	100.00
	消防費	101.88	100.17	90.10	116.32	102.47	83.19	100.00
	教育費	91.16	120.28	93.20	170.90	97.76	121.29	100.00
	災害復旧費		267.73	419.63	379.34	185.98		100.00
	公債費	108.57	102.71	60.88	94.60	110.65	76.54	100.00
	諸支出金							
	前年度繰上充用金							
人口1人当たり目的別歳出額内訳 (千円)	議会費	2.5	6.9	3.3	8.6	4.4	0.0	25.7
	総務費	29.8	60.3	46.4	90.0	49.6	61.6	337.7
	民生費	68.2	69.5	57.0	87.8	55.9	70.1	408.5
	衛生費	32.0	39.4	85.6	41.7	23.4	27.9	250.0
	労働費	1.4	1.3	1.4	0.0	1.4	1.0	6.5
	農林水産業費	7.5	59.0	9.5	68.2	38.8	28.8	211.8
	商工費	8.4	14.9	4.8	5.6	5.0	31.6	70.3
	土木費	73.6	52.0	40.6	37.5	50.3	38.9	292.9
	消防費	11.9	16.6	10.7	23.4	12.5	11.2	86.3
	教育費	33.2	62.0	34.5	107.2	37.2	50.8	324.9
	災害復旧費		2.5	2.9	4.4	1.3		11.1
	公債費	52.6	70.5	30.0	79.0	56.1	42.7	330.9
	諸支出金							
	前年度繰上充用金							
財政指標	実質収支比率(%)	0.90	5.00	2.90	4.00	3.20	2.90	-
	公債費負担比率(%)	18.60	19.50	14.50	19.20	23.40	13.90	-
	公債費比率(%)	17.30	16.80	13.90	17.30	15.30	15.10	-
	起債制限比率(%)	11.90	11.80	9.20	8.90	11.50	10.70	-
	財政力指数(%)	0.76	0.38	0.51	0.30	0.37	0.50	-
経常収支比率(%)	89.10	74.20	79.70	87.40	73.10	78.70	-	

(注) 特化係数は、目的別内訳の都市圏合計構成比を100として、各市町村の構成比を比較した指数で、値が高いほど都市圏平均よりも歳出ウエートが高いことを示す。特化係数の網かけは、50ポイント以上高いもの、あるいは低いものを示す。人口1人当たり目的別歳出内訳の人口は平成13年3月31日現在の住民基本台帳人口。

(3) 財政シミュレーション

合併関係市町村  
盛岡市 雫石町 滝沢村 玉山村 紫波町 矢  
巾町

6市町村が合併した場合

	平成12年度	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
		合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果
歳入総額	147,919,213	149,222,513	144,059,337	5,163,176	143,977,657	138,840,246	5,137,411	144,333,910	139,234,023	5,099,887
地方税	53,285,074	54,377,420	52,500,681	1,876,740	54,484,971	52,593,670	1,891,300	54,448,192	52,549,786	1,898,407
① 個人住民税	17,817,819	17,415,279	17,388,377	26,902	17,481,215	17,453,779	27,437	17,458,254	17,430,377	27,877
② 法人住民税	6,629,704	6,420,240	6,420,240	0	6,432,058	6,432,058	0	6,411,422	6,411,422	0
③ 固定資産税	23,182,212	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0
④ その他の税	5,655,339	7,359,689	5,509,852	1,849,838	7,389,485	5,525,621	1,863,864	7,396,303	5,525,774	1,870,530
地方譲与税	1,945,876	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0
利子割交付金	2,012,990	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0
地方消費税交付金	4,049,771	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0
ゴルフ場利用税交付金	110,289	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0
自動車取得税交付金	644,612	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0
地方特例交付金	2,044,517	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0
普通交付税	33,302,357	34,620,672	33,697,062	923,610	29,560,049	28,571,758	988,292	30,146,322	29,085,498	1,060,823
合併特例償分		0	0	0	64,682	0	64,682	137,213	0	137,213
特別交付税	2,709,018	3,066,692	2,433,180	633,513	2,801,121	2,421,014	380,108	2,662,314	2,408,909	253,405
格差是正等		633,513	0	633,513	380,108	0	380,108	253,405	0	253,405
交通安全対策特別交付金	110,945	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0
分担金及び負担金	1,500,199	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0
使用料	2,456,323	2,416,942	2,416,942	0	2,431,863	2,431,863	0	2,437,349	2,437,349	0
手数料	496,677	486,850	486,850	0	489,412	489,412	0	489,971	489,971	0
国庫支出金	12,674,766	13,647,670	12,298,356	1,349,314	13,688,013	12,317,336	1,370,677	13,699,412	12,310,752	1,388,660
国有提供施設所在市町村助成交付金	25,698	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0
県支出金	7,303,303	6,589,985	6,589,985	0	6,609,888	6,609,888	0	6,619,154	6,619,154	0
財産収入	1,598,732	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0
寄附金	42,400	41,046	41,046	0	41,140	41,140	0	41,049	41,049	0
繰入金	1,266,321	1,283,775	1,283,775	0	1,302,153	1,302,153	0	1,315,869	1,315,869	0
繰越金	3,073,193	3,073,193	3,073,193	0	2,923,324	2,796,290	127,034	2,820,575	2,701,983	118,593
諸収入	4,890,924	4,802,964	4,802,964	0	4,830,419	4,830,419	0	4,838,401	4,838,401	0
地方債	12,301,400	11,160,574	10,780,574	380,000	11,160,574	10,780,574	380,000	11,160,574	10,780,574	380,000
歳出総額	144,719,842	149,222,513	144,059,337	5,163,176	143,977,657	138,840,246	5,137,411	144,333,910	139,234,023	5,099,887
人件費	27,612,494	27,457,722	27,187,260	270,462	26,871,396	26,772,871	98,526	25,850,455	26,839,221	▲ 988,766
① 議員報酬	930,376	1,593,322	869,041	724,281	1,593,322	869,041	724,281	490,090	869,041	▲ 378,951
② 特別職報酬	292,241	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066
③ 職員給	19,132,672	18,778,948	19,093,691	▲ 314,743	18,658,935	19,076,984	▲ 418,050	18,658,935	19,060,278	▲ 401,344
④ その他の人件費	7,257,205	7,024,987	6,947,997	76,990	6,558,675	6,550,314	8,361	6,640,965	6,633,371	7,595
物件費	17,266,953	16,392,108	16,658,700	▲ 266,592	16,287,349	16,640,626	▲ 353,277	16,287,349	16,622,551	▲ 335,202
維持補修費	1,506,972	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0
扶助費	12,852,550	14,063,828	12,717,808	1,346,019	14,079,928	12,704,645	1,375,283	14,081,472	12,681,575	1,399,897
補助費等	12,922,491	12,799,706	12,799,706	0	12,902,836	12,902,836	0	12,955,075	12,955,075	0
普通建設事業費	31,501,197	27,970,648	24,557,362	3,413,287	31,075,228	27,463,959	3,611,269	32,524,233	27,912,176	4,612,057
一般財源等	15,617,651	13,256,595	9,843,308	3,413,287	16,361,175	12,749,906	3,611,269	17,810,180	13,198,123	4,612,057
地方債	9,988,874	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0
国庫支出金	3,547,999	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0
県支出金	2,346,673	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0
災害復旧事業費	155,110	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0
公債費	21,482,696	29,179,700	29,179,700	0	21,351,045	21,345,435	5,610	21,200,229	21,188,327	11,902
積立金	3,290,532	3,708,017	3,308,017	400,000	3,747,354	3,347,354	400,000	3,774,834	3,374,834	400,000
投資及び出資金	615,783	603,173	603,173	0	606,171	606,171	0	606,755	606,755	0
貸付金	2,857,791	2,779,661	2,779,661	0	2,788,399	2,788,399	0	2,785,558	2,785,558	0
繰出金	12,655,273	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0

合併効果  
2/6

合併関係市町村  
盛岡市 雫石町 滝沢村 玉山村 紫波町 矢  
巾町

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果
歳入総額	143,011,160	138,321,739	4,689,421	142,615,321	137,544,884	5,070,437	141,413,836	136,863,606	4,550,231
地方税	54,431,047	52,524,108	1,906,939	54,433,236	52,516,338	1,916,898	54,455,646	52,527,301	1,928,345
① 個人住民税	17,447,201	17,418,852	28,350	17,447,886	17,419,032	28,855	17,460,792	17,431,399	29,394
② 法人住民税	6,394,814	6,394,814	0	6,382,136	6,382,136	0	6,373,631	6,373,631	0
③ 固定資産税	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0
④ その他の税	7,406,820	5,528,230	1,878,590	7,421,002	5,532,959	1,888,044	7,439,010	5,540,059	1,898,951
地方譲与税	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0
利子割交付金	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0
地方消費税交付金	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0
ゴルフ場利用税交付金	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0
自動車取得税交付金	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0
地方特例交付金	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0
普通交付税	29,404,145	28,155,913	1,248,233	28,962,408	27,353,005	1,609,403	27,659,231	26,612,268	1,046,964
合併特例債分	324,623	0	324,623	685,793	0	685,793	1,046,964	0	1,046,964
特別交付税	2,396,864	2,396,864	0	2,384,880	2,384,880	0	2,372,955	2,372,955	0
格差是正等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通安全対策特別交付金	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0
分担金及び負担金	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0
使用料	2,444,478	2,444,478	0	2,453,261	2,453,261	0	2,463,738	2,463,738	0
手数料	490,861	490,861	0	492,081	492,081	0	493,644	493,644	0
国庫支出金	13,347,388	12,309,499	1,037,889	13,371,848	12,313,467	1,058,381	13,403,082	12,322,885	1,080,196
国有提供施設所在市町村助成交付金	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0
県支出金	6,631,907	6,631,907	0	6,648,072	6,648,072	0	6,667,826	6,667,826	0
財産収入	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0
寄附金	40,990	40,990	0	40,960	40,960	0	40,968	40,968	0
繰入金	1,330,983	1,330,983	0	1,347,543	1,347,543	0	1,365,682	1,365,682	0
繰越金	2,827,554	2,711,194	116,360	2,801,641	2,695,886	105,755	2,793,887	2,679,161	114,726
諸収入	4,849,639	4,849,639	0	4,864,086	4,864,086	0	4,881,874	4,881,874	0
地方債	11,160,574	10,780,574	380,000	11,160,574	10,780,574	380,000	11,160,574	10,780,574	380,000
歳出総額	143,011,160	138,321,739	4,689,421	142,615,321	137,544,884	5,070,437	141,413,836	136,863,606	4,550,231
人件費	25,411,573	26,392,455	▲ 980,882	25,356,713	26,335,908	▲ 979,196	27,715,704	28,600,915	▲ 885,211
① 議員報酬	490,090	869,041	▲ 378,951	490,090	869,041	▲ 378,951	490,090	869,041	▲ 378,951
② 特別職報酬	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066
③ 職員給	18,658,935	19,038,003	▲ 379,069	18,658,935	19,032,434	▲ 373,500	18,658,935	19,026,866	▲ 367,931
④ その他の人件費	6,202,083	6,208,879	▲ 6,796	6,147,223	6,157,901	▲ 10,679	8,506,214	8,428,477	77,737
物件費	16,287,349	16,598,452	▲ 311,103	16,287,349	16,592,427	▲ 305,079	16,287,349	16,586,403	▲ 299,054
維持補修費	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0
扶助費	14,091,690	12,665,469	1,426,221	14,110,055	12,655,779	1,454,276	14,137,124	12,652,976	1,484,148
補助費等	13,017,367	13,017,367	0	13,089,724	13,089,724	0	13,172,652	13,172,652	0
普通建設事業費	32,508,796	28,381,769	4,127,027	32,364,587	27,923,637	4,440,949	28,846,061	25,086,527	3,759,534
一般財源等	17,794,742	13,667,715	4,127,027	17,650,533	13,209,584	4,440,949	14,132,008	10,372,473	3,759,534
地方債	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0
国庫支出金	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0
県支出金	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0
災害復旧事業費	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0
公債費	20,229,028	20,200,870	28,158	19,906,266	19,846,780	59,486	19,713,754	19,622,940	90,814
積立金	3,805,318	3,405,318	400,000	3,838,790	3,438,790	400,000	3,875,473	3,475,473	400,000
投資及び出資金	607,724	607,724	0	609,078	609,078	0	610,824	610,824	0
貸付金	2,784,365	2,784,365	0	2,784,810	2,784,810	0	2,786,946	2,786,946	0
繰出金	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0

合併効果  
3/6

合併関係市町村  
盛岡市 雫石町 滝沢村 玉山村 紫波町 矢  
巾町

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果
歳入総額	141,092,970	136,151,073	4,941,897	141,098,053	135,758,936	5,339,117	140,407,497	134,684,829	5,722,667
地方税	54,499,294	52,557,875	1,941,418	54,337,272	52,389,896	1,947,376	54,189,715	52,235,001	1,954,714
① 個人住民税	17,486,649	17,456,676	29,973	17,384,336	17,353,886	30,451	17,290,627	17,259,663	30,964
② 法人住民税	6,369,328	6,369,328	0	6,318,425	6,318,425	0	6,270,411	6,270,411	0
③ 固定資産税	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0
④ その他の税	7,461,105	5,549,660	1,911,445	7,452,298	5,535,372	1,916,926	7,446,466	5,522,715	1,923,751
地方譲与税	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0
利子割交付金	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0
地方消費税交付金	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0
ゴルフ場利用税交付金	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0
自動車取得税交付金	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0
地方特例交付金	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0
普通交付税	27,212,202	25,804,068	1,408,134	27,349,961	25,580,656	1,769,305	26,754,829	24,624,353	2,130,476
合併特例償分	1,408,134	0	1,408,134	1,769,305	0	1,769,305	2,130,475	0	2,130,475
特別交付税	2,361,091	2,361,091	0	2,349,285	2,349,285	0	2,337,539	2,337,539	0
格差是正等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通安全対策特別交付金	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0
分担金及び負担金	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0
使用料	2,476,081	2,476,081	0	2,479,576	2,479,576	0	2,484,602	2,484,602	0
手数料	495,571	495,571	0	495,621	495,621	0	495,982	495,982	0
国庫支出金	13,441,784	12,338,241	1,103,542	13,454,357	12,331,086	1,123,271	13,473,391	12,329,096	1,144,296
国有提供施設所在市町村助成交付金	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0
県支出金	6,691,559	6,691,559	0	6,704,845	6,704,845	0	6,721,589	6,721,589	0
財産収入	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0
寄附金	41,006	41,006	0	40,873	40,873	0	40,774	40,774	0
繰入金	1,385,403	1,385,403	0	1,400,390	1,400,390	0	1,416,882	1,416,882	0
繰越金	2,770,349	2,661,547	108,802	2,764,063	2,644,898	119,165	2,764,163	2,650,981	113,182
諸収入	4,903,328	4,903,328	0	4,906,507	4,906,507	0	4,912,727	4,912,727	0
地方債	11,160,574	10,780,574	380,000	11,160,574	10,780,574	380,000	11,160,574	10,780,574	380,000
歳出総額	141,092,970	136,151,073	4,941,897	141,098,053	135,758,936	5,339,117	140,407,497	134,684,829	5,722,667
人件費	27,660,844	28,516,868	▲ 856,025	27,605,983	28,414,396	▲ 808,413	27,551,123	28,341,651	▲ 790,528
① 議員報酬	490,090	869,041	▲ 378,951	490,090	869,041	▲ 378,951	490,090	869,041	▲ 378,951
② 特別職報酬	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066
③ 職員給	18,658,935	18,987,884	▲ 328,950	18,658,935	18,948,903	▲ 289,968	18,658,935	18,915,491	▲ 256,556
④ その他の人件費	8,451,354	8,383,411	67,942	8,396,493	8,319,921	76,573	8,341,633	8,280,588	61,045
物件費	16,287,349	16,544,229	▲ 256,880	16,287,349	16,502,056	▲ 214,707	16,287,349	16,465,907	▲ 178,558
維持補修費	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0
扶助費	14,174,401	12,658,283	1,516,117	14,199,875	12,656,761	1,543,114	14,234,352	12,662,463	1,571,889
補助費等	13,266,941	13,266,941	0	13,312,574	13,312,574	0	13,367,988	13,367,988	0
普通建設事業費	28,731,475	24,714,932	4,016,543	29,267,026	25,001,373	4,265,654	29,162,612	24,627,544	4,535,067
一般財源等	14,017,421	10,000,879	4,016,543	14,552,973	10,287,319	4,265,654	14,448,558	9,913,491	4,535,067
地方債	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0
国庫支出金	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0
県支出金	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0
災害復旧事業費	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0
公債費	19,384,456	19,262,314	122,142	18,815,984	18,662,514	153,470	18,168,198	17,983,400	184,798
積立金	3,915,696	3,515,696	400,000	3,944,294	3,544,294	400,000	3,975,896	3,575,896	400,000
投資及び出資金	613,001	613,001	0	612,932	612,932	0	613,215	613,215	0
貸付金	2,790,858	2,790,858	0	2,784,085	2,784,085	0	2,778,815	2,778,815	0
繰入金	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0



合併効果  
4/6

合併関係市町村  
盛岡市 雫石町 滝沢村 玉山村 紫波町 矢  
巾町

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果
歳入総額	139,673,513	133,555,549	6,117,964	138,610,894	132,474,238	6,136,656	137,111,480	131,764,819	5,346,661
地方税	54,056,070	52,092,697	1,963,373	53,937,711	51,964,210	1,973,501	53,833,389	51,848,343	1,985,045
① 個人住民税	17,205,184	17,173,676	31,508	17,128,789	17,096,699	32,090	17,060,816	17,028,110	32,706
② 法人住民税	6,225,171	6,225,171	0	6,182,995	6,182,995	0	6,143,477	6,143,477	0
③ 固定資産税	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0
④ その他の税	7,443,504	5,511,639	1,931,865	7,443,715	5,502,304	1,941,411	7,446,883	5,494,544	1,952,339
地方譲与税	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0
利子割交付金	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0
地方消費税交付金	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0
ゴルフ場利用税交付金	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0
自動車取得税交付金	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0
地方特例交付金	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0
普通交付税	26,100,669	23,609,023	2,491,646	25,466,240	22,613,423	2,852,817	23,990,982	21,961,065	2,029,917
合併特例債分	2,491,646	0	2,491,646	2,852,816	0	2,852,816	3,080,593	0	3,080,593
特別交付税	2,325,851	2,325,851	0	2,314,222	2,314,222	0	2,302,651	2,302,651	0
格差是正等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通安全対策特別交付金	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0
分担金及び負担金	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0
使用料	2,491,132	2,491,132	0	2,499,314	2,499,314	0	2,509,074	2,509,074	0
手数料	496,641	496,641	0	497,629	497,629	0	498,935	498,935	0
国庫支出金	13,498,401	12,331,823	1,166,578	13,530,075	12,339,790	1,190,285	13,568,268	12,352,923	1,215,346
国有提供施設所在市町村助成交付金	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0
県支出金	6,741,476	6,741,476	0	6,764,946	6,764,946	0	6,791,793	6,791,793	0
財産収入	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0
寄附金	40,700	40,700	0	40,661	40,661	0	40,641	40,641	0
繰入金	1,434,769	1,434,769	0	1,454,359	1,454,359	0	1,475,377	1,475,377	0
繰越金	2,750,635	2,634,268	116,366	2,736,256	2,616,202	120,053	2,715,438	2,599,086	116,353
諸収入	4,921,865	4,921,865	0	4,934,179	4,934,179	0	4,949,628	4,949,628	0
地方債	11,160,574	10,780,574	380,000	10,780,574	10,780,574	0	10,780,574	10,780,574	0
歳出総額	139,673,513	133,555,549	6,117,964	138,610,894	132,474,238	6,136,656	137,111,480	131,764,819	5,346,661
人件費	27,660,844	28,471,581	▲ 810,738	27,578,553	28,393,131	▲ 814,578	27,304,252	28,015,138	▲ 710,886
① 議員報酬	490,090	869,041	▲ 378,951	490,090	869,041	▲ 378,951	490,090	869,041	▲ 378,951
② 特別職報酬	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066
③ 職員給	18,658,935	18,909,922	▲ 250,987	18,658,935	18,909,922	▲ 250,987	18,658,935	18,909,922	▲ 250,987
④ その他の人件費	8,451,354	8,416,087	35,267	8,369,063	8,337,637	31,426	8,094,762	7,959,643	135,119
物件費	16,287,349	16,459,882	▲ 172,534	16,287,349	16,459,882	▲ 172,534	16,287,349	16,459,882	▲ 172,534
維持補修費	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0
扶助費	14,276,472	12,674,084	1,602,388	14,327,253	12,692,413	1,634,840	14,386,574	12,717,426	1,669,148
補助費等	13,432,710	13,432,710	0	13,507,960	13,507,960	0	13,593,041	13,593,041	0
普通建設事業費	28,883,082	24,000,361	4,882,721	28,817,920	23,576,446	5,241,474	27,884,025	23,585,036	4,298,989
一般財源等	14,169,029	9,286,307	4,882,721	14,103,867	8,862,393	5,241,474	13,169,972	8,870,982	4,298,989
地方債	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0
国庫支出金	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0
県支出金	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0
災害復旧事業費	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0
公債費	17,465,907	17,249,781	216,126	16,788,191	16,540,737	247,454	16,311,220	16,049,277	261,943
積立金	4,010,381	3,610,381	400,000	3,648,177	3,648,177	0	3,688,907	3,688,907	0
投資及び出資金	613,841	613,841	0	614,841	614,841	0	616,203	616,203	0
貸付金	2,774,977	2,774,977	0	2,772,699	2,772,699	0	2,771,958	2,771,958	0
繰出金	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0

合併効果

5/6

合併関係市町村  
盛岡市 雫石町 滝沢村 玉山村 紫波町 矢  
巾町

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果
歳入総額	134,974,599	131,557,735	3,416,863	132,263,461	130,827,635	1,435,825	129,499,395	130,174,366	▲ 674,971
地方税	53,716,099	51,725,906	1,990,193	53,612,481	51,615,853	1,996,627	53,523,180	51,518,821	2,004,359
① 個人住民税	16,988,042	16,954,823	33,219	16,923,426	16,889,660	33,766	16,867,363	16,833,017	34,346
② 法人住民税	6,103,268	6,103,268	0	6,065,725	6,065,725	0	6,031,019	6,031,019	0
③ 固定資産税	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0	23,182,212	23,182,212	0
④ その他の税	7,442,578	5,485,603	1,956,974	7,441,117	5,478,256	1,962,861	7,442,586	5,472,573	1,970,013
地方譲与税	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0	1,882,082	1,882,082	0
利子割交付金	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0	1,946,996	1,946,996	0
地方消費税交付金	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0	3,917,003	3,917,003	0
ゴルフ場利用税交付金	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0	106,673	106,673	0
自動車取得税交付金	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0	623,479	623,479	0
地方特例交付金	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0	2,044,517	2,044,517	0
普通交付税	21,972,560	21,879,915	92,645	19,363,626	21,234,482	▲ 1,870,856	16,683,721	20,654,647	▲ 3,970,925
合併特例債分	3,247,138	0	3,247,138	3,399,335	0	3,399,335	3,433,079	0	3,433,079
特別交付税	2,291,137	2,291,137	0	2,279,682	2,279,682	0	2,268,283	2,268,283	0
格差是正等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通安全対策特別交付金	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0	110,945	110,945	0
分担金及び負担金	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0	1,451,016	1,451,016	0
使用料	2,511,069	2,511,069	0	2,514,501	2,514,501	0	2,519,370	2,519,370	0
手数料	498,596	498,596	0	498,543	498,543	0	498,776	498,776	0
国庫支出金	13,576,782	12,340,146	1,236,636	13,591,174	12,331,980	1,259,194	13,611,368	12,328,319	1,283,049
国有提供施設所在市町村助成交付金	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0	25,698	25,698	0
県支出金	6,805,612	6,805,612	0	6,822,632	6,822,632	0	6,842,755	6,842,755	0
財産収入	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0	1,546,319	1,546,319	0
寄附金	40,485	40,485	0	40,356	40,356	0	40,252	40,252	0
繰入金	1,491,868	1,491,868	0	1,509,727	1,509,727	0	1,529,051	1,529,051	0
繰越金	2,686,064	2,588,675	97,390	2,644,202	2,593,342	50,860	2,591,090	2,582,544	8,546
諸収入	4,949,024	4,949,024	0	4,951,234	4,951,234	0	4,956,245	4,956,245	0
地方債	10,780,574	10,780,574	0	10,780,574	10,780,574	0	10,780,574	10,780,574	0
歳出総額	134,974,599	131,557,735	3,416,863	132,263,461	130,827,635	1,435,825	129,499,395	130,174,366	▲ 674,971
人件費	27,221,961	27,949,241	▲ 727,279	28,072,295	28,717,545	▲ 645,249	27,990,005	28,656,243	▲ 666,238
① 議員報酬	490,090	869,041	▲ 378,951	490,090	869,041	▲ 378,951	490,090	869,041	▲ 378,951
② 特別職報酬	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066	60,466	276,532	▲ 216,066
③ 職員給	18,658,935	18,909,922	▲ 250,987	18,658,935	18,909,922	▲ 250,987	18,658,935	18,909,922	▲ 250,987
④ その他の人件費	8,012,472	7,893,746	118,725	8,862,806	8,662,051	200,755	8,780,515	8,600,749	179,767
物件費	16,287,349	16,459,882	▲ 172,534	16,287,349	16,459,882	▲ 172,534	16,287,349	16,459,882	▲ 172,534
維持補修費	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0	1,457,567	1,457,567	0
扶助費	14,415,685	12,717,408	1,698,277	14,452,754	12,723,609	1,729,145	14,497,383	12,735,592	1,761,791
補助費等	13,634,351	13,634,351	0	13,684,800	13,684,800	0	13,744,415	13,744,415	0
普通建設事業費	26,192,570	23,849,922	2,342,648	22,958,015	22,713,145	244,871	20,572,367	22,438,721	▲ 1,866,354
一般財源等	11,478,517	9,135,868	2,342,648	8,243,962	7,999,091	244,871	5,858,313	7,724,667	▲ 1,866,354
地方債	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0	9,988,874	9,988,874	0
国庫支出金	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0	3,150,120	3,150,120	0
県支出金	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0	1,575,060	1,575,060	0
災害復旧事業費	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0	155,110	155,110	0
公債費	15,858,143	15,582,392	275,751	15,419,674	15,140,081	279,593	14,990,706	14,722,343	268,363
積立金	3,718,891	3,718,891	0	3,751,709	3,751,709	0	3,787,422	3,787,422	0
投資及び出資金	615,618	615,618	0	615,361	615,361	0	615,427	615,427	0
貸付金	2,762,080	2,762,080	0	2,753,553	2,753,553	0	2,746,371	2,746,371	0
繰出金	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0	12,655,273	12,655,273	0

合併効果  
6/6

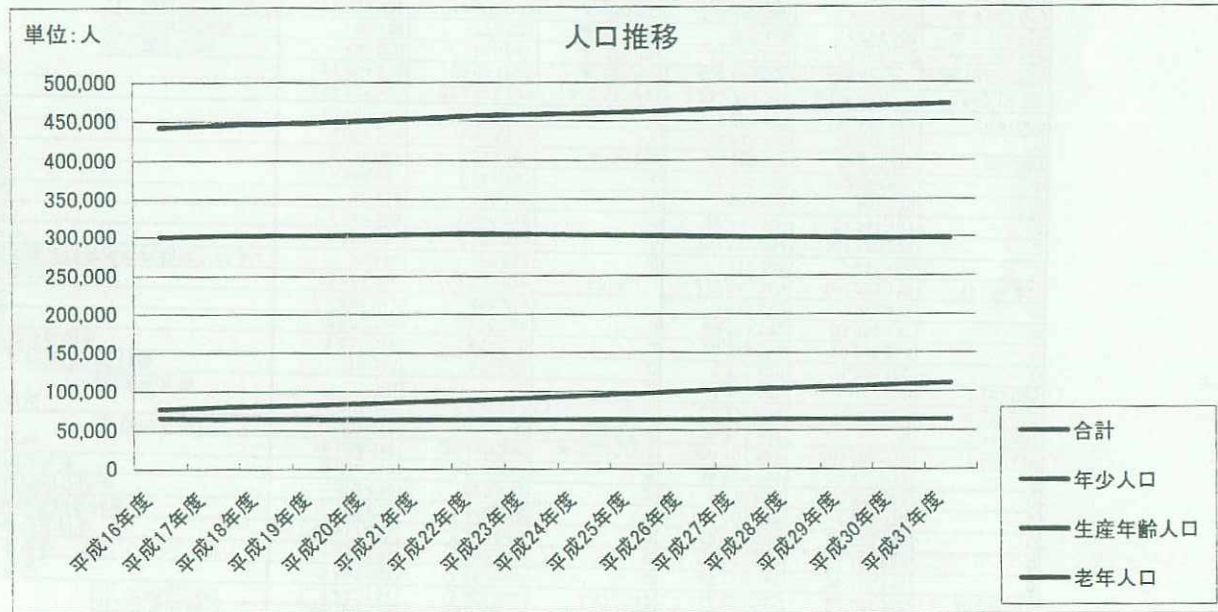
合併関係市町村  
盛岡市 雫石町 滝沢村 玉山村 紫波町 矢  
巾町

	平成31年度			合計		
	合併	非合併	合併効果	合併	非合併	合併効果
歳入総額	126,665,801	129,639,278	▲ 2,973,477	2,225,972,062	2,161,452,295	64,519,766
地方税	53,448,806	51,435,327	2,013,479	865,784,530	834,595,815	31,188,716
① 個人住民税	16,820,197	16,785,235	34,963	275,866,057	275,373,260	492,797
② 法人住民税	5,999,245	5,999,245	0	100,123,366	100,123,366	0
③ 固定資産税	23,182,212	23,182,212	0	370,915,392	370,915,392	0
④ その他の税	7,447,151	5,468,635	1,978,517	118,879,715	88,183,797	30,695,919
地方譲与税	1,882,082	1,882,082	0	30,113,318	30,113,318	0
利子割交付金	1,946,996	1,946,996	0	31,151,938	31,151,938	0
地方消費税交付金	3,917,003	3,917,003	0	62,672,053	62,672,053	0
ゴルフ場利用税交付金	106,673	106,673	0	1,706,773	1,706,773	0
自動車取得税交付金	623,479	623,479	0	9,975,665	9,975,665	0
地方特例交付金	2,044,517	2,044,517	0	32,712,272	32,712,272	0
普通交付税	13,904,314	20,163,385	▲ 6,259,071	409,151,932	401,600,520	7,551,413
合併特例債分	3,303,612	0	3,303,612	29,375,407	0	29,375,407
特別交付税	2,256,942	2,256,942	0	38,771,507	37,504,482	1,267,025
格差是正等	0	0	0	1,267,025	0	1,267,025
交通安全対策特別交付金	110,945	110,945	0	1,775,120	1,775,120	0
分担金及び負担金	1,451,016	1,451,016	0	23,216,264	23,216,264	0
使用料	2,525,794	2,525,794	0	39,658,142	39,658,142	0
手数料	499,311	499,311	0	7,918,423	7,918,423	0
国庫支出金	13,637,758	12,329,421	1,308,337	216,540,769	197,225,119	19,315,650
国有提供施設所在市町村助成交付金	25,698	25,698	0	411,168	411,168	0
県支出金	6,866,244	6,866,244	0	107,520,284	107,520,284	0
財産収入	1,546,319	1,546,319	0	24,741,107	24,741,107	0
寄附金	40,176	40,176	0	652,075	652,075	0
繰入金	1,549,997	1,549,997	0	22,593,825	22,593,825	0
繰越金	2,536,941	2,573,163	▲ 36,223	44,199,376	42,802,413	1,396,963
諸収入	4,964,214	4,964,214	0	78,416,336	78,416,336	0
地方債	10,780,574	10,780,574	0	176,289,184	172,489,184	3,800,000
歳出総額	126,665,801	129,639,278	▲ 2,973,477	2,225,972,062	2,161,452,295	64,519,766
人件費	27,359,112	28,017,075	▲ 657,963	434,668,535	445,621,501	▲ 10,952,966
① 議員報酬	490,090	869,041	▲ 378,951	10,047,898	13,904,652	▲ 3,856,755
② 特別職報酬	60,466	276,532	▲ 216,066	967,450	4,424,508	▲ 3,457,059
③ 職員給	18,658,935	18,909,922	▲ 250,987	298,662,968	303,549,988	▲ 4,887,020
④ その他の人件費	8,149,622	7,961,581	188,042	124,990,220	123,742,352	1,247,867
物件費	16,287,349	16,459,882	▲ 172,534	260,702,340	264,430,529	▲ 3,728,189
維持補修費	1,457,567	1,457,567	0	23,321,079	23,321,079	0
扶助費	14,550,202	12,753,801	1,796,401	228,079,050	203,070,094	25,008,956
補助費等	13,813,920	13,813,920	0	213,296,059	213,296,059	0
普通建設事業費	18,618,171	22,814,685	▲ 4,196,515	446,376,817	398,647,594	47,729,222
一般財源等	3,904,117	8,100,632	▲ 4,196,515	210,951,960	163,222,738	47,729,222
地方債	9,988,874	9,988,874	0	159,821,984	159,821,984	0
国庫支出金	3,150,120	3,150,120	0	50,401,915	50,401,915	0
県支出金	1,575,060	1,575,060	0	25,200,958	25,200,958	0
災害復旧事業費	155,110	155,110	0	2,481,760	2,481,760	0
公債費	14,586,315	14,329,182	257,133	299,368,816	296,906,073	2,462,743
積立金	3,826,360	3,826,360	0	61,017,519	57,017,519	4,000,000
投資及び出資金	615,839	615,839	0	9,790,001	9,790,001	0
貸付金	2,740,584	2,740,584	0	44,385,718	44,385,718	0
繰出金	12,655,273	12,655,273	0	202,484,368	202,484,368	0

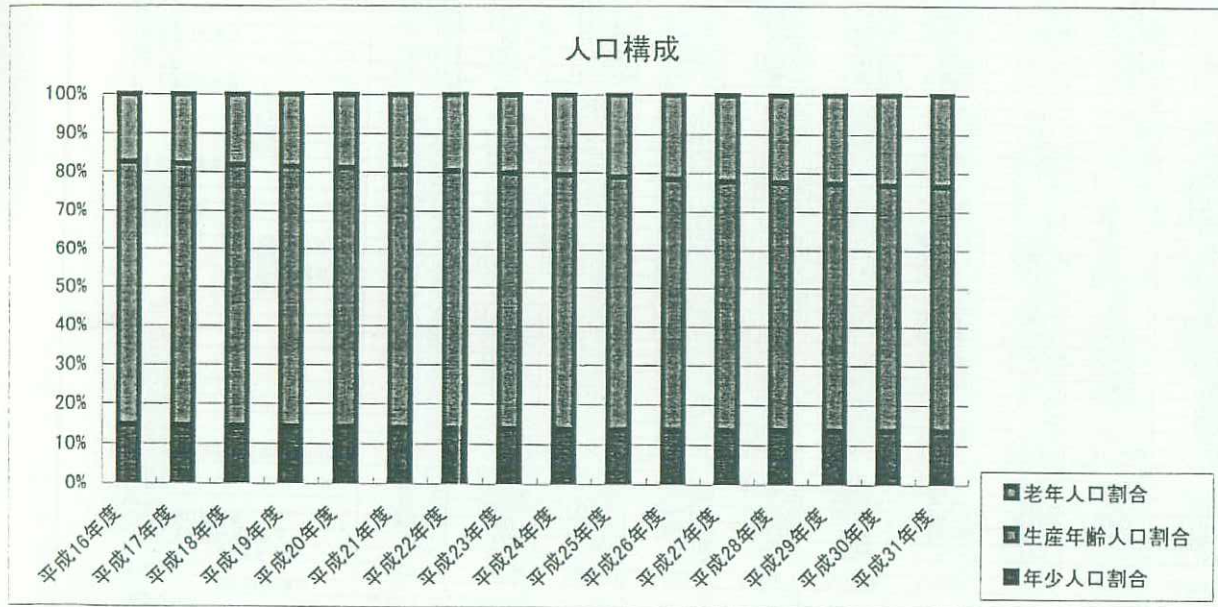
人口・面積

2/3

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	441,805	445,152	446,747	448,672	450,930	453,535	456,518	457,828
年少人口	64,931	64,317	64,024	63,750	63,494	63,259	63,049	63,063
生産年齢人口	299,763	301,410	301,557	301,929	302,524	303,352	304,431	303,191
老年人口	77,111	79,425	81,166	82,993	84,912	86,924	89,038	91,574
年少人口割合	14.70%	14.45%	14.33%	14.21%	14.08%	13.95%	13.81%	13.77%
生産年齢人口割合	67.85%	67.71%	67.50%	67.29%	67.09%	66.89%	66.69%	66.22%
老年人口割合	17.45%	17.84%	18.17%	18.50%	18.83%	19.17%	19.50%	20.00%



平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
459,458	461,396	463,676	466,289	467,393	468,799	470,507	472,538
63,095	63,141	63,205	63,285	63,363	63,461	63,576	63,711
302,116	301,196	300,447	299,853	299,135	298,574	298,177	297,952
94,247	97,059	100,024	103,151	104,895	106,764	108,754	110,875
13.73%	13.68%	13.63%	13.57%	13.56%	13.54%	13.51%	13.48%
65.75%	65.28%	64.80%	64.31%	64.00%	63.69%	63.37%	63.05%
20.51%	21.04%	21.57%	22.12%	22.44%	22.77%	23.11%	23.46%

















(4) 合併に係る諸課題等(行政サービス)

項 目	合併して取り組んだ方が効果的と考えられるもの	単独での取組の方が効果的と考えられるもの
①市町村税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明書の発行場所が増え、住民の利便性が向上する。(盛岡市)</li> <li>・本村では各種電算処理業務を委託しているが、かなりの費用負担となっており合併して自前で処理した方が経費面や運用面で効果的と思われる。(玉山村)</li> <li>・固定資産の評価など専門性の高い分野においては、合併して大きな組織となった方が、職員個々の専門性を高めることができ効果的と考えられる。(紫波町)</li> <li>・国保税等の算定基準の統一化によって体質の強化が図られる。 ・課税通知書処理、電算処理等の業務が合併し大きな組織になることによって効率的に行える。 ・滞納整理(差押え)等、担当者が顔見知りでないほうが行いやすい。(矢巾町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手が把握できることから、納税相談や滞納者の実態調査等では小さい自治体での取組みが有利な場合もある。 反面、知っていることにより毅然とした対応がとり難いマイナス面もあるが・・・・。(玉山村)</li> <li>・税の徴収分野では、顔見知りでない方が良い場合も考えられるが、とりわけ滞納者においては、担当者の顔で納めてもらう一面もあるので、その土地を熟知している単独市町村の職員の方が有利な場合もある。(紫波町)</li> <li>・単独のほうが内容を把握しやすく、諸証明書の発行が行いやすい。 ・資産評価の調整により評価替え時に評価額がアップすると思われるので単独のほうが住民の負担が少ない。 ・小さいがゆえに徴収率の低下を最小限に抑えられる。(賦課徴収が同一組織であり、臨戸徴収の体制が組みやすい)(矢巾町)</li> </ul>
②使用料・手数料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道・農業集落排水の使用料及び負担金、分担金は地域一体となり算定した方が、より効率的な経営ができる。(盛岡市)</li> <li>・諸証明の発行に係る手数料は、スケールメリットにより抑制できることが期待される。住民票の写しの発行手数料の現状は、盛岡・滝沢300円、他は200円。(紫波町)</li> <li>・単独の町で設定している料金が安いものは、合併により下がるのが予想され住民の負担が軽減される。(上下水道料金等)(矢巾町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用料については、料金を統一したとしても、合併により行政区域面積が広がることで、利用したい施設が遠く不便を感じる人からは、何らかの不満が出ると思われる。(紫波町)</li> <li>・単独で設定の料金が安いものは、合併により高くなることもあり、その場合単独の方が住民の負担が少ない。(矢巾町)</li> </ul>

<p>③保健・医療</p>	<p>・夜間急患診療所の運営 夜間急患診療所は、もともと市民の利用を想定して設置されたものであり、現在利用されているような広域圏での救急医療の確保の対応は考えていなかった。診療に当る医師の出動は、現在小児科医師の不足から盛岡医師会のほか岩手郡医師会、紫波郡医師会に協力を頂いているが、小児科医師の不足や高齢化などからこのままでは、医師派遣に不安があるとのことで常勤医師の配置について求められている。</p> <p>このような状況の中、盛岡地区は他の広域に比べ医療機関に恵まれているものの、常勤医師による小児救急医療の確保は、盛岡市のみの運営では費用や体制等からも限界があり、広域圏での初期医療の中核としての位置付けによる確保継続の検討が必要である。</p> <p>広域体制による安定した運営を図ることにより常勤医師の確保も可能であり、現在の午後7時から1時までの診療時間が深夜まで対応可能となる。</p> <p>・予防接種の委託方法の統一 ・乳幼児健診の広域実施 市町村間で委託単価や乳幼児健診回数の統一できることや実施医療機関においても合併により、身近な医療機関で健診が可能となり利用者の利便性が図られる。(盛岡市)</p>	
<p>・国民健康保険及び介護保険事業における財政基盤の安定化が図られ、保険税の格差是正がなされる。反面、介護保険事業にあっては、都市部と農村部におけるサービス供給量に不公平を生ずる恐れがある。(雫石町)</p>	<p>・医療費給付制度について、市町村ごとに地域の実状に合った給付基準を設けて実施できる。(雫石町)</p>	
<p>・施設等(医療機関も含む)の設置や利用 ・国民健康保険・老人保健ともに広域化することによって、保険財政の安定化を図ることができる。各市町村間で保険料の平準化が可能となり、不公平感が解消され、また事務処理の平準化が図られる。医療給付についても、各市町村間の給付内容の平準化が可能となり、不公平感が解消される。(滝沢村)</p>	<p>・住民ニーズに基づいた各種計画が住民主体で作成することが容易で、その推進を図ることができる。 ・保健指導等できめ細かい個別のサービス提供ができる。(滝沢村)</p>	
<p>・集団検診等では充実していると自負しているが、費用面では合併した方が経費は節減できる。(玉山村)</p>	<p>・経費面を考えなければ、検診後のアフターケア等、きめ細やかな保健指導ができる。(玉山村)</p>	
<p>・本町では、医療の充実が住民要望として多くある。身近に医療施設があればよいとの期待感であるが、合併によって市になることのイメージ向上により、本町地域にも開業医の進出が期待できる。が、医療の充実が直接に担保されるものではないと考えている。(紫波町)</p>	<p>・保健指導の分野は、小さな町の方が良い。住民ひとり一人の顔が見え保健師の顔が見える指導が実施できると考えられる。よりヒューマンな形での指導が望ましい。合併しても担当区域の単位が細かい方がよい。(紫波町)</p>	
<p>・医療費助成の統一化(年齢制限・所得)が図られることによって格差がなくなる。 ・介護認定審査業務の一元化によって事務の軽減化が図られる。(矢巾町)</p>	<p>・成人及び高齢者の保健事業、栄養指導及び食生活改善事業、障害者及び高齢者の福祉事業、各種の保健師訪問指導及び相談事業等きめ細やかなサービスができる。(矢巾町)</p>	

<p>④環境・衛生</p>	<p>○廃棄物処理の広域化        ・広域で焼却施設等のごみ処理施設を整備することにより効率的な事業推進が図られ、リデュース、リユース、リサイクル等の施策も一体的に促進されることから、効果が大きい。        ※ 盛岡地方振興局管内11市町村及び6一部事務組合を対象とした盛岡ブロックごみ処理推進広域化計画の検討を行っているが、ごみ処理状況の差があり協議が進んでいない。        ○し尿処理        盛岡市域のし尿は、「盛岡地区衛生処理組合」と「紫波・稗貫衛生処理組合」で処理しているが、その処理量は下水道の整備等により年々減少していることから、盛岡ブロックごみ処理推進広域化計画に合わせて広域での処理が効果的であると考えられる。(盛岡市)</p>	
	<p>・ごみ処理施設、火葬場、墓地公園、し尿処理施設の広域化        →施設の統合、中間処理施設の整備により、コストの低減を図ることが期待できる。        ・ごみ及びし尿などの収集業務委託の広域化        →業者の育成とコストの低減を図ることが期待できる。        ・リサイクル、地球温暖化防止、有害化学物質(環境ホルモン等)対策の広域化        →共通の認識での取り組みが可能となる。        ・不法投棄の撲滅        →不法投棄巡視、監視活動が容易になり、摘発による排出者責任が明確になる。        ・産業廃棄物処理施設の適正化        →施設の設置に係る地域的バランスが保たれる。(特定の地域に乱立するのを防ぐことができる。)(滝沢村)</p>	
	<p>・ゴミ処理施設等の統合による経費の削減が図られる。(玉山村)</p>	
	<p>・環境では、本町が先駆けて取り組んでいる分野が広域的に取り組まれることで、環境保全の効果が大きくなると考えられる。(紫波町)</p>	<p>・本町の先駆け的取り組みに理解と協働の姿勢がえられない場合は、環境保全の理念喪失と地域の住環境の後退が懸念される。(紫波町)</p>
	<p>・広範囲にわたる環境政策の推進        地球温暖化対策実行計画やISO14001の取り組みを広域的に取り組むことにより効果が期待できる。        ・環境保全経費の削減        各環境保全活動に要する種々経費については個別の計上が不要になり無駄を省くことが出来る。(矢巾町)</p>	<p>・効率的な環境保全活動        住民に環境に対する意識づけのため環境保全活動は欠かせないものと思うが、合併し範囲が広がると実際保全活動に参加するとなれば、現地まで遠く参加に消極的になる。(矢巾町)</p>

<p>⑤福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限委譲の推進 (中核市となることにより)身体障害者手帳交付などの権限委譲を進めることにより、諸手続のスピードアップが図られ、住民の利便性を向上させることができる。</li> <li>・介護保険サービス施設のうち入所系施設の整備計画策定において市町村間の調整が省かれる分、よりスムーズになることが期待できる。(盛岡市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(中核市になることにより)国庫補助金の補助率が下がる事業がある。(盛岡市)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種福祉施設整備に際して、保健福祉医療圏域内の自治体数が少なくなるので、比較的調整が容易となり、計画的な整備が進められる。</li> <li>各種福祉施設整備時に地元自治体による単独補助などの過重な負担が生じているが、全体で負担することにより緩和される。</li> <li>実際のサービス利用でも広域利用が促進され利便性が向上すると思われる。(滝沢村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者のニーズを正確に把握したきめ細かいサービスの提供が可能である。(滝沢村)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所が設置でき、専門職員の配置による高度な福祉行政の展開が期待できる。(玉山村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉相談など個別の対応面などで、きめ細かな福祉サービスができなくなることが懸念される。(玉山村)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併すると、保育施設では、これまで以上に広域での施設選択、入所が可能になると考えられる。人口集積地では、延長、低年齢児、子育て支援、休日保育、一時保育、障害児保育など多様な保育サービスが可能になる。介護保険制度では、財政的な充実が図られる。(紫波町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口集積地と農村部の保育サービス格差が生じないか。農村部において人口集積地と同様のサービスが担保できるか疑問。統合合理化により地域の子育てセンター的よりどころがなくならないか。(紫波町)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料の軽減措置や子育て相談などきめ細やかな保育行政が行える。(矢巾町)</li> </ul>

<p>⑥教育・体育・文化</p>	<p>・小・中学校の通学区域</p> <p>・生涯学習の推進 (生涯学習環境の整備) 生活圏域の広域化に対応して、生涯学習関連施設や情報をネットワーク化することにより、効果的な活動が促進される。</p> <p>(学習機会の提供・社会教育の充実 ・スポーツレクリエーションの振興) 多様なニーズに対応した社会教育講座、スポーツ活動、芸術文化活動等の学習機会が提供できる。 また、広域的な体育施設の整備計画や登山道の整備などが可能になる。(盛岡市)</p> <p>・社会教育においては、広域化することにより情報交換が容易となること、団体の会員が増加することによる多様な価値観を持った人的交流ができるなど、質の高い事業の展開が期待できる。</p> <p>・文化財の調査、遺跡の発掘については、専門的な知識経験を必要とすることから、広域での取り組みが効果的である。</p> <p>・競技スポーツにおいては、競技力、技術力の向上が期待できる。 ・イベントや競技大会の開催について、規模の大型化と知名度アップの効果が期待できる。 ・施設整備の効率化及び充実が期待できる。(雫石町)</p> <p>・市町村建設計画によっては、学区の見直し、或いは再編の可能性があり、児童生徒の通学する学校の変更等が予測される。合併に伴い学区の再編等があった場合には、現在通学している学校から別な学校へ通学することになることも予想され、通学距離が短縮されることが考えられる。反面ではこれまでの通学していた学校から別の学校に学区が変わることで、通学距離が遠くなる児童生徒もありうるものと考えられる。また、学区の再編等により新たに学校施設整備の増築や新築などが必要となる場合には新たな財政負担が生じる可能性もある。</p> <p>・特殊学級については障害の程度に応じて、通学する学校を選択できる幅が広がる。</p> <p>・社会教育施設、文化施設、体育施設の相互利用が可能となり、施設数が充実するとともに効率的な施設管理が可能となる。</p> <p>・社会教育、文化、体育の専門職員の確保や養成が可能となる。</p> <p>・図書館システム(蔵書データ、貸出システム)を統合することにより広域での図書館利用が可能となる。</p> <p>・各図書館で資料収集に特色を持たせることが可能となり、より広い分野の資料を収集することが可能となる。(滝沢村)</p>	<p>社会教育関係団体への補助については、交付額や交付に際しての歴史的経緯などに違いがあり、統一した基準づくりに困難が予想される。(盛岡市)</p> <p>・生涯学習の充実は、地域や地区ごとのような小さな範囲の活動が大切であり、その地域の特徴に沿った各種講座、研修の実施が可能である。また、地域リーダー、組織の育成においても単独の方が地域に密着した育成ができる。</p> <p>・芸能祭や芸術祭については、長い歴史と実績があり、このことは地域に根ざした活動の積み重ねであり、後継者の育成とあわせて単独での取り組みが効果的である。</p> <p>・町単独のスポーツイベントに多くの住民が参加できるなど、地域スポーツ振興が容易である。</p> <p>・県民体育大会や各種スポーツ大会の出場が比較的容易である。</p> <p>・体育施設の住民利用については、施設がある程度充実していることから優先利用が可能である。(雫石町)</p> <p>・村内の地域の特性に合ったきめ細やかな学校運営や事務事業の実施が容易である。 * 特色ある学校づくり事業 * 滝沢村立小中学校児童生徒就学助成要綱 (遠距離通学費等の助成) * 学校評議員制の全校導入</p> <p>・地域の実情に合った子ども会やジュニアリーダーの育成が出来る。</p> <p>・きめ細かい文化保存団体の育成支援が図れる。</p> <p>・地域に密着したスポーツ振興が出来る。(滝沢村)</p>
------------------	---	--



<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似施設の計画的整備が可能となる。</li> <li>・利用できる施設が増える。</li> <li>・学区の見直しで直近の学校に通学できる。(玉山村)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育分野では、学区の見直しで最寄りの学校へ通学が可能になる場合もある。</li> </ul> <p>現在は、矢巾町と体育施設・文化施設の相互利用を行っている。(紫波町)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、本町にある体育施設のうち、勤労者スポーツ施設、運動公園、温泉保養公園グラウンド及びテニスコートは、町外者の利用が極めて多い。単独でも広域的な利用は図られている。(紫波町)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習機会の増大 研修会や講座など様々な方面の学習する機会が増える。</li> <li>・図書館の有効活用 現在ある各市町村の図書館にある図書を共有することができるので図書が有効に利用される。</li> <li>・学区の柔軟な設定 市町村の境界がなくなり学区を見直すことでより近くの学校に通学することができる。(矢巾町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化会館の自主事業 住民のニーズに合った事業が展開されやすく、身近な施設として利用もしやすい。</li> <li>・教育振興運動ならびに自治公民館活動 学校と地域との連携の希薄化し、活動が衰弱化する懸念がある。</li> <li>・競技スポーツ振興では、合併した場合、強者中心に活性化が図られ、種目別競技及び協会は弱体化することが懸念される(矢巾町)</li> </ul>	
<p>⑦コミュニティ対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併しても、現在の自治公民館単位でのコミュニティは残ると考えられる。問題は、新市がコミュニティをどのように考えるかで違ってくる考えられる。地域コミュニティを重視する政策でありたい。(紫波町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・39ある自治会組織の活動拠点として自治公民館の設置に力を入れ現在32自治公民館を整備した。これは、単独であればこそ実現できたものと思っている。(玉山村)</li> <li>・本町の施策は、住民・企業・行政の三位一体による取り組みを基本としており、住民の取り組みは現在の自治公民館単位でのコミュニティが基本になる。これまでの実践活動が継承されることで、さらに本町の政策が推進できる。(紫波町)</li> <li>・コミュニティ条例の制定により、良好な自治意識が形成されている。(地域に必要な施設等に対する愛着と負担に対する意識が醸成されてきている。)ので、合併した場合に自治意識の希薄化が懸念される。</li> <li>・コミュニティ施設整備補助 施設整備は現在の町の規模であればこそ補助金の交付も可能である。(矢巾町)</li> </ul>

<p>⑧産業振興</p>	<p>・合併の効果として農用地利用集積の促進が見込まれ、担い手の規模拡大や経営の安定につながるなど農業経営基盤が強化される。また、盛岡広域圏の方で盛岡市内に農用地のある方や盛岡広域圏に農用地を所有する盛岡市民にとっては、各種届出等の窓口が一本化されることで利便が図られる。</p> <p>・牧場経営 盛岡市、滝沢村、玉山村は、牛等の預託放牧を行う牧場を経営しているが、これらを統合し、又は機能分担により経営することにより、効果的な経営が期待できる。</p> <p>また、牧野組合等が経営する牧場もあり、これらも併せて考えていく必要がある。</p> <p>・他町村にまたがる農業基盤整備事業については、国営・県営事業が主となるが、合併により、より統一的な整備やきめ細かい土地改良区等の地元対応が可能となるものと考えられる。(盛岡市)</p>	
		<p>・農業を基幹産業としている当町にとっては、地域資源を有効に活用し安定的、効率的で収益性の高い農業生産体制の確立を構築し、体質の強い農業構造の確立めざし、稲作を基幹としつつ多様な作目を組み合わせた特色ある産地形成が可能となる。(雫石町)</p>
	<p>・農業関連施設については、地域間調整をおこなうことにより効率的に事業が実施できる。(滝沢村)</p>	<p>・地域の特色を生かした作物を作付けし、特色のある特産品が開発されることにより、その地域の所得増進を図ることが出来る。(滝沢村)</p>
	<p>・企業誘致は広域的取組みの方が多様な企業ニーズに対して柔軟に適地を紹介できるなどの利点があり、合併して誘致活動した方がより効果的である。(玉山村)</p>	<p>・大型店舗等の進出が予想され、個人商店の衰退が懸念される。</p> <p>・農業分野などで、地域の特性を活かしたきめ細かな指導体制の確立が困難となるのではないか。(玉山村)</p>
	<p>・市になることのイメージ、広域的に誘致企業を調整できるなどのメリットから、企業誘致が有利に展開できる場合もあると期待される。(紫波町)</p>	<p>・本町の産業は農業が基幹であり、紫波町イメージ推進の役割も担っている。農産物を原材料とした特産品の開発も着実に進められており、次のステップを確実に推進できる。(紫波町)</p>
	<p>・観光ルートの設定 広域による観光エリアや観光ルートを設定し、よりPRが促進される。</p> <p>・農産物の大規模団地化の形成 単一作物の大規模団地化により、耕作の効率化とブランド化がなされ、販売ルートが画一される。</p> <p>・広域農協（JAいわて中央）と合わせた農政展開 現在の複数市町村にわたる広域農協と協同して農政の展開がされ易くなる。(矢巾町)</p>	<p>・TMOの推進</p> <p>・営農指導（広域化による細部の営農指導等ができなくなる。）</p> <p>・目配りが届く農業 農業者へ補助制度の指導など、個々に対するきめ細やかな農政サービスが展開できる。(矢巾町)</p>

<p>⑨防災・防犯・交通安全</p>	<p>・6市町村の広域合併が現実になると、盛岡東、盛岡西及び紫波といった警察署の所轄範囲並びに盛岡及び紫波の交通安全協会区域が行政単位と一致することから、広範囲で統一された交通安全啓発が可能になる。(盛岡市)</p> <p>・関係市町村の情報の共有化や連絡網の整備など広域的な支援活動の体制の構築が検討されているが、合併により一部推進される。(雫石町)</p> <p>・この分野は、合併による実効的なメリットは少ないのではないかと。あるとすれば、財政規模の拡大による財源の柔軟性確保が期待できる程度ではないかと。この分野でも地域コミュニティが推進母体と考えられる。(紫波町)</p>	<p>・現在、交通安全教育専門員を配置しているのは、本市と滝沢村だけであることから、各学校や幼稚園などと詳細な打ち合わせによる交通安全教室を展開できているが、広域対応の場合は、教育内容の重点がぼやけたり、指導内容にばらつきが出る可能性がある。(盛岡市)</p> <p>・災害などにおいて、住民と行政の相互信頼関係が構築しやすい。例えば、住民などの避難誘導を発動し避難生活を強いる場合などは、普段から顔の見える範囲、いわゆる身近な人間関係の構築が大事である。(雫石町)</p> <p>・防災対策は、昨年の台風被害の経験から、行政区域の地理に精通した職員がいなければ迅速な対応ができないことが分かった。合併して広大な面積の行政区域になると、職員の異動などで勤務地が変わることなども考えられ、その場合の災害対応について、入念にシミュレーションしておく必要がある。また、病院関係職員を除く人口1000人当たり職員数は、滝沢5.8人、盛岡・矢巾が7.9人、紫波8人・玉山村10.6人、雫石12.5人であるが、合併により職員数が減る場合は、災害に対する自衛組織の強化が必要と考えられる。防犯・交通安全についても小さなコミュニティ単位の方が取り組みやすいのではないかと。(紫波町)</p> <p>・防災無線等システム関係 ・交通、消防等をはじめ各団体組織については、細部にわたった活動の展開ができる(矢巾町)</p>
<p>⑩基盤整備</p> <p>道路</p>	<p>「第4次盛岡地区広域市町村圏計画」(盛岡広域行政事務組合)に示されている、広域交通ネットワークの整備。      具体的事業：「広域圏道路整備事業」の継続推進      また、道路事業及び街路事業等の一般的なメリットとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の集中投資</li> <li>・各関係機関との協議における統一した対応</li> <li>・整備水準及び技術基準の統一</li> <li>・各地域間における事業スケジュールの調整が図られる。(盛岡市)</li> </ul> <p>・旧市町村間を結ぶ新たな道路整備が期待できる。(玉山村)</p> <p>・県道昇格を希望している町道の県道昇格推進が期待できる。(紫波町)</p>	<p>・人口集積地域の道路整備が中心になると懸念されるため、農村部では、単独に期待する傾向がある。(紫波町)</p> <p>・除雪対応      細部にわたり早期除雪が可能である。      ・道路維持補修      エリアが狭いことで道路管理がいき届き、早期補修が可能である。(矢巾町)</p>

<p>都市計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後の盛岡広域都市計画における新しい土地利用計画を踏まえた都市計画道路網の検証及び道路整備プログラムの策定。(盛岡市)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な視点から、土地利用、都市設計及び市街地の面的な整備など、効率的・重点的な公共投資が可能となる。(雫石町)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡広域都市圏を単一市とすることで、広域的に計画的な市街地整備や都市施設整備を進めることができる。</li> <li>・市町村境界付近における都市計画施設の効率的な整備が図られる。</li> <li>・都市計画立案にかかる行政経費の節減が図られる。(滝沢村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡広域都市圏における中心部と周辺部における地域格差を生じさせないため、及び現市町村ごとにある課題解決には、単独で市街地整備及び都市施設整備の事業計画をすることで早期実現を図ることができる。(滝沢村)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現盛岡広域都市計画では、本村の市街化調整区域が広大であり、土地利用上色々の支障や住民の規制緩和要望もあることから、新市の新たな都市計画策定時に見直しが期待できる。</li> <li>・合併特例債等の活用により、街路計画や下水道整備等が促進される。(玉山村)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡都市圏将来ビジョンにも示されており、合併しても、基本的に本ビジョンと同様の方向性で建設計画が検討されると考えられる。ビジョンに示された内容は本町で現在取り組んでいる内容であり、合併による特筆すべきメリットは見いだせない。(紫波町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度から日詰駅前土地区画整理事業を実施している。(最終:平成20年度)合併の場合は、新市の建設計画に盛り込んでもらわない限り、推進は期待できない。(紫波町)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用計画 中心部と周辺地域との地域格差が生じることが懸念されるため、現市町村ごとの土地利用計画及び都市整備計画を進めることで早期実現が図られる。(矢巾町)</li> </ul>

<p>水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の一元化 水道の管理部門を中心に統廃合を図ることにより、効率的な水道事業経営が可能となる。</li> <li>・料金等の格差是正 市町村間で水道料金や手数料が異なることから、合併することにより料金等の格差是正が図られる。</li> <li>・施設の維持管理 合併により、従来よりも効率的で充実した施設の維持管理が可能となる。</li> <li>・水源の有効活用 既存の水源や今後開発予定の水源について広範的観点から検討することにより、水源の効率的な活用が図られる。なお、それに伴い、既存の水道施設の統合も可能となる。</li> <li>・水源保護条例 現在の水源保護条例の適用は、市の行政区域内に限られているが、合併により区域を拡大することにより、水源保護条例の本来の趣旨が達成できる。</li> <li>・水質検査体制 現在、盛岡市水質検査センターにおいて、盛岡市と近隣の4町3村の水質検査を行なっているが、合併により自己検査体制となることにより、水質管理の充実を図ることができるようにする。</li> <li>・補助・融資制度 合併により、現在盛岡市で実施している補助・融資制度を周辺町村に適用することにより、補助・融資制度の目的を広く適用することが可能となり、制度の趣旨をより効果的に達成できる。(盛岡市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村間で水道料金や手数料等が異なることから、合併して料金等の統一を図ることとなるが、その調整には慎重を期する必要がある。</li> <li>・簡易水道の取り扱い 合併により、上水道事業については統合することになるが、他町村に現存する簡易水道事業については、上水道事業に統合するか、簡易水道事業として継続するか検討する必要がある。</li> <li>・補助・融資制度 合併により、現在盛岡市で実施している補助・融資制度を周辺町村に適用することにより、補助・融資制度の目的を広く適用することが可能となるが、そのためには多額の財政負担を伴うことになることから、慎重に検討する必要がある。(盛岡市)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源の確保を統一的、一体的に行うことができる。</li> <li>・水同施設の合理的配置により重複投資を回避できるとともに、集中管理などによって経営の合理化が図られる。</li> <li>・水の相互融通が可能となり、水利用の合理化や渇水、地震等の自然災害への対応を期待できる。</li> <li>・料金の格差が是正され、広域的な受益の均衡化が図られる。(雫石町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時や利用者の要望等に対し、迅速な対応が可能である。</li> <li>・地域の特性に合わせた事業運営ができる。(雫石町)</li> </ul>
	<p>上水道について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源保全の観点からは、行政界を越えて上流域への取組みを必要とする下流域都市にとっては、同一行政として一元的な取組みを行いたいためその手法として合併が挙げられるのは理解できる。</li> <li>・品質管理については、人事異動による技術の継承などの点で岩手郡内の小規模水道事業体は問題を抱えており、技術管理・経営管理について他の事業体への外部委託若しくは共同経営(合併)が有効と思われる。(滝沢村)</li> </ul>	<p>上水道について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源保全については、滝沢村としては、村外の行政区域から流入する水源は将来的にもありえないため、独自の施策で対応可能であり取り組みやすい。</li> <li>また、非常時若しくは災害時の対応については、盛岡広域・岩手県・全国規模において支援体制が確立しており、高水準の地元サービスが可能となっている。</li> <li>・岩手山麓の良質で豊富な地下水を有している本村は、ダムの水を用いることに比べて浄水コストが低く、その結果として給水原価も低いいため、将来ともおいしい水を安く提供することが可能である。</li> <li>・これらのことから村としては単独が最も有利と考えるが、今後岩手郡内の町村の水道事業を支援する立場としての村の具体的な施策を検討する必要がある。(滝沢村)</li> </ul>

<p>汚水処理</p>	<p>・全県域汚水処理適正構想に基づき、汚水処理の実施計画が各市町村で作成されており、平成22年度県全体で80%となるよう事業推進が図られているので、より効率的な整備を地域一体となり推進することが望ましい。(盛岡市)</p> <p>・処理施設の建設には、多額の設備投資と維持管理や投資効果の面から、町単独では現実的ではない。広域的かつ長期的視点に立った減量化及び処分の効率化が図られる。(雫石町)</p> <p>・公共下水道整備が今以上に促進される。(玉山村)</p> <p>・汚水処理は、環境政策とも密接に関連しており、合併すれば、普及率の低い地域を残して、既に計画されている本町計画を計画どおり推進していけるとは考えにくい。(紫波町)</p>	<p>・農業集落排水及び合併浄化槽設置整備の促進</p> <p>・事業推進及び維持管理上、集落の連帯感が求められるが、広域で取組んでも特段支障がないと思われる。(雫石町)</p> <p>・本町は、これまで、公共下水道・集落排水など汚水処理は積極的に進めてきた。今後は、合併浄化槽など初期投資の少ない方法で処理を進めることが効率的・効果的であると考えている。(紫波町)</p>
<p>公園</p>	<p>・総合運動公園の誘致(盛岡市)</p> <p>・広域公園、運動公園などの比較的規模の大きい公園の維持管理及び運営は一元的に行うことにより、経済性、利便性が向上される。(雫石町)</p> <p>・都市公園の整備等施設整備が期待できる。(玉山村)</p> <p>・施設整備とランニング・コスト負担は、まちの規模が大きい方が有利。(紫波町)</p>	<p>・各地域にある小規模な公園については、地域との協働により、適切かつ効果的な管理運営が可能となる。(雫石町)</p> <p>・各地域にある一般公園の維持管理については、単独の方が地域と協働した迅速な対応等効果的であると考えられる。(滝沢村)</p> <p>・現在、児童公園や農村公園の日常管理清掃は地元で行っている。(城山公園などの都市公園は町管理)消耗品代相当額程度の補助あり。地元で維持管理を行うことにより公共施設に対する愛着を醸成できる。本町では、アダプト・プログラム(公共施設の里親制度)を今年度から推進している。(紫波町)</p>
<p>⑪電算関係</p>	<p>・業務の外部委託 ハード、ソフト等一括して外部委託することでコストの削減や効率的な運用が可能である。(矢巾町)</p>	<p>・既設システムの統合問題 関係市町村のシステムを統合することに相当な労力・時間を要することが懸念されるので、そうした面からすれば現状の単独の方がよい場合もあると考えられる。(矢巾町)</p>

<p>⑫その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築物の営繕 当市では、各専門技術職員が市有建築物の営繕業務を担当している。このことは業務の公平性および中立性を確保し、市民の安全性、利便性などを図るために重要であると言われている。また、これまでに各市町村で蓄積してきた技術やノウハウを共有化することで、より良質な公共建築物の整備が可能となる。(盛岡市)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道 広域基幹林道や普通林道等の林業生産基盤の整備を総合的かつ一体的に整備ができるとともに、効果的な均衡のある配置とすることが出来る。(盛岡市)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水整備 滝沢村との境界地区の雨水排水については、共同で取組むことがより効率的に整備ができる。(盛岡市)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡に住みたくても事情が許さず紫波町に暮らしている人は、盛岡との合併を望んでいる。(紫波町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紫波町を終の棲家として、あるいは紫波町という町そのものが気に入って紫波町に移り住んだ人は、単独を支持している。(紫波町)</li> </ul>

## (5) 合併に係る諸課題等(主要施策等)

【盛岡市】

重点的に取り組んでいる施策、事業	合併した場合どのように考えられるか
1 新市街地の形成	既存市街地から盛岡南地区に至る軸状都心を形成し、都市機能の充実を図るため、盛岡駅西口の都市整備と盛岡南地区の都市開発整備を進めており、広域としての拠点性の向上が期待される。
2 総合交通施策の推進	現在、オムニバスタウン計画を推進しているが、近隣町村と連携することにより、さらに実効性のある広域的なネットワークが形成され、盛岡市の交通渋滞緩和にも効果が出てくるものと考えられる。
3 創業支援及び産学官連携事業	3市町村で共同で実施している起業支援である「地域人材ネットワーク事業」は、合併した場合、盛岡広域の他の自治体に拡大することが期待できる。また、産学官連携事業は広域の資源(人、物、技術)を企業、大学で活用し、産業活性化を目指すものであり、合併によって益々その力を発揮することが期待される。
4 広域観光の推進	現在においても、八幡平国立公園協会など広域圏で連携を図りながら観光客誘致に取り組んでいるが、合併することで、より一体的に推進することが可能になり、その効果が高まることと考えられる。
5 快適な都市環境の創出	環境保護地区・保存建造物の指定や都市景観の形成は本市が先進的に取り組んでいる分野である。合併した場合、広域的な環境保全施策が図られることとなるが、他町村に係る対象の基礎調査や指定手続きなどには、かなりの時間を要する。また、水源保護条例は合併により区域を拡大することにより、水源保護条例の本来の趣旨が達成できる。
6 在宅・施設福祉サービスの充実	施設福祉については、都市規模が拡大することによって、施設整備計画にスケールメリットが期待できる。在宅福祉については、きめ細かな対応には限界があり、合併した場合のサービス拡大には相当の時間と経費の増大が必要である。



合併に係る諸課題等（主要施策等）

【雫石町】

		合併した場合どのようなことになるかと考えられるか
1	担い手育成と農業生産振興による特色ある農業の産地形成	農村と都市、生産者と消費者、中山間地域と平地地域など、それぞれの立地条件や特性、役割を活かした農業生産活動を通じた多面的機能の維持増進は可能であると考えられるが、農家や担い手組織への経営指導や相談など、地域ぐるみ農業のきめ細かい支援は希薄になり、農業の担い手育成や農業生産振興が停滞し、農業、農村が崩壊していくことが危惧される。
2	雫石型グリーン・ツーリズムの確立による特色ある観光基地の形成	中山間地域の豊かな自然、食文化、伝統工芸、温泉や観光施設など本町の農村に対する都市住民の期待に応えながら、交流による地域づくりや地域資源の高付加価値化を推進する滞在型・通年型観光を促進することは可能であるとされる。しかし、その一方では、農業生産や起業活動による農業収益の向上を図る施策を展開していかなければならないものであるが、中山間地域の農業、農村への施策支援が都市住民の理解が得られない場合、特色あるグリーン・ツーリズムの広域的確立は困難となっていくことが考えられる。
3	中心市街地の活性化による商業の振興	中心市街地活性化基本計画の策定作業中である。合併した場合、広域的、長期的視野に立った計画が検討されることにより、人口密度が高い地域や交流人口の多い地域など、都市部周辺を中心とした市街地形成が図られる。それにより、本町商店街が空洞化し、更には伝統あるまつりなどの住民参加活動が停滞することにより郷土愛が希薄となり、町民の「まちづくり」意欲が減退していくことが危惧される。
4	生活環境の整備充実	生活環境の整備充実の一環として、粗大ごみ等の一般廃棄物の適正な処理を行う体制と施設拡充を図る一般廃棄物対策に取り組んでいるところである。合併した場合、先進的に取り組んでいた自治体に誘導、誘発され環境保全に対する職員や住民の意識が高くなり、雄大な自然に囲まれた資源循環型社会の構築が可能であるとされる。
5	行政評価システムの導入・構築と行政改革の推進	官、民、住民による「協働推進型」行政、いわゆる「共治」の自治体経営理念に基づき、住民の行政への参画、職員の意識・行動改革、徹底した情報の提供と住民への説明責任、そして行財政に関する評価システムの導入に向けた取り組みを推進しているところであるが、合併した場合、統一した自治体経営の理念やビジョンを住民と協働で進めることができない恐れがある。

合併に係る諸課題等(主要施策等)

【滝沢村】

重点的に取り組んでいる施策、事業	合併した場合どのようにになると考えられるか
1 生活基盤の整備	道路に関しては、市町村境界に関わる整備は、計画、整備において効率化が図られコストの削減が考えられる。しかし、下水道整備に関しては、通常の事業ベースで変更はないと考えられる。また、都市施設整備が中心市街地に集中され、離れた地域との整備格差が広がることも考えられる。
2 公共交通の整備	駅周辺整備は、多額の費用と期間が必要となることから集中投資することにより、効率良く整備できることが考えられる。また、バス交通については、広域的視野から利用者のニーズに沿った路線や時間を設定することができる等が考えられる。
3 産業振興	広域での土地利用を考慮することができるため、その地域の特色を活かした大規模な産業を展開しやすくなり、産地間競争や企業間競争にも勝ち残れる産業振興ができることが考えられる。しかし、合併により行政体が大きくなるため、新たな商業や工業の展開が難しいことが考えられる。
4 少子・高齢化対策	少子・高齢化対策としては、今後は重点施策の促進が図られる一方、現在のサービス水準の見直しが考えられるが、それぞれの市町村の施策が違うことから調整が困難であると考えられる。
5 行政経営改革	それぞれの市町村で、行政経営改革を実施しているが目指すべき理念と程度が異なり、どの手法が良いかの決定し、改革に対し住民の理解と協力を得て理念を展開するには困難であると考えられる。
6 地域コミュニティ	地域コミュニティについては、住民との協働で地域まちづくりを推進してきているため、目指すべき目的が確立されつつあります。しかし、合併した場合に行政体が大規模になるため、市町村意識の違いから支援体制が弱くなり、自立したコミュニティが損なわれる恐れがあります。

合併に係る諸課題等(主要施策等)

【玉山村】

重点的に取り組んでいる施策、事業	合併した場合どのようにになると考えられるか
1 企業誘致の推進	交通機関の発達や道路網の整備等により、通勤圏が広域化してきている。こうした中であって、合併して市となることでイメージアップが図られ、企業進出の環境が醸成され盛岡広域圏全体の雇用の場の創出、定住人口の増加が期待できる。
2 事務事業評価の充実	国・県を通じる厳しい財政状況にあって、行財政改革を最重要課題として取り上げている。本村では、まず事務事業の洗い出しを行い、事務の統廃合や効率化等の検討を行うため、平成13年から実施している。検討調書で広域行政での取り組みがより効果的かどうかを記入する項目を設けたが、広域での取り組みがより効果的とされた事業が全体の65%程あり、合併することにより事業効果が表れる事業が多くあるものと思われる。
3 健康づくり行動計画の実践	自分の健康は自分で守るを基本理念に各種検診事業の充実や生活習慣病対策に力を入れ、健康長寿の村づくりを实践するため「玉山村健康づくり行動計画」を策定中であるが、合併によりきめ細かな保健指導が実践できるか、不安である。
4 浜民地区区画整理事業の推進	組合施行ではあるが、村としても経費負担や技術援助を行うなど事業促進を図り快適な住環境整備による定住人口の増加等を期待しているところである。合併によるイメージアップが図られる期待があるが、新市の他地区との販売競争が激化することが予想され、計画的な販売が推進できるか不安な面もある。
5 下水道事業の促進	本村の豊かな自然を保全し快適な生活空間を創出するため、下水道事業の整備促進を図っているところであるが、合併により通常の事業計画より整備が促進するものと思われる。
6 電子自治体の構築	情報公開、住民参加型行政の推進及び情報通信技術を利用した教育環境の整備等を目的とした地域イントラネット事業を推進しているが、合併した場合、システムの共有化が可能かどうか検証が必要である。

合併に係る諸課題等(主要施策等)

【紫波町】

重点的に取り組んでいる施策、事業	合併した場合どのように考えられるか
1 自然との共生、資源循環社会の構築 【有機資源循環】	<p>有機資源をたい肥に変える「えこ3ぷらんセンター(たい肥製造施設)」第二棟の整備と第一棟の試験稼働、本格運営のための準備として、農地の土壌試験を実施する。センターで製造されたたい肥をフルーツパークで実証的に活用する。安全・安心農畜産物の生産につなげる。</p> <p>合併した場合、構成市町村の理解が得られれば係る理念の普及拡大が期待できるが、理解が得られないときは、これまでの取り組みの成果が水泡に帰することも考えられる。</p>
2 自然との共生、資源循環社会の構築 【森林資源循環】	<p>行政区域内の森林資源が活用され再生される仕組みを構築し、一連の流れが産業として定着させるための民需拡大刺激策として①町産材利用木造住宅建設資金の利子補給補助金制度の創設県産材を活用した場合の県の助成措置と併用できる町の利子補給制度、②町内業者による町産材活用新築住宅の固定資産税減免制度の創設。③森林資源循環フォーラムの開催。</p> <p>合併した場合、盛岡市では中央資本の建設会社も多く、地元業者のみの協力・調整を図ることが難しいのではないかと考えられる。</p>
3 自然との共生、資源循環社会の構築 【無機資源循環】	<p>ゴミの減量・再利用・再生化などを柱とした5R運動、マイパック運動の啓発、資源リサイクル運動奨励補助、NPO法人「紫波みらい研究所」と連携した体験的環境学習機能やキッズISO(学校と連携)の取り組みなど。</p> <p>構成市町村の現在の取り組みから推察すると、合併すると本町と同レベルかそれ以上の取り組みができるとは考えにくい。</p>
4 健康づくり 【元気はつらつ紫波計画】	<p>元気で幸せな人生を送る上で「健康」は重要な資源と位置づけ、健康寿命の延伸を図り、元気はつらつな町民を増やすことを目的に平成14年3月策定した。米寿(88歳)まで身の回りのことは、自分で行う人が増加することを目標に町民、事業所、行政等各関係機関が協力・連携して健康づくりに取り組んでいる。</p> <p>とりわけ具体の事業には、町長自らが率先垂範で参加しているが、合併して区域が広大になると、こうした取り組みは後退することも考えられる。</p>
5 少子化対応 【保育所統合と運営主体の見直し】	<p>志和保育所・片寄保育所を統合し、老朽化が著しい施設を新築する。昨今の保育需要に対応して乳児保育・一時保育にも対応するほか、運営を民間組織に委ね公設民営型の保育施設とする。</p> <p>構成市町村には、民営の保育施設のみ自治体もあり、合併後は民営化が加速することも考えられる。</p>
6 都市整備 【日詰駅前土地区画整理事業】	<p>日詰駅前広場と都市計画道路一体的な整備を行い、町のシンボルゾーンとしてふさわしい良好な市街地形成、駅前商店街の活性化を図る。事業期間H14年度～H20年度。施行面積5.8ha。総事業費2,626百万円。</p> <p>合併後も本事業を推進するためには、新市の建設計画に組み入れることが鉄則となる。</p>

合併に係る諸課題等(主要施策等)

【矢巾町】

	重点的に取り組んでいる施策、事業	合併した場合どのようになると考えられるか
1	TMOの推進	市町村合併により、商工会の合併も考えられる。TMOに商工会を認定しているが、盛岡市の場合第3セクターである。中心市街地が2ヶ所以上の場合、TMO認定団体が1つで推進可能か不安である。
2	駅周辺等区画整理事業	矢巾駅周辺と流通センター南側(広宮沢第二)の区画整理事業については、多額の一般財源・起債が見込まれることから町の財政状況が懸念されている面もあるが、合併によりそれが解消され事業の促進がはかれるのではないかと期待されている。
3	岩崎川改修事業	県事業で整備が進められているが、町の計画に対する進捗率は43%にとどまっているので、合併した場合一層の促進が期待できるのではないかと期待されている。
4	地産地消の促進	転作作物等、地産地消の拡大が期待できる。
5	生活道等の整備	生活道整備の陳情を受けている路線が数多くあり、それらの整備促進が図られるのではないかと期待されている。また、都市計画街路についても一層の整備が進められるのではないかと期待されている。
6	生活習慣の改善に重点を置いた健康づくり事業	今後の保健事業は生活習慣の改善に重点を置いた、個別の健康支援による健康づくり事業の推進が必要であるが、大規模人口となる場合、職員1人当たりの対応人数が膨大となり実施は困難。